

令和3年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 2月26日（金）

・開 会	9
・会議録署名議員の指名	10
・会期の決定	10
・町長施政方針	10
・行政報告	15
・議案等の上程（議案第4号～第28号）	15
・議案等に対する質疑	23
・陳情の報告（陳情第1号）	23
・陳情に対する質疑	26
・議案等の委員会付託	26

第2号 3月1日（月）

・一般質問	31
田川正治議員	31
1. 新型コロナウイルス感染症防止のために、福岡県含む10都府県が緊急事態宣言になり、自粛と併せた補償と支援が求められるが、町として新年度予算編成で、国の交付金などを活用した社会福祉関連分野の負担軽減の検討と予算化について	32
2. 政府は公立小学校の学級編成標準を35人に引き下げることを決定し、2021年度は小学2年生を対象とし、それ以降は毎年1学年ずつ低学年から順に6年生まで35人学級に移行することになります。今後25年間、児童・生徒が増加する町として、将来を展望した小学校の新設や教職員の補充が必要になるが、町の対策と計画について	44
福永善之議員	50
1. 役場内のハラスメントについて	50
太田健策議員	71
1. 新型コロナウイルスワクチン接種シミュレーションについて	71
2. 区長制度について	78
川口 晃議員	83
1. コロナウイルス感染症対策をどうすすめるのか	84
2. コロナ禍の中で救済を要する人々に対する対処について	87

3. 少人数学級教育をどのように進めるのか。その方策について……………	96
案浦兼敏議員……………	99
1. 令和3年度予算編成方針と当初予算案……………	99
予算編成方針……………	99
当初予算案……………	102
財源対策……………	104
2. 市制に向けての準備……………	107

第3号 3月2日(火)

・ 一般質問……………	116
久我純治議員……………	116
1. 冠水する長者原下区公民館前の道路……………	116
2. 街路樹や公園等の木に背番号を……………	120
山脇秀隆議員……………	125
1. コロナ禍における施政方針と当初予算について……………	125
末若憲治議員……………	134
1. 大規模災害の対応について……………	135
2. 町立保育所2園の建替えについて……………	140
3. 今後の学童保育に関する町の取組みについて……………	145
4. 落橋した水鳥橋について……………	147
本田芳枝議員……………	148
1. 福祉避難所について……………	148
2. 道路側溝の管理について……………	157
3. ICT教育の学校現場での教育方針について……………	161
中野敏郎議員……………	168
1. 令和3年度施政方針等について……………	168
2. 任期4年間の総括として……………	174
・ (追加) 議案等の上程(議案第29号～第31号)……………	180
・ (追加) 議案等に対する質疑……………	182
・ (追加) 議案等の委員会付託……………	182

第4号 3月18日(木)

・ 各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	188
議案第4号 粕屋町ふるさとづくり基金条例の一部を改正する条例につい	

	て……………	188
議案第5号	粕屋町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について……	188
議案第6号	粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について……………	188
議案第7号	粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について……………	188
議案第8号	粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	192
議案第9号	粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	193
議案第10号	粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	193
議案第11号	粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について……………	193
議案第12号	令和2年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	198
議案第13号	令和2年度 粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……	200
議案第14号	令和2年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	200
議案第15号	令和2年度 粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	200
議案第16号	令和2年度 粕屋町水道事業会計補正予算について……………	202
議案第17号	令和2年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について……………	202
議案第18号	令和3年度 粕屋町一般会計予算について……………	204
議案第19号	令和3年度 粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	207
議案第20号	令和3年度 粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	207
議案第21号	令和3年度 粕屋町介護保険特別会計予算について……………	207
議案第22号	令和3年度 粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について……………	207
議案第23号	令和3年度 粕屋町水道事業会計予算について……………	210
議案第24号	令和3年度 粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	210
議案第25号	住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について……………	212
議案第26号	糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合理約の一部変更に関する協議について……………	213
議案第27号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について……………	213

議案第28号 須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について……………	215
（追加）議案第29号 令和2年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	217
（追加）議案第30号 令和3年度 粕屋町一般会計補正予算について……………	218
（追加）議案第31号 工事請負契約の締結について……………	219
陳情第1号 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情……………	221
・ 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査……………	226
・ 閉 会……………	227

令和3年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

令和3年2月26日（金）

令和3年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

令和3年2月26日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 行政報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 陳情の報告
- 第8. 陳情に対する質疑
- 第9. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 福 永 善 之
2番 井 上 正 宏	10番 久 我 純 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 本 田 芳 枝
4番 安 藤 和 寿	12番 八 尋 源 治
5番 中 野 敏 郎	13番 木 村 優 子
6番 太 田 健 策	14番 山 脇 秀 隆
7番 川 口 晃	15番 小 池 弘 基
8番 田 川 正 治	16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（15名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
総務課長	堺哲弘	経営政策課長	今泉真次
協働のまちづくり課長	豊福健司	給食センター所長	中原一雄
都市計画課長	田代久嗣	道路環境整備課主幹	青木裕次
上下水道課長	松本義隆	総合窓口課長	渋田香奈子
介護福祉課長	石川弘一		

(開会 午前9時30分)

◎議会事務局長（古賀博文君）

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

全国町村議会議長会及び福岡県町村議会議長会より、永年の議会議員としての功労に対し、本田芳枝議員が表彰を受賞されました。ここで、受賞者の方へ伝達していただきます。なお、本田議員より、議場における伝達の模様の関係者の方による写真撮影の申し出がありましたので、議長がこれを許可されていらっしゃることを申し添えます。それでは、本田芳枝議員は発言席前方へお願いいたします。

鞭馬議長から、本田議員へ伝達をしていただきます。

(議長 鞭馬直澄君 発言席前へ)

(11番 本田芳枝君 発言席前へ)

◎議長（鞭馬直澄君）

表彰状、福岡県粕屋町 本田芳枝殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和3年2月9日。全国町村議会議長会 会長 松尾文則、代読。

おめでとうございます。

(表彰状伝達)

表彰状、糟屋郡粕屋町議会議員 本田芳枝殿。貴殿は、多年町村議会議員として、地方自治の振興発展に貢献せられ、大きな功績を残されましたので、これを表彰します。令和3年2月18日。福岡県町村議会議長会長、井手元正人、代読。

おめでとうございます。

(表彰状伝達)

(議長 鞭馬直澄君 議長席へ)

◎議会事務局長（古賀博文君）

それでは、受賞されました本田議員から謝辞が述べられます。

◎11番（本田芳枝君）

本田芳枝でございます。

本日は、私の15年間の議員活動に対して、このように立派な表彰状をいただき、誠にありがとうございます。福岡県と国からということでございますが、昨年には、同じく粕屋町から自治功労者として推奨していただきました。あっという間の15年でした。粕屋町は、私の生まれ育ったところ、この大好きな粕屋町だからこそ、続けられた議員活動ではないかと思っております。生まれ育った乙仲西区は、須恵川の土手の決壊による水の氾濫をまともに受ける地域、毎年と言っていいほど被害が

ありました。そんな地域のために、骨身を惜しむことなく、働いている父や地域の皆さんの姿を見続けてまいりました。

私の議員としての原点は、粕屋中学校における社会科の調べ学習だったのではないかと考えております。学校図書室で調べ、またそれを発表する機会に恵まれ、学びの楽しさを知ったことからだったような気がいたします。図書館を粕屋町にという住民運動で、日本の図書館を100以上。また、夫の仕事について幾つもの国の図書館を中心にしたまちづくりを、幾つもの国の図書館を中心にしたまちづくりを見る機会を得ることができました。図書館を訪ねると、必然的にその地域の暮らしに触れることができました。そんな土台があつての粕屋町での議員活動でした。

私は、この仕事が天職と思えるほど好きでございます。仕事を通して、多くの方に出会い、学ばせていただいております。この学びを少しでも粕屋町の皆さんにお返しすることができれば、幸いでございます。多くの町民の皆さんが住んでよかった粕屋町と思ってくださることを、まちづくりにこれからも精進させていただければと心から願っております。

本日はありがとうございました。

◎議会事務局長（古賀博文君）

伝達を終わります。本田議員はマイクをオフにされ、自席にお戻りください。

（11番 本田芳枝君 自席へ）

◎議長（鞭馬直澄君）

皆さま、改めましておはようございます。

去る2月23日、粕屋町消防団第10分団消防自動車入魂式に参列させていただき、団員の皆さまと消防自動車の安全を切に祈願をいたしました。防火活動のみならず、災害発生直後における人命救助、初期消火、普段の地域の見守りなど、地域に密着した消防団活動の重要性がますます増していることを改めて認識をいたしました。

我々、現在の議員の任期は、本年4月28日までです。定例会としては、最後の議会となります。議会の持つ様々な権限の中でも、最も本質的、基本的なものに、議決権があります。今定例会に上程されます議案につきましては、十分な委員会審査、及び本会議における審議をよろしくお願いをいたします。

また、現在、福岡県には新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出されております。1日ごとの感染者数は1月16日の411人から、昨日は39人と大きく減ってきております。福岡県は、政府に緊急事態宣言の解除を要請しております。更なる感染者数の減少に向けて、一人一人がしっかりと感染防止を徹底するときであると思います。決して油断はできないと考えております。一刻も早い終息に向けて、力を合わせて取組みをしたいと思っております。

このような状況の中ですので、本定例会の執行部の出席は、特別職であります町三役、及び議案を提出されました関係部課長の出席要請とさせていただいておりますことを、ご了承いただきたいと思います。

本日、執行部の安松道路環境整備課長より欠席の届け出があっております。代わりまして、青木主幹が出席されております。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、末若憲治議員及び14番、山脇秀隆議員を指名いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日2月26日から3月18日までの21日間といたしたいと思っております。

これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日2月26日から3月18日までの21日間と決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第3、「町長施政方針」の説明を求めます。箱田町長。

（町長 箱田 彰君 登壇）

◎町長（箱田 彰君）

おはようございます。

本日、令和3年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中全員のご出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、この長期化しておりますコロナ禍の中にあって、終息への最大の決め手となるワクチン接種についてでございますが、迅速かつ確実な実施体制を、職員一丸となって、ただ今進めております。粕屋町内の病院や医院、クリニック等の歯科を

除く28医療機関すべてのご理解とご協力を得て、個別接種、そして福祉センターでの集団接種の実施計画を、具体的にただ今行っているところでございます。

それでは、令和3年度の施政方針を申し上げます。

初めに、本日、ここに令和3年度の予算を初め、関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、町政運営に関する所信の一端を申し上げますと共に、予算案及び重点施策の概要をご説明いたします。

初めに、新型コロナウイルスへの対応が長期化する中、我々の命と健康を守るため、第一線で奮闘されている医療従事者の皆さま。心身共に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事している皆さま。すべての関係者の方々に対し、この場をお借りして、心から深く感謝を申し上げます。昨年この所信の挨拶の中で、新型コロナウイルスによる影響が懸念されることを申し上げましたが、まさに目に見えないウイルスとの闘いに終始したこの1年であり、それは今もなお続いております。海外でも異例の出来事をあらわす表現として「前例のない」を意味する「アンプレシデンティッド」が日常会話の中で多用されたと言われており、わが国でも2度にわたる緊急事態宣言の発出や営業の自粛要請、外出の自粛要請など、経済社会全体、そして人々の生活に大きな影響を及ぼしております。

本町においても、医療機関においてクラスターが発生したことから、強い危機感を持って、感染症予防及び蔓延の防止を図り、町民の皆さまの命と生活、町内事業者の経済活動を守るために、様々な対策を講じてきました。新型コロナウイルスの感染拡大を食い止め、この国難とも言える難局を乗り越えるためには、町民の皆さま一人一人の感染症に対する行動変容と予防、そして対策の決め手としてワクチンの接種が必要となります。本町におきましても、国や県、医療機関と綿密に連携し、ワクチンの迅速な接種のための体制確保を全職員が一丸となって進めてまいります。

3月11日は、東日本大震災からちょうど10年目の節目の年です。巨大津波と原発事故という未曾有の複合災害は、多くの大切な人の命を奪いました。4月からは、国が被災地を重点支援する「復興・創生期間」の第2期に入る一方、復興の途上での新型コロナウイルスの感染拡大は、復旧・復興にも影響を与えています。災害はいつ起きても不思議ではありません。昨年9月に発生した台風10号では、幸いなことに大きな被害は発生しませんでした。この粕屋町内4か所に設置した自主避難所に276名の避難者を受け入れました。今後も、防災・減災のための自主的かつ主体的取組みを推進し、自然災害に迅速かつ柔軟に対応してまいります。

令和3年度は第5次粕屋町総合計画後期基本計画の初年度となります。新しい計画では、後期5年の5年間のまちづくりにおいて、特に重点的に取り組むテーマとして「持続的成長」「安全・安心」「魅力・誇り向上」を掲げております。行政に

おけるデジタルトランスフォーメーションの推進、新たなステージに対応した防災・減災対策、町の魅力である自然と都市空間が調和した、住みやすく子育てしやすい環境の充実など、ハード・ソフト両面において充実・強化を図ってまいります。コロナ禍からかつての日常を取り戻し、アフターコロナ、そしてその先にある子どもたちに笑顔があふれる明るい未来を引き継ぐことを目指し、計画を推進してまいります。

それでは、令和3年度の予算案についてご説明いたします。

まず、歳入ですが、根幹となる町税収入は、新型コロナウイルスの影響による景気の低迷に加え、令和3年度地方税制改正における固定資産税の負担調整措置などにより、前年度から減収になると見込んでいます。また、地方消費税交付金をはじめとする譲与税・交付金についても減収としていますが、臨時財政対策債を含めた地方交付税は、税収等の減少や国勢調査人口の増加などにより増額を見込んでいます。その他、町債については、起債を活用した多数の事業を予定しているため、大幅に増加しております。

一方、歳出については、障がい者サービス事業費の伸びに伴う社会福祉費の増加などにより、民生費が増加、清掃センターの解体工事の実施などにより衛生費が増加しております。また、教育費については、小学校の大規模改造工事や擁壁改修工事の実施、小・中学校での校舎増築工事の着手に加え、阿恵官衙遺跡史跡地の購入、総合体育館の大規模改修工事などの着手などによる社会教育費の増加により、約8億5千万円の大幅な増加となっております。なお、財源不足を補うため、財政調整基金から3億9,700万円の繰入れを計上すると共に、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から1億9,150万円を繰入れていきます。

予算規模については、一般会計164億2,600万円、特別会計67億8,938万7千円、企業会計40億8,429万8千円、予算総額272億9,968万5千円となっております。これは、一般会計が前年度比プラス8.6%、12億9,500万円の大幅な増加で、過去最大となっていた前年度を超える予算規模となりました。特別会計と企業会計を合わせた総額では、前年度比プラス4.8%、12億5,336万3千円の増となります。冒頭でも申し上げましたように、令和2年度においては、住民や事業者への支援を行うなど、様々な新型コロナウイルス感染症対策を講じてまいりました。感染症の流行を自然災害と同等にとらえて、財政調整基金の取崩しを躊躇せず実施しており、結果として基金残高の減少が見込まれる厳しい財政状況となっております。このような中においても、財源や人的資源などの限られた経営資源を最大限に活用し、前年度予算から大きく増加する積極かつ前向きな予算を編成いたしました。

過去2年と同様に、公約実現のための予算を可能な限り計上すると共に、粕屋町

公共施設等個別施設計画に基づく各老朽化施設の改修工事や中央保育所建替工事の着手など、課題の解決に向けた必要な予算を確保する一方で、財政調整基金からの取崩しを前年度から減少させるなど、投資と財政規律を踏まえた予算としております。なお、新型コロナウイルス関連経費については、マスク、消毒液等の感染症対策品購入経費に加えて、事業者への支援策として、プレミアム付商品券発行事業の拡大に伴う予算の計上を行っておりますが、その他の支援策については、補正予算において迅速に対応してまいります。

それでは、公約に沿って、重点施策の概要についてご説明いたします。

まず、「子育てしやすいまちづくり」についてです。

中央保育所は昭和54年（1979年）に完成し、42年が経過しております。老朽化の進行が懸念されるだけでなく、子育て環境の変化や保育に関するニーズが多様化する中で、公立保育所に期待される役割も大きくなっています。令和3年度は、現在の敷地内で建替えを行うための設計を行います。また、幼稚園において、個別施設計画に基づき、西幼稚園の長寿命化改修工事のための設計を行うほか、中央幼稚園では、中央小学校と併せて大規模改造工事を実施します。

「住みやすいまちづくり」についてでございます。

酒殿駅の南側では土地区画整理事業が進められ、新たな街並みが整備されており、公共交通が利用しやすいまちづくりのため、駅前へシェルターやトイレの整備を行います。人と人とのつながりを基本として、地域の助け合いによる福祉を推進するため、向こう5年間の福祉施策の基本となる粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定します。

次に、「誇れるまちづくり」についてでございます。

九州大学農場跡地にある阿恵官衙遺跡は、国指定地の公有化を行い、史跡を将来にわたって保存すると共に、町民の歴史学習の場として、また、憩いの場として親しまれる史跡のあり方を検討し、保存活用計画を策定します。町のランドマークである駕与丁公園が有する緑の資源のポテンシャルを活かしていくため、多様化するニーズに対応し、更なる魅力向上の検討を進めます。また、公園利用者の安全確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設長寿命化計画を策定します。

次に、「安心して生活できるまちづくり」についてでございます。

近年多発している豪雨災害や、発生が懸念される大規模自然災害等に対する事前防災・減災及び迅速な復旧復興に資する施策を、総合的・計画的に推進するための国土強靱化地域計画を策定します。また、仲原川（旧南里水路）の河川護岸・浚渫工事を行います。

次に、第5次粕屋町総合計画に掲げる四つのまちづくり基本目標に沿って、主要

な事務事業の内容を申し上げます。令和3年度は合計137の事務事業の実施を予定しております。

基本目標1. 「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち」についてです。

令和3年度は、予算額33億7,990万3千円を計上し、39事務事業の実施を予定しております。子どもたちが、安全・安心かつ快適に学習できる環境を作るために、老朽化した校舎の改修や増築を計画的に実施していく必要があります。中央小学校の第1期大規模改造工事と擁壁改修工事を行います。次に、令和4年度開始を目標に学校給食費の公会計化を進めます。教員の業務負担を軽減すると共に、コンビニ払いなど納付方法の多様化を進めることで、保護者の皆さまの利便性が向上すると考えております。次に、スポーツに親しむことができる環境づくりのため、利用者の安全確保を最優先に、快適な施設を提供できるよう、粕屋町総合体育館（かすやドーム）の長寿命化改修工事の設計を行います。

次に、基本目標2. 「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち」。

令和3年度は、予算額33億3,483万1千円を計上し、29事務事業の実施を予定しています。まず、町内全域に設置している街路灯約660灯の一斉LED化を行います。当初、数年にかけて取り替える予定としておりますが、リース方式の導入により、すべての街路灯をLED化します。これにより、省エネルギー化の推進と、ランニングコストの大幅な削減を見込んでおります。昭和53年に稼働し、平成14年11月から停止しております粕屋町清掃センターの解体撤去及び汚染土壌掘削除去工事を、周辺環境の保全に充分配慮して実施します。次に、商工会と連携し、新型コロナウイルス感染症の流行によって影響を受けた家計の負担緩和や地域における消費を喚起・下支えするために、プレミアム率を引き上げたプレミアム付商品券を発行します。また、ガイドマップを刷新し、町の魅力発信に取り組みます。

次に、基本目標3. 「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち」。

令和3年度は予算額135億9,633万7千円を計上し、44事務事業の実施を予定しています。保育所や幼稚園における保育士・教諭の業務負担の軽減を図るため、保育等に関する計画・記録や保護者との連絡、登降園管理など、業務のデジタル化を行います。かすやこども館に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て支援が必要な家庭に対し、子ども家庭支援員、虐待対応専門員を配置して、関係機関と連携しながらそれぞれの家庭にあった支援を行います。次に、不妊治療を受ける夫婦、これは法律婚、事実婚ともですが、の経済的負担軽減のため、不妊治療費助成事業を実施します。次に、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、当該児童の看護に訪問看護ステーションを利用する際に、医療保険の適用を超える

部分について、その利用に係る経費の助成事業を実施します。

次に、基本目標 4. 「健全で持続可能な行政経営をめざすまち」でございます。

令和 3 年度は、予算額14億975万 7 千円を計上し、25事務事業の実施を予定しています。まず、LINE 公式アカウントを導入し、新型コロナウイルス関連、防災、子育て、行政情報など、利用者の一人一人に合わせた情報を配信することで、効果的な情報発信を開始します。町内の公共施設 7 か所に Wi-Fi を設置します。簡単に快適なインターネット環境が利用できるようになることで、施設の利用の幅が広がるだけでなく、災害時には避難所の「防災 Wi-Fi」として利用することで、避難所の質の向上に繋がるものと考えています。

以上、令和 3 年度の町政運営の方針を申し述べました。

終わりにでございますが、世界規模のパンデミックにより、社会全体が重苦しい空気に包まれ、先を見通せない閉塞感から誰もが不安やストレスを感じています。こうした閉塞感を打破するためには、前例や既成概念にとらわれず、迅速かつ柔軟な対応を行うことが、大変重要であり、行政に対する信頼感の向上につながるものと確信します。町民の皆さまの命と健康を守り、再び安心して希望に満ちた生活が送れるよう、私をはじめ全職員が一丸となってこの難局を乗り越えてまいります。

町民の皆さま、そして、ここにお集まりの議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和 3 年度の施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第 4、「行政報告」及び日程第 5、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出されました議案等は 25 件であります。

行政報告及び提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

「行政報告」を申し上げます。

今定例会での報告としましては、一部事務組合の令和元年度決算が 1 件、一部事務組合等の令和 3 年度予算が 8 件でございます。別途、紙面に一覧表を載せておりますので、後ほどご一読をお願い申し上げます。

その他の報告でございます。

非常事態宣言下で逼迫している福岡県の医療体制の応援要請にこたえるため、去る2月3日から9日まで、健康づくり課の保健師2名を2班に分け、コロナ感染者の対応や陽性検査、疫学調査のため、宿泊療養施設の福岡市内のホテルや粕屋保健所に派遣を行っております。

続いての報告でございます。

平成30年10月に10万人を超える署名簿と共に、JR 長者原駅福岡市地下鉄福岡空港線接続促進協議会から、福岡県知事や県議会議員並びに福岡市長へ、JR 長者原駅と地下鉄福岡空港線との接続に関する要望活動が行われました。その後、飯塚市長と篠栗町長を世話人代表として、接続促進期成会準備会が立ち上がり、福岡県議会と接続促進に係る提言要望が協議されてきました。その協議の中で、接続ルートの検討や利用者の推計、費用の試算など、広域的に関係する調査研究についての費用の予算計上や調査の実施を福岡県に対して要望するため、会長に篠栗町長、副会長に飯塚市長とし、糟屋地区中南部6町長や筑豊地区の5市長、そして沿線関係の超党派県議会議員7名を顧問とする福岡市地下鉄福岡空港駅 JR 九州長者原駅接続促進期成会が去る2月19日付けで組織設立され、県知事並びに県議会議員に対して積極的な支援要望書を提出したところでございます。今後、事務レベルで勉強会が行われ、福岡県等に対する要望活動が行われる予定となっております。

最後に、KBC データ放送システムの導入についてでございます。

令和3年度一般会計当初予算の中に予算計上し、ご審議をいただく予定ではございますが、新年度からのこのシステムの本格スタートに先駆けて、3月から試験導入が実施されます。これは、KBC九州朝日放送のテレビ1チャンネル放送中に、粕屋町で起こっている災害や暮らしに役立つ情報が、リモコン上のdボタンを押すことによって、瞬時にその詳細を町民にお知らせできるというもので、特に新型コロナ関連情報などを町から積極的に自由に情報発信できるようになります。このシステムへの期待が大きく、糟屋地区や県内の多くの自治体が導入を予定しております。

以上で「行政報告」を終わります。

◎町長（箱田 彰君）

それでは、「議案の上程」をいたします。

令和3年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、条例の改正制定が8件、令和2年度補正予算が6件、令和3年度当初予算が7件、住居表示関連が1件、一部事務組合の規約変更が3件、以上25件でございます。それでは、議案第4号から順にご説明申し上げますが、議案第12号から議案第24号までの予算案につきましては、副町長よりご説明を申し上げます。

最初に、議案第4号は、「粕屋町ふるさとづくり基金条例の一部を改正する条例

について」でございます。

本町へのふるさと納税による寄附金の増加に伴い、返礼品等の経費についても多額の一般財源が必要となっていることから、基金として積み立てる額を見直し、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第5号は、「粕屋町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、すべての人が協力し合い、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進することにより、女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築するため、第20条に規定されております相談窓口を、男女共同参画苦情処理制度として新たに創設するものでございます。

議案第6号は、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

平成28年2月から設置していましたが、粕屋町学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会については、本委員会から、所期の目的は達成し、本委員会を廃止する意見が付されましたので、令和3年3月31日をもって廃止することに伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第7号は、「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」でございます。

地方自治法の一部改正により、町長等の損害賠償責任の一部免責について、条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な事項を整備するため、本条例を定めるものでございます。

次に、議案第8号は、「粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

地方自治法の改正に伴い、本条例の引用条項にずれが生じたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第9号は、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございます。

国民健康保険の財政運営の責任主体である県から示された令和3年度の国民健康保険事業費納付金、及び標準保険料率を基に、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うものでございます。

議案第10号は、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている条項が改められることに伴い、所要の規定の整備

を行うものでございます。

次に、議案第11号は、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」で
ございます。

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、計画期間である令和3年度から令和5年
度までの介護保険料を定めるため、本条例を改正するものでございます。

次の議案第12号から議案第24号までの予算議案につきましては、副町長により説
明をいたします。

(町長 箱田 彰君 降壇)

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

議案第12号から24号までご説明を申し上げます。

議案第12号は、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ1億4,658万2
千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を223億8,898万9千円とするものでございま
す。

歳入の主なものといたしましては、町税を5,250万円、町債を8,150万円増額し、
地方消費税交付金を6,600万円、国庫支出金を6,921万円、県支出金を7,162万4千
円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、流域関連
公共下水道事業補助金を4千万円、財政調整基金積立金を4億9,175万5千円増額
し、児童手当給付事業費を7,500万円、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事
業費を5,718万円、小学校運営事業費を5,479万9千円減額するものでございます。

議案第13号は、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」で
ございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ7,310万9千円
を減額し、歳入・歳出予算の総額を36億5,571万6千円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰入金を542万5千円、国庫支出金を334万8千円増額し、
県支出金を3,676万1千円減額、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を4,512万
1千円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、保険給付費を
7,050万円、保健事業費を224万9千円、総務費を36万円減額するものでございま
す。

議案第14号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」
でございます。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ432万円を減額
し、歳入・歳出予算の総額を5億5,020万7千円とするものでございます。

歳入は、繰入金を432万円減額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を

251万円、総務費を181万円減額するものでございます。

議案第15号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」でございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入・歳出それぞれ7,987万4千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を25億1,968万2千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を1,721万6千円、支払い基金交付金を1,926万5千円、繰入金を3,297万円減額し、財産収入を16万6千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を417万円、保険給付費を6,200万円、地域支援事業費を1,387万円減額し、諸支出金を16万6千円増額するものでございます。

議案第16号は、「令和2年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

補正の内容は、継続費における粕屋南配水池2号池築造事業について、水道施設整備費に係る歩掛表の改定のため、総額を7,450万円増額し、年割額を改めるものでございます。

議案第17号は、「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

主な補正の内容は、一般会計繰入金の各項目での増減、消費税及び地方消費税の増額であります。収益的収支につきましては、収入を4,376万9千円増額し、12億9,873万9千円に、支出を1千万円増額し13億7,221万5千円に、資本的収支につきましては、収入を376万9千円減額し7億4,297万円とし、支出は増減なく、9億8,931万2千円とするものでございます。

議案第18号は、「令和3年度粕屋町一般会計予算について」でございます。

令和3年度の一般会計歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ164億2,600万円とするものでございます。

これは、対前年度比8.6%、12億9,500万円の増になり、歳入の主なものを前年度と比較しますと、地方交付税を1億5千万円、寄附金を1億9千万円、諸収入を1億1,409万2千円、町債を11億5,490万円増額し、町税を1億9,340万円、地方消費税交付金を1億4千万円減額し、計上しております。一方、歳出の主なものを、目的別に前年度と比較しますと、総務費を9,424万3千円、民生費を1億4,286万2千円、衛生費を3億707万9千円、教育費を8億4,625万8千円増額し、農林水産業費を7,254万5千円、土木費を7,039万9千円減額し、計上しております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から3億9,700万円の繰入れに加え、ふるさとづ

くり寄附金の寄附者の意向を反映し、ふるさとづくり基金から1億9,150万円の繰入れを計上しております。

続きまして、議案第19号は、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

令和3年度の本特別会計予算の総額を、歳入・歳出それぞれ37億551万3千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税を7億6,736万1千円、県支出金を23億7,294万4千円、繰入金を2億6,096万5千円、諸収入を3億424万1千円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、保険給付費を23億2,134万6千円、国民健康保険事業費納付金を11億67万3千円、保健事業費を3,530万9千円、前年度繰上充用金を2億円計上するものでございます。

議案第20号は、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和3年度の本特別会計予算の総額を歳入・歳出それぞれ5億4,817万8千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を4億3,220万円、繰入金を1億1,497万3千円計上し、一方、歳出の主なものといたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金を5億3,065万9千円計上するものでございます。

議案第21号は、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ25億1,924万5千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、保険料を5億6,048万1千円、国庫支出金を5億2,281万6千円、支払い基金交付金を6億4,788万6千円、県支出金を3億4,981万8千円、繰入金を4億3,816万円計上しております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を7,941万6千円、保険給付費を22億9,981万8千円、地域支援事業費を1億3,467万9千円計上するものでございます。

次に、介護サービス勘定は、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ1,563万7千円とするものでございます。

歳入の主なものといたしまして、サービス収入を1,236万円を計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を1,414万2千円、サービス事業費を149万4千円計上するものでございます。

議案第22号は、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につい

て」でございます。

令和3年度の本会計歳入歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ81万4千円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、諸収入80万4千円で、一方、歳出の主なものとしたしましては、諸支出金58万3千円でございます。

議案第23号は、「令和3年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が10億6,334万1千円、支出が9億2,698万5千円で、資本的収支につきましては、収入が5億9,710万円、支出が8億9,986万5千円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填するものであります。

議案第24号は、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が12億4,561万8千円、支出が13億466万1千円で、資本的収支につきましては、収入が7億5,770万1千円、支出が9億5,278万7千円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであります。

以上でございます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

続いて、議案第25号は、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。

住居表示の実施に伴い、別図1に示す字の区域及び名称を、別図2に示すとおり、内橋東一丁目、内橋東二丁目、内橋東三丁目と変更するものでございます。実施区域における字の区域及び名称の変更につきましては、令和2年度第2回粕屋町住居表示審議会におきまして、承認する旨の答申をいただいております。また、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき、1月25日から2月23日まで30日間、公示を行いました。このたび、その公示期間が終了いたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、当該区域の字の区域及び名称の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第26号は、「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の一部変更に関する協議について」でございます。

令和2年10月10日に実施された篠栗町の住居表示に伴い、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置が変更されたため、当該組合の規約を一部変更する必要

が生じております。一部事務組合規約の変更は、地方自治法第286条第2項の規定に基づく構成団体との協議によることとなりますが、この協議を行うにあたって、同法第290条の規定に基づく、構成団体議会の議決が必要となるため、本議案を上程するものでございます。

議案第27号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」でございます。

令和3年4月1日から、田川地区広域環境衛生施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号は、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について」でございます。

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が所管する施設周辺の環境問題について、地元地域からの改善要望に迅速かつ的確に対処し、本組合が責任を持って環境整備を実施することができるように、規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、日程第6、「議案等に対する質疑」に入ります。

(動議の挙手あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

はい。質疑ですか。

◎15番（小池弘基君）

いえ、提案でございます。1時間近くたっておりますので、コロナウイルス感染防止の観点から、換気を提案いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今、小池議員から、暫時休憩されたいとの動議が提出をされました。

これを議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

◎議長（鞭馬直澄君）

はい、結構です。所定の賛成者がありましたので、動議は成立をいたしました。

よって、暫時休憩されたいとの動議を議題とし、直ちに採決をいたします。

お諮りします。

本動議のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(休憩動議の採決 賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、暫時休憩されたいとの動議は、可決をされました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

(休憩 午前10時28分)

(再開 午前10時40分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

日程第6、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いをいたします。

質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、日程第7「陳情の報告」を行います。

今期定例会で受理した陳情は、1件であります。事務局長が報告いたします。

古賀事務局長。

◎議会議務局長（古賀博文君）

それでは、議事日程表の5ページをお願いいたします。

陳情文書表、受理番号1番、受理年月日、令和3年2月19日、件名、「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情」。陳情の要旨、陳情書の写し添付につき省略。陳情者の住所及び氏名、福岡市中央区渡辺通五丁目1番26号の307 福岡県保育団体連絡会 代表 福井英二様。

なお、6ページ及び7ページに、陳情書写しを添付しております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

お諮りいたします。

今回提出されております陳情第1号は、会議規則第92条第2項及び第95条の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

従って、陳情受理番号1番につきましては、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

陳情受理番号1番の取扱いにつきましては、先日開かれました議会運営委員会におきまして、趣旨説明及び質疑のために、提出者を招致することにいたしております。会議において、参考人の出席を求めようとするときには、会議規則第123条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっております。

よって、陳情受理番号1番「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準を改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情」の陳情者である福岡県保育団体連絡会 代表 福井英二氏を参考人として招致し、意見を聴くことにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

異議なしと認めます。

よって参考人として、福井英二氏を招致することに決定をいたしました。

参考人にはあらかじめ待機していただいておりますので、これより、参考人 福井英二氏の入場を求めます。

(参考人入場)

◎議長（鞭馬直澄君）

おはようございます。

福井様におかれましては、本日はご多忙の中にも関わりませず、ご出席をいただきましてありがとうございます。

福井様におかれましては、簡略（概ね5分以内）に陳情書の趣旨説明を行ってください。その後、議員からの質疑があればそれにお答えいただくという形で進めさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、福井様、前方発言席にて、趣旨説明をお願いいたします。

(参考人登壇)

◎陳情者(福井英二氏)

福岡県保育団体連絡会の福井英二と申します。

こういう機会を与えていただいて本当に光栄です。まさか本会議でお話しすると

思わんで、ラフな格好で来させてもらって申し訳ないんですけど、私自身は、今72歳になりましたけど、29歳のときに保育園に飛び込みました。その当時は、まだ幼稚園が主流で、幼児期の教育は幼稚園で行うものだというのが主流でした。ただ、私は、保育の子どもたちの教育についての関心が非常に強かったので、就職をしないかというお誘いを受けたときに、もう、すぐにお引き受けして、それから43年になります、ちょうど43。で、保育士として、子どもたちと毎日日々を過ごした中で、最近、卒園生が訪ねてくることが多くなったんですけど、子どもたちっていうのは幼児期のことを、そんなには覚えてないですね。皆さん思い浮かべても、やっぱり小学校上がってから。ただ、やっぱりそこで接した大人と、それからそこで行われた保育の中で、川に遊びに行ったとか、やっぱり土で遊んだ、泥んこで遊んだっていう思いが、子どもたちの中には印象として、その後の人生経験の中で培われるものかなというふうに思います。それは、パートの非常勤の短時間の職員が、クラス担任をもってやることはできません。学校の先生をパートタイマーで皆さんオーケーしますか。やっぱ、学校教育よりもっとその土台の保育っていうところを、やっぱり短時間の保育士でいってというふうに今回の子育てプランはなっています。それではとてもとても子どもたちは育っていけないし、保護者も不安になるだろうっていうふうに思います。

皆さん御存じのように、保育園の基準というのが、72年間変わっていないんです。それもまた、現場からの声を上げていってもなかなか実現しない問題です。それは、4・5歳の子どもたちは30対1なんです。学校も今、35対1というふうになろうとして、場所によっては、やっぱり25対1ぐらいになるところも多くなるっていうふうに予想されてますけど。保育園の幼児を、やっぱ30人に1人というのは、とっても厳しいです。だから、保育士になり手がないうのは、保育士さんたちのアンケートに基づいて、短時間の希望が保育士に増えとるっていうのが、今回の子育て安心プランの中の背景として国が考えていることらしいんですけど。それはちょっと違うんじゃないかなと。やっぱ、保育士の条件がよくなって、待遇も安定した中でこそ、保育士として働きたいという保育士が増えてくるんだと思うので、そこを崩してはいけないんじゃないかなっていうふうに強く強く思います。

で、皆さん御存じか分かりませんが、0歳児が戦後最初10対1だったんです。だけでも即、やっぱり現場からの声が上がって、6対1になりました。それでも6対1です。それは、国のほうはかなりの期間、変えなかったんです。だから、地方自治体や市町村で3対1じゃないと赤ちゃん見れんめえっていうのが全国的に巻き起こって、地方自治体が負担して3対1になったんです。やっとならば、国は神輿を上げて3対1というふうに、今は基準が0歳児についてはなりました。

大震災が起こってもう10年になろうとしてますけど、震災が起こった保育園の先生が、赤ちゃんを担当したときに、2人しか抱っこして助けられないという声を思い出しました。やっぱり赤ちゃんはね、2人が限度なのかなというふうにも思いますけども、やっぱり声を現場からやっぱり私たちは上げて行って、今回のこの請願を、是非意見書として上げてほしいというのも、そういう思いで皆さんにお願いしたところでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

説明が終わりましたので、日程第8、「陳情に対する質疑」に入ります。

参考人である陳情者に対する質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

それではないようですので、質疑を終結いたします。

この陳情につきましては、最終日において討論、採決となります。

福井様におかれましては、本日はご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

どうぞご退場ください。

◎陳情者（福井英二氏）

ありがとうございました。

（参考人退場）

◎議長（鞭馬直澄君）

日程第9、「議案等の委員会付託について」お諮りいたします。

本日上程されました4号議案から11号議案、25号議案から28号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。また、12号議案から17号議案の令和2年度粕屋町補正予算及び18号議案から24号議案の令和3年度粕屋町当初予算につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせ及び協議により、委員長に中野敏郎議員、副委員長に久我純治議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に一任していただくことに決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時52分)

令和3年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年3月1日（月）

令和3年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

令和3年3月1日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

1番	議席番号	8番	田川正治	議員
2番	議席番号	9番	福永善之	議員
3番	議席番号	6番	太田健策	議員
4番	議席番号	7番	川口晃	議員
5番	議席番号	3番	案浦兼敏	議員

2. 出席議員（16名）

1番	末若憲治	9番	福永善之
2番	井上正宏	10番	久我純治
3番	案浦兼敏	11番	本田芳枝
4番	安藤和寿	12番	八尋源治
5番	中野敏郎	13番	木村優子
6番	太田健策	14番	山脇秀隆
7番	川口晃	15番	小池弘基
8番	田川正治	16番	鞭馬直澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（13名）

町長 箱田彰 副町長 吉武信一
教育長 西村久朝 総務部長 山野勝寛
都市政策部長 山本浩 住民福祉部長 中小原浩臣

（兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局）

総務課長 堺 哲 弘
学校教育課長 早 川 良 一
子ども未来課長 神 近 秀 敏
健康づくり課長 古 賀 みづほ

(兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室)

経営政策課長 今 泉 真 次
総合窓口課長 渋 田 香 奈 子
介護福祉課長 石 川 弘 一

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

皆さま、改めましておはようございます。

本日、議席番号13番、木村優子議員から所用のため、遅れて参集しますとの届出が提出されております。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上強くお願いをする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるように、声に出して挙手をされますよう、併せてお願いをいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号8番、田川正治議員。

(8番 田川正治君 登壇)

◎8番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号8番、日本共産党田川正治です。通告書に基づきまして質問いたします。

皆さん御存じのように、1月22日、核兵器の廃絶に向けて、開発、製造、保有、使用を禁止する核兵器禁止条約が発効いたしました。国連加盟国の51か国で批准して、参加の意思を表明した署名国は86か国に上ります。核兵器の終わりが始まった、このように世界では、核兵器の廃絶を歓迎しております。核なき世界に向けて大きな一歩前進であります。広島、長崎の被爆者は、この核兵器禁止条約に不参加である日本政府に対して、条約に署名、批准をしてほしいと強く呼びかけています。

核兵器がない世界平和のために、時代が大きなうねりを作り出しているもと、今、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、これからはワクチンの接種を含め、人類が新型コロナウイルスと共存する新しい時代になっていきます。このようなもとの、昨年夏以降、自治体の財政をめぐって、税込減を理由に市民サービスを削減する財政非常事態宣言を出す自治体があらわれたり、急な財政支出による基金の取崩しなどがあり、地方財政危険水域とされたりしております。新年度予算編成を前にして、国がこの新型コロナ感染症の下で、どのような対策は打つかが焦点になっ

てきております。そこで全国知事会を始め、地方6団体からの国に対する財政支援の要望に対して、総務省は、税収減には税収補填債の活用、実施をすることや、更に予期せぬ新型コロナウイルス感染症が発生した昨年度とは決定的に違う点について、税収減に対しては、地方交付税を増額したということが言われております。地方自治体が必要な財源が確保されているということが言えると思います。

このようなもとで粕屋町において、新年度予算も含め、第三次補正予算の活用をどのようにしていくのか、ということが必要で大事であります。第三次補正の地方創生臨時交付金、緊急包括支援交付金、新型コロナウイルス対策費、介護分としての交付金であります。それと併せて防災・安全交付金の金額、これらの金額を、財源を、社会福祉関連予算として、交付金の活用に計画をすることが求められると考えます。

この点について、町長の見解、答弁を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、地方創生臨時交付金につきましては、第三次、国の補正予算におきまして、1兆5千億円が増額され、当町、粕屋町に対する交付限度額は約1億5千万円となっております。

その活用につきましては、通知があった日にちが3月議会直前ということもありまして、今現在、この活用計画を検討中でございます。この議会中も検討中でございます。新型コロナウイルス感染症のこの状況、今後の状況も注視しながら判断したいと思っておりますが、また、その際には臨時議会を招集させていただき、議員各位にお諮りしたいと思っております。

次に、緊急包括支援交付金についてでございますが、これは原則として県に交付されるものになります。第三次補正予算で増額となった交付金が、福岡県から町に配分されるかどうか、今現在は不明でございます。

最後に、防災・安全交付金についてでございますが、これは3年度は形としては、社会資本整備総合交付金として計上され、直接、町のほうに来るわけではございません。従いまして、その交付金申請を町のほうからするものではございません。

従いまして、言いますように申請する予定はございません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

粕屋町としての地方創生臨時交付金1億5千万についてですけど、この内容につ

いては、コロナ関連の対応分と地域経済対応分ということで、二つに分かれた内容として、交付金がきてるといふふうに聞いております。

そういう点で、今から交付金も含めてどのように使うのかという点について、私は12月議会においても、コロナ感染症のもとで、休まずに奮闘する学童保育や保育所、児童福祉施設の職員に対する慰労金の支給について質問をいたしました。そのときは須恵町の例も出して質問いたしましたけど、町長の答弁としては、交付金の使い方としては有効な活用をするということで、現在はそのほかの事業を対象として支援金を出していると、このような答弁でありました。今後検討したいということなども話をされましたが、現在のこの状況が、保育所、学童保育、福祉関係の施設などには、引き続きいろんな負担をかけるということになっていくかというふうに思います。

そういう点で、改めてこの12月議会に質問をした点について、先ほどの今後検討していくということについて、是非この点について考えてもらいたいというふうに思うんですけど、再度答弁求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨日、国の緊急事態宣言が停止といたしますか、一応、前倒しで停止になりました。それを受けて、福岡県も緊急事態措置、これを解除いたしましたけど、変異ウイルスが全国的にも、どうも感染が拡大しつつあるということも踏まえて、第4波のコロナの拡大が懸念されております。そういった意味では、アフターコロナの経済対策。もうこれも非常に大事です。今後の日本の経済を復興する必要、これは優先的課題と思いますが、それと併せて、やはり第4波を警戒しながら、感染予防に今まで以上に徹底的に努める、ということが非常に大事なことだろうと思います。

保育所、学童保育所、あるいはその様々な児童福祉施設、介護福祉施設、各施設の皆さんには、この感染予防に対しての、例えば備品とか消耗品あたりの配給といいますか、そういった配備を行うことは、福岡県ももちろんでございますが、今回、粕屋町でもそういった予算を計上しております。

併せて先ほど言いましたように、後ほどの3年度の補正予算になると思いますけれども、経済対策。この1億5,300万ですけれども、この国の臨時交付金の中で充当して、粕屋町の経済の復興にも努めていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

先ほど述べましたけど、交付金については、臨時交付金については、感染症の分と経済対策分と二つ分かれておまして、コロナ感染の分が6千万。そして、経済対策分は9千万ほどあるわけですけど、この内容についての使い方としてコロナ感染症についての部分には、今述べたその支援の要請に広く使っていく、対応していくということを是非やってもらいたいというふうに思います。

それと関連いたしまして、先ほど緊急包括支援金については、県のほうの対応であるということを言われました。これ確かに医療分については、病院とか、医療機関に対してのいわゆる交付金支援として使うということがありますけど、この介護分については、同じ緊急包括支援金について介護施設などにも使うということができるということになってるんですよ。

この点について町のほうで、この内容について、中身について、検討されたことがあれば説明を求めたいと思いますが。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

先ほど申し上げましたように、緊急包括支援交付金というのは、都道府県、県が地域の実情に応じて事業に対する支援で、国から自治体に定額配分するものではございません。町は県補助金として、定額配分ということとなっております。これが、三次補正の交付金増額分が、町にどれほど配分されるかはまだ不明でございます。

従いまして、今現在、三次補正の活用計画は、できない状況になっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

ではその内容が明らかになる中で、是非今述べた点についても対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、障がいを持つ人たちを対象に大学生などの応援事業と同じように、一応、1万円のQUOカードやったですかね。そういうのと同じように支援金を出ないのかというようなことを保護者の方からも相談がありました。18歳以上で、大学に行っていない。しかし共同作業所とか、いろんな通所のほうに行っておられる方などおられるんです。小学校から中学校そして18歳以上、大学生も含めての30歳までというのは、そういう支援ができて大変喜ばれております。

そういう点ではこの対象になってない人たちで、同じようにこの障がいを持つ人たちのご苦労ということも含めて考えると、そういうことで検討すべき課題じゃないかというふうに思いますけど、町長の答弁をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

担当部局のほうにお答えさせます。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

18歳以上の障がいのある人たちを対象にした、大学生等応援事業と同様の支援金の給付についてでございますが、まず、障がいのある方の特定が非常に難しく、デリケートな問題がございます。

身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者だけに限定するという考え方がありますが、あえて手帳は持ちたくないという方が、医師の診断書や、指定難病の受給者証を利用し、障がい福祉サービスを受けているケースもございます。

従いまして、手帳所持者だけに限定いたしますと、手帳所持者以外でも、自分には障がいがあるといった場合がございますので、障がいのある方という線引きが非常に難しいかと思えます。また手帳の取得についても、周囲に公表されてない方がいらっしゃいますので、案内内容についても問題となってきます。また、18歳以上の障がいのある方の状況といたしまして、学校生活を送ってある方、就労されてある方、在宅生活を送ってある方、施設等で過ごしている方など、生活・就労面が個人によって多種多様でございます。また、障害年金を受給しているかどうか等も含めて、収入面につきましても、障がいのない方と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響は様々かと思われます。

従いまして、障がいのある方というくくりでの支援金の給付は、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

いろいろ難しさはあると思いますが、ただその対象者の人たち、先ほど言いました保護者の方がそういう相談がありました。

そういう点から見れば申請して、そういうことも検討していくというような制度の在り方も作れると思います。ほかの制度でも申請をして、その趣旨について皆さんに紹介をしていくということなどの中で、自分はそういうことで、その制度があるなら、いや支援金。

ちょっと本人から、また保護者から一緒に申し入れるということもあると思いますので、そういう点も検討してもらえたらと思うんですが、その点について答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

先ほども申しましたけれども、様々なケースがございますので、そのケースによりまして、ケース及び相談内容によりまして、どういうふうなサービスができるかということもございますので、支援金という給付についてということについては、現在のところ考えておりませんが、窓口等に来られてどういうふうなサービスが受けられるかなどの相談は、適時させていただきたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

その内容が相談、一般的な相談とは違うほかの支援金の場合でも、そういうものを町で作って、それに基づいて皆さんが支給を受けるという形になっておりますので、一般的な窓口サービスと、相談ということでなくて、私が今言った申請制度の問題も含めて、今後検討してもらいたいというふうに思います。

では次に行きます。高齢者、介護、障がい者施設の従業員や入所者に対するPCR検査などを積極的に実施する対策についてであります。

PCR検査費用について、国が全額国庫補助すべきというのが、当然のことであると思います。自治体にこの負担を押しつけているということから、この検査が遅れるという状況にもなっていると思います。そういう点も含めて、私は12月議会で、高齢者や介護、障がい者のPCR検査支援について、町長に質問をいたしました。そのときは、1人3回程度接種と。これは県のほうで行ってる事業について紹介されたわけですが、この今関係の人たちの検査の状況について説明を求めたいと思いますが。

担当の所管課で、これは説明できますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

石川介護福祉課長。

◎介護福祉課長（石川弘一君）

PCR検査の状況につきましては、町のほうでの把握っていうのはできておりません。

この内容については、まず田川議員さんもおっしゃいましたとおり、福岡県が令和2年度12月補正におきまして、令和3年3月末までに職員1人当たり3回を上限

に、検査した場合の費用を負担しておりますので、町での実施というのは考えておりません。

次に入所者についてですが、これはどこまで実施するべきか、というところを考える必要がございます。施設にかかわらず、医療機関に入院の方、寮などで生活する方も同様に、共同生活する上での感染リスクは同じだと思います。

もともとすべての方について、感染の疑いがあると医師が判断した場合には、公費でPCR検査を受ける仕組みとなっておりますので、現在のところ、特に施設入所者を対象としたPCR検査については考えておりません。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

これは県でやってるからってということで状態がつかめないと、状況が。いうふうに今の答弁では受け取りましたけど、私は町内のこういう高齢者、介護、障がい者施設なども職員の人たちが粕屋町に住んである、またそこで働いてある。入所者も粕屋町の人たちも含めて当然同じですね。こういう点で言えばどれほど今のこの高齢者施設とか、こういう社会的に身体的に弱い人たちの状況を把握するっていうですか、PCR検査がこれは町としても国、県に対してそういう実態を明らかにさせる、してもらって、状況もつかんで終わってないところあったらそこについての手だても急ぐ。というか状況をこっちは把握しておくということも含めて、今は必要な状況になってるときじゃないかと。

全国的にもクラスターというのは、今出てきてるところはそういう施設の中で、思わぬ状態が出てるといことが言われておりますので、そういう点についてのこの県に対しての、この実態把握という点については、考えるべきじゃないかと思いますが、その点についての答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

PCR検査、目的としてはやはり、クラスターが発生するような芽を摘むための、感染者を、陽性かどうかの確認をするためでございます。

そのPCR検査をすることが目的じゃございません。実は様々各施設のほうで県のほうが行っていますが、その結果につきましては、結果というのは、陽性者が出た場合です。町のほうには、これは保健所を通じて連絡があるんですが、今現在あっておりません。町内の施設については、陽性者は確認できてないというふうに思い

ます。

他町のほうでは、いろいろ新聞等、新聞とかいろんな情報がございますが、随時、県のほうでそういった検査を確実に行ってあるというふうに私は認識しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

その状況が県に対して、粕屋町の施設のどれとどれが終わったかということについてとかいうことを、私ははっきりつかんでおくことが大事じゃないかという立場から、この問題も含めて当然 PCR 検査をやることの面的な広さちゅうのを広げていくちゅうの大事なこと、当然なんです。そういう施設の中の対応が町外の問題、あるいは町内の問題としては、大事なことだというふうに思うんです。

そういう点を是非、県に対して報告を求めるといふようなことはできると思うんですが。

その点について、町長答弁を。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

非常に PCR 検査の内容については、デリケートな問題がございます。

保健所のほうにはお尋ねはしますが、少し困難じゃないかな、というふうな感想を私は持っております。

ただ先ほど言いましたように、陽性者が出た場合にはもう、すぐ連絡が来るようになっておりますので、今現在それはないということでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

いずれにしても今からこういう施設に対してのこのコロナ対策というのは、県、国が県ということだけじゃなくて、町としても、町内の施設、また入所者という立場から、是非積極的に県に対する要望も含めて、取り組んでもらいたいというふうに思います。

では次に、国民健康保険の件について質問いたします。

今、福岡県は国民健康保険の運営を主体に行っているわけですが、町としてもこの県の国民健康保険の広域連合の中で、単一化の中で、いろいろと国保についての、町で努力しても難しい問題とか、いろいろとこの制度の矛盾というのが出てきているというふうに思うんです。そういう点で私は、今のコロナ禍のもとで、保険税の

負担軽減も含めて、行っていくべきじゃないかというふうに思うんです。この特に多子世帯が抱える子どもが多いところの均等割のところは、非常に負担が増えてると。これは今までも私、質問というところで、話をしてまいりました。そういう点について、このコロナ問題の中でも国民健康保険税を据え置いていくということを求めていきたいというふうに思うんです。その点で、いくつか質問をいたします。

コロナの問題で所得減収者に対する減免や、傷病手当金の制度が設けられました。この点について、私もいくつか資料を調べてみました。県の医療保険課の資料では、粕屋町は、減免も傷病手当金についても対象者ゼロということが指標として出ます。先日開催されました町の国保運営委員会の資料でも、2月時点で傷病手当の申請がゼロでしたということなんです。私はこの減免制度もそうですけど、傷病手当金の問題もそうですけど、粕屋町がこの二つがゼロということについて、非常に危惧をしてるんです。福岡県内で申請がゼロというのは3自治体だけです。糟屋地区内であれば、志免町が8世帯ということで、1番少ないほうの全国的な指標ということになっております。

なぜこのようにコロナ禍の中で所得減収者の減免制度とか、傷病手当金の申請、こういうのが他自治体との違いが生まれてるのかというのがあるんですけど、この申請してる、申請される中において、いろいろ問題点などを改善せなきゃならない問題あるんじゃないかと思うんですけど、担当所管のほうでその点について分かってる分については説明をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

ただ今議員さん、いつの時点で減免数がゼロっていうことをちょっと言われたかが私も分からないんですけど、粕屋町でも保険税の負担軽減といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により所得が減少した世帯には、要件を満たす場合に、国民健康保険税の全額または一部を減額する減免制度を実施しております。

広報とかホームページにも載っております。1月末の申請数をお答えしてよろしいでしょうか。1月末の減免決定数は17件で、合計で254万3,018円の減額をしております。

傷病手当に関しては申請はございませんが、県全体で見ても、傷病手当の申請っていうのはもう少ないものと思われまして。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

ちょっとこの点については、先ほどいつの時点かというふうに言われましたけど、これは県の保険課の資料としての時点は8月15日なんです。かなり前ですよ。のゼロですけど、しかし先ほど言いましたように、町の国保運営委員会が出した資料でもゼロと申請で記述されとるんですよ。だからなおさら、これが昨年からずっとそういう状態になって、現在に至っておるんじゃないかというふうに思うんですね。

それともう一つは、減免の申請が17件あるということでしたけど、私国保でいつも減免制度については、もう問題で、もう一般質問でも行ってきたんですけど、結局、7割5割という、この法定減免の部分などを中心に言われてるんですよ。結局今度のコロナ問題では、この申請減免も含めて、所得減少者に対しての、コロナに感染した症状になった人たちの働いてる被●者ということになったんですけどね。

これについて、ちょっと基準として今説明された17件というのが違うんじゃないかと。私が言ってるのがね。

コロナ感染のときの状況として、この出てる点がこの17件なのかちゅうのを確認したいんですけど、それはどちらですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

浜田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（浜田香奈子君）

この17件は、コロナに感染っていうか、所得の減少のところで見ている件数になりますね。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

それで私一番問題にしとるのは、このコロナの感染症の問題に起きる所得減免に対して今回、条例の関係も含めて、12月ですかね、出されて、これは適用できるんだと、コロナに。ということで説明があったんですね。だからこのコロナの内容が、実際、所得減収になってる状況であれば、そういう人たちが申請してきてると思うんです。その中身が、そういう人たちとは違う内容としてあるんじゃないかと。

そうであればコロナの関係で、申請されてるのは数として反映してくると思うんですけど、その点についてちょっと明確に分かれれば説明を。

◎議長（鞭馬直澄君）

浜田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（浜田香奈子君）

コロナの影響により所得減少した方っていうところで17件となっておりますが、もう一度よろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

コロナの関係で所得減収で、この人たちが適用したということであればいいんです。

これは新たに今年の12月議会でそういう人たちに対象者広げて、減免制度として受け入れるということになったということを前提に、この問題をやっていきたいと思うんです。しかし、その前はそうじゃなかったんですね。いわゆる、この減免制度については、国保についてね。だから、その前と同じような形での減免制度、減免申請に来た人たちの数と、当然違う数が出てくるはずだということも含めて、私ははっきりそこは、状況をつかんでおく必要があるということで、質問をしているわけです。今の話でいけばよくつかめてないと。つかめてないというのはその違いがね。コロナの関係で減免申請してるのと、法定減免してる前の分と違いが、どういうふうに振り分けられるか分からないという状況だ、ということが今言われているのを聞いて分かったんです。それはそれでいいです。

ただそこは、ゼロになってるっていうのについて、県の資料としてそういうふうに、ほかのとは合計、さっき言いました志免町でも8件、8世帯と、こういうふうになっておるんです。そういうのが粕屋町でも、本来ならゼロじゃないで何件かあるはずだ、ということで私は思ってたんです。このコロナの適用に対して。そういう点から、もっとこの制度そのものと周知徹底をよくしていかないと、これを適用できる人たちが対応できないで行くということになりかねないので、是非取り組んでいってほしいというふうに思います。

それと併せまして、この国保料と国保税との違いでもいろいろ町の対応としていろいろ出てきてる点があるかと思います。それが今、出る税金、いわゆる所得減収に対しての対応の仕方ということにもあるんじゃないか、というように思います。それでもう一つは、この国保の問題です。傷病手当の対象者、先ほど言いました、それが事業者だけじゃなくて、雇用してる被保険者じゃなくて、雇用者を事業者、事業主、雇用者を含めて、これを適用していこうというのが全国的に広がってきてるんです。ですので、これは町のほうでの予算も含めて使う中で、これを実施しているところなども生まれております。それはなぜかというのは、やっぱコロナ関連に影響して、仕事が事業ができないということになれば、当然、事業主も含めてそういう支援をすべきだというふうに思うんです。

そういう点から、町としてこのあたりの点についての検討をやっていただきたいと思いますが、その点について、どういうふうな方向で考えるかということについ

での質問に対する私の回答をお願いしたいと。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

資料とかデータそのものもありません。今現在は、それは考慮はしておりません。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

これは後でまた私のほうもいろんな資料、持っておりますのでそれを含めて、町のレベルでいえば、どこですかね。鳥取の岩美町ですか、そういうのが実施し始めたということもあります。全国的にそういうのがありますので、それも含めて後で、今後資料も提供して、是非雇用主も含めて、この傷病手当が広がっていくように、町としても考えてもらいたいというふうな。

それと、あとこの国保の問題で大事なのは、このコロナ禍の中で、滞納者。

短期保険証、資格証明書などが、前年比で増えてきているというのではないかというのもあるわけですけど、この点についての、指標についての説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

前年比較の滞納者数や、短期証の交付数っていうところでよろしいでしょうか。

同時点でっていうことなので、1月末の状況でお答えしたいと思います。まず、滞納者数ですが、時点の人数を出すことがちょっと難しくございまして、現年分の保険税の収納率っていうところでお答えします。昨年度が71.45%、今年度が72.29%です。また短期証につきましては、昨年度が85件、今年度が70件交付しており、資格証につきましては、昨年度が4件、今年度は6件交付しております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

ということは、このコロナの問題での影響という点では、国民健康保険税払えないというようなことなどで、資格証明書も含めて、資格証明書は2人増えとうですけど、短期証のほうは減っているということなので、影響はないと。このいわゆる、国民健康保険税を払うことについての負担には、この所得との関係でも影響が出てないというふうに私は見れないと思うんですけど、そういうふうにこの保険証の交付

の問題については判断するということになるのか、という点について説明をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

渋田総合窓口課長。

◎総合窓口課長（渋田香奈子君）

コロナの影響があるかないかっていうことになりますと、ちょっとお答えが難しいかとは思いますが、納付のご相談におきまして、減免制度の御案内とかも差し上げていますので、その辺も少し影響しているのかもしれないと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

いずれにしても、昨年一昨年より昨年のほうがそういう、いろんな負担が増える、そういう状況になってきたもとの、今年のコロナの共存する、そういう状況の中であるわけですので、この所得減とかも含めて、また保険証が使えなくなるというようなことなどが起きないように、是非、取り組んでもらいたいというふうに思います。

それともう一つは、このコロナ感染のもとで、自営業者が、事業者が廃業するとか、雇用喪失で失業するというようなことなどで、影響が出てきているということなのですが、これについて国も動かざるを得なくなってきたという状況で、来年度は、均等割保険料に対して、未就学児に限って5割軽減するというようなことを出しております。そういう点では、全国知事会とか、そういう地方6団体、日本医師会なども含めて、この均等割についての協会けんぽ並みということで、均等割は国保だけしかない、この問題についての指摘があつて国も動かざるを得ないという状況になってきております。

いずれにしても高過ぎる国保を、国の国庫負担がないとやっていけないという財政運営の中での問題が、一番の問題だというふうに思うんですが。

この点について、国に対する国庫負担の引上げを求めていくことを行っていただきたいんですが、町長の見解を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、均等割の軽減とか廃止。これは、均等割を廃止することは、受益に対する負担も必要とする健康保険制度との性格から見て適当ではないと考えますけれども、確かに、多子世帯の子どもさんにかかる均等割については、非常にその負担増がこ

のコロナの時代はあるだろうということで、先ほど冒頭申し上げましたように、地方創生臨時交付金の中の検討の材料として、それは積極的に考えてまいりたいと思います。

ただ具体的には、また後日の臨時議会等でもご審議を賜りたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

是非、積極的に検討を願いたいというふうに思います。

次に、介護保険の問題でもう同じような、

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。ちょっと、40分ほど過ぎてますので、一旦休憩をさせていただきたいと。よろしいですか。

議場内換気のため、ここで休憩といたします。

再開を10時25分といたします。

（休憩 午前10時13分）

（再開 午前10時25分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

今からの質問は、2問目の35人学級の問題を行いたいと思います。介護の分と後期の分については、また、次回でもということをお願いしたいと思います。

2問目のほうの質問に入ります。政府は、公立小学校の学級編成基準、35人に引き下げることと決定いたしました。2021年度は、今年度、小学2年生対象にして、それ以降は、毎年1年ずつ低学年から順に6年生まで35人学級移行することになります。全国的には、15道県が少人数学級の独自施策を拡充して、群馬県では小・中学校全学年に対象を拡大するというようなことで、全国的にも小人数学級に向けて、このコロナ禍の中での、学校での子どもたちの安全・安心ということで取組みが広がってきております。粕屋町としても、今後25年間児童・生徒が増加すると。これは町の資料にもそのように記載され、先日資料を見てみましたら、国立社会保障人口問題研究所は2040年、まず総人口、粕屋町が5万4,518人になるということをホームページ上も載せております。このような町の将来の児童・生徒が増えるという状況を見通した将来的な、小学校、中学校の新設、教職員の補充ということと、計画を立て、取組んでいくべきだというふうに思います。

こういう点、この点から、以下、質問をいたしますけど、質問内容についてそれぞれ読み上げて、あと、それぞれの関連するところについて、教育長のほうからの答弁をもらいたいと思います。そのように進めさせてもらいます。

(1)は35人学級の制度、今年4月から実施することになり、今年度から2年生のクラス35人学級にすると。町内4小学校で不足する教室の確保、準備の進捗状況について。

二番目は、支援学級が現状でも教室を間仕切りして3密状態あります。35人学級実施により、教室不足が生じる対策についてです。

三番目は、35人学級により2年生のクラスが増えることになり、正規の教職員の不足を補充するという点について。

四番目は学童保育、もう当然、子どもが増える中での待機児童が増加していく。こういう中で、この施設の今でも施設では3密状態が学童保育の場合でも起きてるわけですから、これに対する検討について。

五番目は、先ほど述べましたが、コロナウイルス感染症の共存を考慮したら、安心・安全な教育環境の確保が必要だと。小学校の建設についてです。

以上、五つについて答弁をもらって、それについて必要な点についての再質問を行います。

教育長の答弁をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

田川議員におかれましては、再三、この間の一般質問でも少人数学級の実現に向けてということでご質問を受けておりますし、また議会のほうからもそういった要望は出していただいて県、国のほうにも、これまで出していただいたんではないかと思っております。

今回、コロナということが一つのきっかけになったかもしれませんが、40人学級から、35人学級への文科省の義務標準法、これの改正については約40年ぶりと言われております。それだけ大きな、今回改革をしていただいたんですが、元々文部科学省は、30人学級を要求してあったようです。それがなかなかできないということで35人というところで、国のほうとしては、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校において、今、田川議員がおっしゃったように、学級編成の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げると。だから、学年進行でっていうことなので、今の1年生は、もともと国の施策として35人以下にしなければいけないというのは、もう国の基準で決まっておりました。それと

福岡県は、小学校2年生においても、学校の努力で35人以下の学級編成をやってくれという、これ指示がおりておりますので、粕屋町はそれでやっております。

それで田川議員の今、質問ございましたけど一番から五番まで、ざっくりちょっとお答えしますと、一番、進捗状況は、これは進んでおります。今から具体的に述べます。それから、二番の教室不足が生じる。それは今増改築、またこの一般当初予算のほうにも、増築に向けての設計のほうの案件を上げておりますので、ご審議のほうお願いしたいと思います。それから正規職員の補充というのは、これはもう義務標準法で決まっておりますので、当然増加するだろうと思われま。それから学童に関しましては、現在検討しております。なかなか場所もないし、建物を三階建てにするのかどうかということも含めて、今検討しておるところでございます。五番目については、先ほどと同じように具体的な計画があるかと。計画はしております。現に毎年毎年、教室を二つに割ったりとか、図工室を特別支援学級にしたりとかってということで、毎年何かの工事を学校のほうにしておるとというのが現状でございます。

そこでちょっとお話をさせていただきますが、粕屋町内の4小学校におきまして、4校ございますが、1年から6年生までということで、四六24、24学年ある中で、1学年だけが36.8人の学級平均数ですが、36人の学級があります。あと残りの23はすべて35人を下回っております。これは学校の本当に努力なんですけど、なぜこういうことができるのかって言うと、例えば72人でしたら、今までの学級だったら、40人学級だったら2クラスなんですけど、35人学級でしたら、35、35で70。結局2人残りますので、これ3クラスしないといけないということで、結局24人の学級ができます。従って今現在、小学校で1番少ない学級というのは、27.2ですかね。ですから、大体今一番少ない学級で27人から28人の学級があるということ、ちょっとご説明いたします。

それでなぜこういうことができるのかと言いますと、先ほど言いましたように、小学校1年生は国の施策で35人学級になっております。そして粕屋町は、それをできるだけ6年生まで、その数を継続したいという思いがありましたので、2年生でも35人を県はやってくれと。しかし、定数はもらえないんです。じゃあなぜ2年生が35人学級ができるかというと、粕屋町は、少人数指導教員といって指導工夫改善教員とか言いますが、定数外でもらってるんです。これは小学校と中学校それぞれ1校ずつ2人配置で、それ以外は最低1名配置していただいています。この1人の指導工夫改善教員が学級担任として使ってよいと。いうのはありますので、これを2年生に活用して、どの学校も2年生は、35人以下。

もう一つあるのは、それ以外の加配の先生方。結局、小学校というのは、学級担

任の数だけじゃなくてプラスアルファで先生方ついてきますので。これある計算式があるんですが、その先生方が担任してもいいよと。また、学校のいろんな校務分掌において、差し支えなければ、学級担任していいよということになれば、学級数を増やせるんです。これを弾力化といいます。この弾力化も県のほうは、推奨しておりますので。従って5年生でも6年生でもその弾力化を使って、本来3クラスなのが4クラスとか、本来4クラスが5クラスにということが起こりえてますので、これはどの学校も1クラスないし2クラス。この制度を使って、現在のところは35人以下の学級でやっております。

これのもともとのきっかけは何かというと、ちょっと長くなって申し訳ありませんが、もともと35人なぜしたかっていうと実は物理的な問題が一つありまして、それは教科書とかノートがA版になって、机の上がもう広くを使うことになったので机が大きくなっております、今小学校。それから特別支援学級。粕屋町ものすごく今テコ入れというか、温かい支援を私たちはやってるんだらうと思うんですが、その特別支援学級の子どもたちが、交流学习として通常学級のほうに入ってくる場合、3、4人の子どもたち、若しくは5、6人ぽっと入ってくる可能性があります。そうすると、もともと40人学級だったら44、5人の学級になってしまいます。そうすると、とてもじゃないけど先生方の指導が行き届かないし、もう机もギチギチだということで、だからできるだけもともと減らして交流が、子どもたちが来ると37、8人でも授業できるようにということで、以前から粕屋町はこういった対応をしていただいておりますので、改めて35人学級になったからといって特に慌ててる様子、あれはございません。

ただ、校舎を増やしていかないかなというのは確かにございますので、今回、当初予算のほうで、二つの設計を上げておりますし、昨年コロナでできなかった二つの大きな工事、ブロック塀入れると三つあるんですが、それについても、今回予算のほう、審議のほうをお願いしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

今教育長のほうからの報告ですが、答弁ですが、私は今言われた、その加配の人たちのどのようにならクラス担任として、こうやっていく方向になっていくのかということについて思ってたんですが。

それでもう一つ心配なのは、そういう加配の人たちがクラス、今のクラスに35人学級になっても、増えた分に回すことができるということがあったとしても、今、

その先生たちが行っている業務と申しますか、役割と申しますか、そういうのが今度はなくなって、その分をどう補助するかという問題が出てくるかと思うんですけど、そういうのは、その点については、改善策としてどういうふうを考えてあるか。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

加配の先生、いわゆる指導工夫改善教員については、年間何時間の授業にいわゆるティームティーチングという形で、複数教員で授業を支援するという事なんです、それについての業務は免除されますので報告書は必要ございません。

従って学級担任という業務をやっていただく。そうするとともに頂いとしたのができなくなって、子どもたちにちょっとマイナスだということでおっしゃってるんだらうと思いますが、そのために、粕屋町は学習支援員というのを町費で雇って、そういったところで今、学習の支援とか生活指導の支援とかを今やってるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

ということは、その学習支援員の人たちをまた増やすということをしないと、今までやってた業務。そういうものが、クラス担任になっていく人を穴埋めとして、今言われたような形で役割をね、いろいろ分担してやっていくということになると思うんですけど。

私はそういう点で言えば、突き上げていく。1人ずつこう、人が、役割が変わってクラス担任にもつながってあっても、定数そのものといいますが、実際学校に今おる人たちの人数、教員数、教職員というのは確保するようにすべきだということで、ちょっと質問したんです。

その点については、引き続き町に対してもですが、そういう点の財政措置も含めて、行うべき内容としてあるのかということについて説明を求めます。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

その定数表自体が支援加配を使わなくても、もともと学級担任として、いわゆる35人学級にするということなので、定数が見直されるわけですよ。

1年生だけは35人、国の施策ですよ。そして2年生から6年生までは40人学級として定数が計算されとったのを、今から先は2年生も35人で計算しますから、先ほ

ど言った例えば72になったら、今までだったら2人しか定数をやらなかったのを、これ3人やるということなんです。だから、指導工夫改善教員がそのまんま配置を私たち要望しますので、それはそのまま指導工夫改善として、今度は使えるということです。だから学級担任の数が、増えるんです、もともと。

基礎定数が増えるということです。だからいいほうだと思いますけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

田川議員。

◎8番（田川正治君）

新しい学校のそれぞれの35人学級におけるクラスとか、教室の増築とか、取組みが行われるわけでそのことで、そういう点での環境整備といいますか、学校が、いうのができてるといふふうに思いますが、ただ、前一般質問したときに、教室の中に40人、35人おっても1m間隔を置いて、コロナ感染症の問題において文科省もそういう指導してるということがね。実際、それも一緒に今後はやっぱり、国としてもそういう方向に改善していく方向を、当然、求めていくことになるわけですけど。

そういう点では、積極的に県・国に対して申し入れていくということを行うことによって、教室の中での30人とか20人とかね。これいわゆるコロナ感染と共存するこういう生活、学校の状況の中で今こそ方向性を守っていくべきだといふふうに今思うんですね。

そういう点で、何ですか、先ほどから出てるその介護施設やら高齢者とか含めてですけど、保育所もそうですけど、結局子どもたちも含めて、多く集まるところ、密集の状況をいかに緩和するかという方向で、一番大事な点として。一番大事というのは、それぞれが大事なんですけど、特に子どもがそういう環境の中で教育できるように、是非、努力してもらいたい、いきたいといふふうに思うんです。

そういう点で、いろいろ長くなりましたけど、今日の一般質問は、以上で終わりたいといふふうに思います。

（8番 田川正治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、次の方の準備並びに議場内換気のため、休憩といたします。

再開を11時ちょうどといたします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前11時00分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは再開をいたします。

よろしいですか。質問者の質問の経過で、概ね3、40分位のところで区切りのいい

とここで休憩を入れていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議席番号9番、福永善之議員。

(9番 福永善之君 登壇)

◎9番(福永善之君)

議席番号9番、福永善之です。通告書に従い、質問をしていきます。

質問内容は、役場内のハラスメントについてということで、これに関しましては今回で4回目になります。では、始めます。

平成9年4月1日、粕屋町役場に採用になった22歳の女性、採用直後から男性職員にハラスメントを受け、平成11年2月3日から3月31日まで、第1回目の病気休暇を取得した。職場復帰後もハラスメント行為は続き、平成29年5月18日、心療内科を受診。抑うつ状態、PTSDと診断を受け、5月20日から2回目の病気休暇となった。

まず、1点目の質問に移ります。コンプライアンス委員会は、7名で構成をされております。男女の内訳は、女性1名、男性6名。そのうち6名は役場の職員、1名が外部の弁護士という構成になっております。

この事案は女性が被害者であるが、構成員の男女比は適切かどうか、お答えください。

◎議長(鞭馬直澄君)

山野総務部長。

◎総務部長(山野勝寛君)

コンプライアンス委員会の委員につきましては、粕屋町の職員、職場におけるハラスメント防止に関する要綱の中で、副町長、教育長、それから総務部長、総務課長、それに加えて、専門的な知識並びに経験を有する者。また、職場団体が推薦いたします職員の2名の、合計7名で構成をするように定めております。

この副町長、教育長、総務部長それから総務課長の4名につきましては、委員会の結果で、人事等の措置につながる場合もあることなどを考慮いたしまして、職能の観点から委員としております。また、専門的な知識、経験を有するものは、公正性や法的な適正性を確保する観点から、外部の弁護士のほうに、現在委託して、委員となっていていただいている状況になります。また、この労使双方の意見を取り入れることで公正性を確保するため、団体職員から推薦いただく委員を置いているところでございます。

この性別的な比率という観点から言いますと、ある程度均等な比率となるのが、やはり理想的とは思いますが、同時に、コンプライアンス委員会の機能を確保するためには、職能や専門性、公正性といった役割的な視点による、委員構成が

やはり重要であろうというふうに考えております。そのような役割を担う管理職等への女性の登用率のアップを含めた男女共同参画の面からの今後の課題であろうと認識しております。現状につきましては、職員団体からの推薦2名については、男女各1名ということで、その部分については最低限の男女の一方のみに偏ることがないように規定しているものでございます。

総枠といたしましては、議員おっしゃいますように、7名のうち1名しか女性がいないという形にはなっておりますけれども、現在の男女の比が理想的ではないというふうな形でもしとらえられるかなと思いますが、しかしながらそのことだけを、この委員会の構成が不適切というふうな形に、判断するわけではないように私は考えておるような状態でございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

男女比、現在7名の中で女性が1名ということが、不適切ではないと。

不適切ではありません。ただ、例えば、昨今の日本オリンピック委員会で問題が発生した場合に、なかなか女性がいらっしゃらないと発言ができない。問題の本質をついていけないというところは、結果論としては、オリンピックの組織委員会の委員長、会長さんが辞められた原因の一つではあるとは思うんですね。それはそれでいいでしょう、今後の課題ということですね。

では、二番目に移ります。コンプライアンス委員会に、外部から弁護士が1名入られております。

相談者、職員です、職員からの相談体制はどうなっているのかを質問します。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

コンプライアンス委員会の相談員につきましても、委員会と同様に専門的な知識及び経験をされる方を置くように定めておりますので、相談のしやすさを考慮いたしまして、町内に事務所を置かれている弁護士の方に、現在お願いをしております。

また、そのほか総務課の庶務人事係、それから、職員団体が推薦するものの中で、男女それぞれ1名の合計4名の相談員を置いておりまして、相談の手段としては、電話あるいは面談、それからお手紙等でも相談を受け付けるような形をとっております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

相談員に相談できる時間帯というのはいかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

どうでしょうか、相談員が勤務中、あるいは勤務中であれば相談しにくい部分があれば、勤務外のときにご相談されることも可能であろうと思います。

また、そういう意味では、お手紙等はいつでも相談できるような体制の時間帯ではないかなというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

ということは、時間帯は決まってないということでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

この時間帯については、明言を、明言というか明確に示しておりませんが、お互いその時間を取れば、当然、相談に乗るべきかなというふうに考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

それでは、相談員に関するメンバーです。

メンバーに関しては、これは職員には、通知するということが以前の議会答弁でありますが、これは間違いないでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

通知するようにしております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

今、相談をされてる女性の方は、職員の身分と考えてよろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

現状、まだ職員の身分でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

では、令和1年、令和元年10月に、ハラスメント防止対策フロー図として、7名の相談員のフロー図ができ上がり、彼女のほうに通知が行っております。

それ以降、メンバーの変更はありませんか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

概ね毎年10月に職員団体のほうの委員が変わりますので、大体年に1回、現在は令和2年の10月からの分が最新でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

令和2年10月に最新ができとるのに、どうして職員である女性には通知をしてないのでしょうか。

お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

ハラスメントの職場内の環境改善というものを目的にしておりますので、当然職場内で起こったハラスメント等のご相談をいただく場というふうに考えております。

職員のほうに周知はしておりますけれども、休職中の職員、産休中の職員とか休まれる方、長期に休まれてる方はいらっしゃいます。

そちらにまで、周知というのはちょっと行き届いてない状況がございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

何で行き届いてないんですか。職員でしょう。相談できないじゃないですか。相

談員の名簿が分かんないんであれば。令和1年の10月に改選が起こるとるんでしょ
う。令和2年の10月にまた改選が起こるとる。その令和2年の10月に改選が起こっ
た新しいメンバーを、どうして休職だろうと通知しないんですか。

彼女相談できないじゃないですか、違いますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

既にこういう制度がございまして、その辺が設置されていることは御存じのはず
ですので、各職に今相談したいんだということと言われれば、お知らせすることは
全くやぶさかではないかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

お知らせすることっていうよりも、職員団体が変わったんでしょ、相談員とし
て。相談員が分からなかったら相談できないじゃないですか、自分が相談したいと
思ってる方に。違いますか。どうでしょう、常識的にさっきの議会答弁では周知し
てると言われてましたよね。周知してないじゃないですか。令和2年の10月に改選
が起こるとる、職員組合のその2名の。

どうやって知るんですか、彼女、相談員の名簿を。

お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

先ほど申しましたように、事前にこの制度を御存じの方については、今の相談員
に誰か問合せいただければ当然お知らせをしますし、長期に休まれてる方、現状で
職場内でのハラスメントが発生をする可能性の非常に少ない方、事実上ない方につ
いては、慌ててお知らせをしていないという状況で、職場に復帰されれば当然分か
るという形の体制をとっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

職場に…。これは秘密を伴うものですよね、相談内容っていうのは。そのため
に相談員というのがあるんじゃないんですか。違いますか。今のが一般社会で通用
しますかね、今のようなやり方が。職員でしょう、休職してようが送るのが筋でし

よう、教えるのが。相談できないじゃないですか。違いますか。ご自身がその立場だったらどう思います。ご自身が休職しました。何か問題があつて相談したい。ただ、今現在名簿がない。どうされますか。役場に聞きます、役場に聞いて相談員誰ですか。そこでまた漏れるじゃないですか、何々と休職してる人間がこう聞いてきましたっていうのは。そのための相談員でしょう。違います。どうでしょう。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

私のプライベートの話をしてあれですけど、私だったらどうするかというご質問かと思えます。私だったら、相談員誰ですか聞いて聞かれます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

それで組織の一員として務まりますか。総務課として、総務課長として。職員を守っていくので、務まりますか、それで。私だったらって、そんなことが務まりますか。務まらないでしょ、そんなことして。女性の気持ち分かってますか。簡単に●●●言ってますけどねえ。本当にその立場になってそう言えますか、●●●。

違います。もう一度発言してくださいよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

もう一度発言ということですが、ご質問はどの点でございましょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

相談員を改選されて相談しなかった件についてです。

おかしいと思いませんか、それは。そのための相談員でしょう。違います。今言ったのは、総務課長としての考えを言ってるということですか。

役場としての考えですかそれは、どちらですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

先ほど、あなたならということでは言われましたので、私の意見を申し上げました。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

役場としてはいかがでしょうか。

今は総務課長としては、と言われましたので。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎ 副町長（吉武信一君）

確かに議員がおっしゃるように、その都度通知しなかったちゅうことは、如何にと思いますけど。

相手の方が令和元年度、相談はされてますよね。その方に相談されてるって話してあるなら、私は次に変わりますと、そういう話になるんじゃないかと思うんですよ。

だから、話が漏れて、外に漏れたくないっていうことなら、それと同時に令和元年度の相談員、その方にずっと話しすれば、話を続けていくんじゃないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

相談員の身分っていうのはそんなものなんですか。一度その相談員という枠を外れた方に相談されて、それがまた、新たな現職の相談員のほうに話が流れるという考えで今答弁されてるんでしょうか。それちょっとおかしいでしょう。

相談員という枠を外れているのであれば、もう相談員としての立場じゃないという認識ですよ。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎ 副町長（吉武信一君）

いやだから、その前の方に相談されてずっとしてあるなら、私は変わりますよという話になってくるんじゃないかというふうに申し上げてます。

そこで、私は変わりますから次の方は誰ですという、当然話がいくんじゃないかと。そう思われませんか。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

そうですね、そこは、はい。

続きまして、弁護士さん。弁護士さんに関する相談員としての役場が求めていることはどうでしょうか。

具体的に言いますね、具体的に。例えば、電話をかけました。ただ、いらっしゃらなかった。事務員さんにお言づけをされた。いつ戻ってこられますかと。何時ごろに戻ってきますと。また、その何時ごろに戻ってくるという時間帯に電話をされました。ただ、またいらっしゃらなかった。で、事務員さんに問い合わせたら、いつまたいらっしゃいますかと。分かりませんと。いらっしゃるときに電話をかけてくださいと、いうふうに言われているようですが、それで、相談員として役場が求めている外部の相談員の立場でしょうか。

お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

それは弁護士さんですから、やっぱり都合があって、スケジュール的なものもあると思うんですよね。

それで、確かな時間で決めて、この時間だったら大丈夫ということで、はっきりそういうふうな話し合いをしていただければいいと思うんですけど。

そのときは、たまたまそういうふうな行き違いがあったということではないかと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

具体的に言いますね、では。

今年1月6日16時42分、まず、電話をかけられておりますが、そのときは女性の事務員さんもいらっしゃらなかったみたいで、つながりませんでしたと。2回目の電話を16時48分、違う違う、1月14日木曜日、これ14時57分。今度は女性の事務員さんがいらっしゃったみたいで、事務員さんと話されたみたいで。そのときは相談員の弁護士さんが不在だったみたいで、事務員さん曰く、16時以降にお戻りになるということでした。その日、2回目の電話を16時48分にかけておりますが、相談員の弁護士である方は戻られましたが、急用でまた出かけられたということでありました。中で、本日は事務所に戻ってくるか分からない。女性曰く、金曜日の予定を尋ねられました。しかし、事務員の女性曰く、出たり入ったりで予定は分からない。いるときにお電話いただければと言われたと。では、女性、来週、お電話いただければとも言われたので、翌週の月曜日の予定を尋ねると、予定が詰まって

いて忙しいのでと言われ、火曜日の予定を尋ねても月曜と同じような感じでと言われ、その後の予定を尋ねても、毎日同じような感じだったということです。

相談員が、相談者が連絡の取れない相談員を役場のほうが任命してるというふうにとれないですか、このことは。通常、一般社会的に例えば電話をもらいました。もらったら、その組織の中で、誰々さんから電話がありましたということ、電話をもらった本人のほうに連絡をしていくと思うんですよね。その中で、折り返し電話をかけたりしていくというのが通常のやり方ではあると思うんですけど。

相談員である弁護士の方針として、折り返しの電話はしないとかそういう方針があるのかどうか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

折り返しの電話をするしないとか、そういう方針とかそういうのはありませんよ。議員さんのほうがそういうふうにお尋ねですけど、弁護士さんのほうがたまたまそういうふうな忙しいときがあったんでしょう。

そういうところは、ちょっとこちらのほうから尋ねてみたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

この事案っていうのは、携帯電話でされてますので、記録として、発信通話としては残ってる。で、事務所の女性も電話を受けてるということでもありますので、事実としてはこれは起こっているということです。

今、副町長、コンプライアンス委員会委員長として言われたと思いますが、唯一の外部の人間ですから。

相談しやすい人間でありますので、やはり相談者が相談したいときに相談がつかない相手でないと、やばいですよね。

◎議長（鞭馬直澄君）

質問者、そういう質問は、今のは、いいですか。はい、吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

相談者がしたいときにいる弁護士さんというふうに使われますけど、そこはやっぱり仕事の関係もありますんで、そこんところに時間の調整は、やはりしていただきたいなというふうに思いますので、そのところ弁護士さんのほうにも、ちょっとどういう状況だったのか、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

では、続きまして...

◎ 議長（鞭馬直澄君）

福永議員、概ね30分ですので、休憩を入れたいと思います。よろしいですか。

◎ 9 番（福永善之君）

そっちのほうよろしいでしょうね。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

分かりました。それでは、議場内換気のため、休憩といたします。

再開を11時35分といたします。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午前11時35分）

◎ 議長（鞭馬直澄君）

それでは再開いたします。

福永議員。

◎ 9 番（福永善之君）

それでは、コンプライアンス委員会が開催されて、彼女が申出をされたことをコンプライアンス委員会で調査され、審議され、その結果について報告をされた公文書が、令和元年10月21日付。これはコンプライアンス委員会、委員長名で箱田町長のほうに出されている公文書です。

まず1点ずつ詰めていきますね。まず、Aという職員に対する申告事案、事実について、コンプライアンス委員会の結論としては、事実として認定することができないため、認められないという結果が出ております。これ、平成9年、彼女が役場のほうに入社されて、その2年間の間に起こったことです。彼女が申告してるのが、その2年間にハラスメントを受けたこと、A職員に受けたことによって、彼女は第1回目の休職に追い込まれております。

そのときに、当時の彼女の上司である住民課長さん、それから、国民健康保険係長さん、上司2名が彼女の家を訪問されたということになっておりますが、その辺はコンプライアンス委員会としては確認はされておりますか。

◎ 議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎ 総務部長（山野勝寛君）

福永議員がおっしゃってる内容につきましては、コンプライアンス委員会の審議内容の中身になるというふうな形で、今投げかけられてるような質問でございます

ので、基本的には個別事案の中身というのは、申し上げることができないというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

コンプライアンス委員会として、彼女が申し立ててる関係者に対して、事情聴取、事実確認するのは、これは筋ではないんですか。

それ無しに結果、認定という結果が出るのでしょうか。したか、しないかをお答えください。

その上司2名に対して事情聴取はされましたか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

コンプライアンス委員会の組織自体は、役場の職場環境をいよいよ進めるための組織ということで、その中で事情を、事実の確認とか、そういうのもしながら決断をするような形の組織でございますので、そういうふうな形で進めているという形しか、今、福永議員があったか、無かったか、したかしてないかとか、そういうふうなものについて、こういうふうな場で、申し上げるっていうのはできないという形で考えております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

彼女が申し立てることを調査、審議するに当たって、彼女が申し上げているその固有名詞が出た人から事情を聞かなくて、どうやってそのコンプライアンス委員会として結論が出るのか、そこが第三者的には分からないと思うんですよね。

いかがでしょうか。ましてや彼女が、コンプライアンス委員会に提出されてる文書の中。これは令和1年9月18日付けで、コンプライアンス委員会で審査してください、ということで提出されてる文書があります。その中で、住民課長及び国民健康保険係長両名は、私の自宅を訪ね、本件A職員に対する管理監督の職務を怠っていたことについて落ち度があったことを認め、私と、私の母の前で謝罪をされたというふうに書いてありますが、この書いてあった事実は確認はしてなかったということでしょうか。コンプライアンス委員会として。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

個人情報に関わることでございますので、お答えできないというふうに申し上げております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

これは、申し立てした本人にとっては、一大事じゃないですか。

自分の将来にかかってくることはないんでしょうか。違いますか。

この方たちが、なぜ彼女の自宅に出かけられたのか、というところが分からないままで、コンプライアンス委員会として結論を出したというふうに受け取ってよろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

いや、そういうことを申し上げておりません。

吟味のほうは、精査というか、その調査のほうはやっております。ほかの方も聞き取りとかいろいろやっていますんで、その内容につきましては、個人情報に関わることなのでお答えができないというふうに申し上げております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

じゃ、上司である2名の方が、彼女のご自宅を訪問されたということに関することは、申し上げれないということで認識してよろしいですね。はい。

では、平成30年10月19日、彼女はその当時の所属長、上司です。上司とこのハラスメントに関する件で電話連絡をやっております。具体的に言ったほうがよろしいですか。

それともその件は、コンプライアンス委員会として把握をされてますか。お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

先ほどから議員のおっしになられている情報をご発言されて、その情報を、それで事実でどうかという形でお聞きになられていますけれども、それ自体をこの場で、個別の内容になりますので、それがどうだったのか、こうだったのかっていうもの

を発言すること自体が、やはり不適切っていうか、発言できないという形で、こちらのほうとしては、お答えできないという形で申し上げております。

すいません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

彼女は自分の身を守るためにも、女性1人ですから、その当時の上司との通話を録音されております。

約60分間に及ぶ通話内容でした。すべて文字起こしをされて、今、私、手元にあります。一部分じゃあ、発言を読ませてもらいますね。まず、録音されてから5分3秒後にその上司が発言をしています。「うん。それはまあ、あの一応その部分。その平成9年度に、あのA職員に、こういろいろ言われたりされたりして、結果、その休んでいるっていう事実もあるよね、相談者ちゃんが。なんでその部分そのものを否定するっていうのは、まあないっちゃいないよね。」というふうにまず発言されています。それから次、「A職員が原因で相談者ちゃんが休むに至ったということ自体は、事実として動かしようがないから、うん、そこはまあ確かにもうみんなが認めるところだろうとは思うけどね。」それから、「言ってみりゃそれ、パワハラセクハラとか何か新しい言葉で作られて言いようけど、要するに、いろんな意味での暴力っていうことなんやろうから。」というふうに、5分3秒たったところでの通話会話がこうなっておりますが、いかがでしょうか。

それは、コンプライアンス委員会の中では、審議はされてないんでしょうか。

お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

ちょっと申し訳ございませんが、何を審議したのか。委員会の中で細かいものについて一切、やはりご本人さん、あるいは関係者のプライバシーに関わることなので、この場で申し上げることができないという形で、何遍も申し訳ないですけど、繰り返しの答弁になって申し訳ありませんが、そういう形でお答えさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

それでは、録音から8分15秒後にその上司いわく、「実はこれちょっとメールに

は書かんかったけれど、A職員とB職員ちゃんにも一応聞き取りしたのよね。事実確認。そのときは一緒に入って立ち会ってもらってメモとかしてもらった。」という、1人職員が入ってるということでしょうね。「なので一応、あのざっくりだけど、相談者ちゃんが訴えることは、説明しているっていう状態。A職員たちからの返答、こういうことを聞いて、こう返ってきたというのはもちろんメモとってるから全部聞いている。」

メモにとってるって書いてありますが、そのメモは、コンプライアンス委員会の中では、資料として活用されたのか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

すいません、重ねて何度も申し上げますけれども、個別のいろいろなことについては、申し上げられませんということしか、今の段階、何度そういうふうなことを聞かれても委員会の中のことについて、お答えすることができないというお答えしかできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

それでは、録音されてから18分45秒後のその上司の発言です。

「A職員自身はね、そのときには、もうその国保にいた時代の話で、してたのは確かにそうしてたっていう事実そのものは認めている。」と。

ハラスメントをしたという事実は認めているという録音記録があるんですけど、これをコンプライアンス委員会では、資料として適用されておるのかどうかお答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほどから何度も申し上げておりますけど、個人からの提出書類とか、それに対する返答、それに関するやりとり、内容、もちろんそれがあつたかどうか、個人のプライバシーに関わりますので公には話せないというふうに申し上げております。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

更にその上司は発言してます。

「A職員はね、セクハラについてはまあその、今言ったみたいなパワハラについては、事実としては自分は認める、認めました。で、相談者ちゃんが休みに至った。」というふうに発言しています。

つまりA職員は、自分が行ったセクハラ、パワハラについては認めましたよと。その原因で、相談者が休職に至ったという発言をされておりますが、それはコンプライアンス委員会の中では、審議されたんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほどから申し上げておりますように、個人のプライバシーに関わることでございますので、お答えはできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

更に29分。録音して29分後に、その上司、まず彼女が「でもパワハラは認めるってことですよね。」上司「まあそうですね。悪意はなかったとは言ってるけれど、したこと自体は否定はできんやろうね。」というふうに、その上司は、パワハラ、ハラスメントがあったということは、もう断言してますが、その上司は、コンプライアンス委員会の委員の1名であると思っておりますが、コンプライアンス委員会の中で、これについて審議はしていないのかどうか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

まあちょっとよく分からなかったんですけど、先ほどから申し上げますように個人のプライバシーに関わることでございますので、お答えはできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

では続きまして、彼女が二番目に申告してる、今度は職員Bという方の申告事実については、コンプライアンス委員会としては、これもハラスメント行為に当たるとは認定することができないというふうに認定を出しております。

では、平成28年9月27日。これは、いつどこで、誰が誰に、何をされたかっていうのは彼女は記録をとっております。平成28年9月27日、終業時間の午後5時に、B職員から当時所属していた子ども未来課の私あて電話があり、午後5時15分に総

務課に来るように呼び出されました。B職員に要件を尋ねましたが、教えてはくれなかった。総務課へ行くと、22会議室へ連れて行かれた。少しの雑談の後、ある職員から苦情があつてると言われた。全く身に覚えのないことだった。その職員からの相談申出内容について、私には事前の伝達や事実確認は一切ありませんでした。

職員の一方向的なその苦情だけで、職員同士を会わせるということは、役場としてはあり得るのかどうか。それが良いのかどうか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

ちょっと、ちょっと意味が分かりませんでした。もう一度お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

ある職員から彼女に対する苦情がありましたと。その総務課のB職員は、通常は双方の意見を聞いて、判断して、会わせるなりするというのが、私が考える通常の組織の在り方かなとは考えます。ただ、この場合に関しては、苦情があったほうの意見のみを聞いて、彼女には理由を言わず、お互いを引きあわせたと。

これは役場としては問題ないという認識でよろしいでしょうか。

お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

特定の案件についてはお答えできませんけども、総務課、若しくは庶務人事係としては職員からの相談を受けることは、ままございます。

その際に相談の内容、どういった状況か、どういった相談内容か、ケースバイケースによります。双方から意見を聞いて、会わせずに対応する場合というの考えられますし、面談させて双方の歩み寄りを促すという場合もあります。

対応としては、十分に考えられる内容ではないかというふうに思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

彼女いわく、個室に強制的に閉じ込められた状態で、事実確認することなく、いきなりB職員、それから訴えた本人、C職員です、2人から責められた。私はC職員が申し出ている内容を否定し、説明をしましたが、聞き入れてはもらえず、面談、

叱責は1時間以上、2時間近く続いた。C職員の申出の内容は、相談者が自分に挨拶しないなどの内容であり、かつその内容自体が、C職員の根拠のない虚偽の発言だったというのが、これは後で説明しますが、それがもう分かったということです。

その辺はコンプライアンス委員会では、審議課題に上がりましたか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほどから申し上げてますように、内容についても個人情報に関わりますのでお答えはできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

C職員とは勤務場所も3階と1階でフロアも違い、勤務中の接点はなく、このようなことも起こり得ず、身に覚えのない話であり、私の申入れは聞き入れてもらえず、長時間の叱責及びその内容に、非常に精神的ショックを受けた。これが原因によって、2回目の休職になっていくのですが、長時間にわたる糾弾により、非常に強い精神的苦痛を受けた。それに加え、B職員はその糾弾中、今回とは全く関係のない個人の侵害に当たる発言、昔のA職員から受けたハラスメントを想起させられた。

この件に関しては、コンプライアンス委員会の中では、審議をされておりますでしょうか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

個人情報にかかることですので、お答えはできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

そして、B職員から叱責が続く中、面談の最中に私は胃の激痛を発症、そして泣いた。胃の激痛に体を丸め、胃を抱え込むように手で抑え、体をこわばらせて泣きながら耐えていたが、B職員は目の前で私の姿を見ながらも叱責、面談を止めなかった。長時間の叱責の後、B職員は、「後で2人で話して。」と言い、当事者同士

となる私と、C職員2人を残して会議室を出た。

このB職員が行った、2人を残して会議室を出たという対応は、問題ないのかどうか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

個人情報に関わることでございますので、お答えはできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

B職員には事情や体調不良を説明したが、適切な対応はなく、その後もC職員からの嫌がらせ行為は継続し、一層増していった。C職員の行為は、私を誹謗中傷する虚偽の内容を話し、私の名誉を傷つけ人権を侵害し、職場内での私の立場を貶しめる行為を継続して行うもので、それにより精神的苦痛を受けましたと。

C職員は、相談者が自分に挨拶をしない、相談者から無視される、相談者から話もしたくないと言われた、相談者がいるから役場に来るのが嫌だ、相談者がいる子ども未来課に近寄れないのだと申し出ていたそうです。しかし、C職員はその申出内容に全く反する行動をとっていたと。特段の用事もなく、またそこを回避することが可能であるにもかかわらず、毎日のように私がいる子ども未来課の前の廊下、階段を通っていた。そのため思いがけず出会ったり、すれ違うことが多々ありましたし、挨拶を交わす必要性が伴いました。上記のような申出を行ったC職員が、なぜあえて私が見える場所に近づき、接触するような行動をとるのか理解できなかった。これらはC職員自身の申出内容と矛盾しており、嫌がらせ行為と言わざるを得ない。上記のような申出をされ、B職員から呼出しされ、問いただされ、長時間に及ぶ叱責を受けた上、更にその申出をされた後、C職員があえて私の前を毎日うろつき接触してくるなど、申出内容とは全く矛盾して、このような行為は、それが継続していくにつれ更に強い苦痛を感じるものとなったと。

では、ここで質問です。仮にC職員の相談内容が事実であった場合、仮にC職員の言ったことが事実であった場合、総務課の対応として相談者の顔も見たくない、相談者に近寄りたくもないって言うてる人間とC職員を合わせることが妥当だったのかどうか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほどから申しますように、個人情報に関わることでございますので、お答えはできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

B職員がこのような対応であり、私から申出や相談は聞き入れてもらえず、適切な対応を図られなかったため、その後もC職員からの嫌がらせ行為は一層増し、その後は、すれ違いざまに故意にドアをぶつけようとする、私が道路を横断中、C職員が自家用車でスピードで上げ、横断を妨げる、私の横で突然エンジンをふかし、恐怖を与えるなど危険行為にも及んだ。その経緯についてB職員に相談したが、問題解決への対応はなかった。そのため、総務課による適切な対応がないため、平成28年10月19日、相談者は、C職員と一対一で話し、その真意を問い、私が業務多忙で職務中に話をする時間がない状態であることを伝え、仕事に支障をきたし、迷惑を受けているのであればやめてほしい旨を伝えた。しかし、C職員は周りに人がいなくなった途端態度が豹変し、非常に大きな声、口調になり、「やりたいと思ったからやっただけ。何が悪い。私はB職員さんに話ただけ。やったのはB職員さん。私は悪くない。あんたがどう思うと知らない。相手がどう思うと関係ない。」など、常識を逸脱した利己主義的な言葉を発し、今回の相談やその行為の理由を尋ねても、私が原因となる根拠は何もなかった。これが平成28年10月19日の記録です。

B職員には、このC職員の発言内容も伝えたが、その後の対応の相談を行いました。しかし、総務課の改善対応はなされなかった。総務課の対応がないため、当時C職員の上司であった2名の上司のほうに、相談を行いに行った。2名の上司の方は、C職員と私の双方の申出を聞いた上で、ここ違いますね、先ほどのと。双方の申出をちゃんと聞いた上で、C職員へ相談者に接触しないように、と伝えておる。これが平成28年10月20日。これは記録として彼女は残しております。また、C職員はその後、2名の上司のうち1人の上司に、自分のせいで相談者さんがこうなっているという旨の自分の非を認める発言をしている。これが平成29年7月14日に、これは当時の上司1人の方の発言として残っております。その1人の上司の話では、平成28年の年末ごろC職員に対し、C職員の訴えも聞いた上で、子ども未来課側の階段や廊下を通らないようにしておくように、相談者と接触しないように配置換えの検討、これはC職員には知らせておらないが、内部で検討していたということ、それを言ったと。その上司とC職員の話の中で、C職員は「相談者さんとのことで、自分のほうのことでそげんなってるから」ということで、やめることも考えていたと、私に説明していたということ、上司の1人である方が、発言をしたというふ

うに書いてありますが、この件に関してはコンプライアンス委員会では、審議対象としてはされておりますでしょうか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

何度も繰り返しますが、個人情報に関わることでございますのでお答えはできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

私も一方的な話は聞きませんよ、確かに。

ただ、事実かどうかを確かめる上で、一方の意見だけではなく、他方の意見も聞いて、そこから調整していくというのが問題の解決の糸口ではないんですか。これを、今私が発言した内容を聞いた上でも、コンプライアンス委員会の審議結果が正しいというふうに断言できますか。

第三者が今私が発言したことを聞いて、コンプライアンス委員会の決定内容に異議を、疑義を感じないでしょうか、お答えください。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

その第三者がどういうふうに思われるか、私はそれは分かりません。

ただ、コンプライアンス委員会というふうに、中での個人情報に関わる話は、ここではお答えはできないということを申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

では、コンプライアンス委員会のメンバー7名全員が、これに、ハラスメントに対しては認定できないということに同意した、ということで考えてよろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

何度も申しますように、個人情報のことでございますので、委員会でどうのこうのというのは、お答えはできません。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

個人情報は個人情報でしょう。

ただ、彼女も自分を、身を守らないといけませんからね。私が彼女の立場であれば、そこまでできたか分かりませんよ。ただ、彼女の場合は、長く積もったハラスメントによる経験で、誰も動いてくれなかった、組織の中で。その経験が積もり積もって、自分の身は自分で守らないといけないということを悟ったというふうに私は感じとるんですよ。

今回私はこれ、これ一部分ですよ。一部分。話した中で、コンプライアンス委員会が決定しました。ただ、今私が話した中でのことを、やはりこれは自分たちで審議として適用してないよね、ということが分かったのであれば、一度決定したコンプライアンス委員会の結論であっても再度審議していく。若しくは第三者が客観的にそうだね、と分かるように役場が主導するコンプライアンス委員会ではなく、第三者的に客観的に分かる人たちを選んで審査していく、調査していくことが大事じゃないんですか。

いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

それは役場の職員だけじゃなくて、結局、第三者委員会を設置したほうがいいのではないかということですか、前にも言われてましたけどそういうことですか。

第三者委員会を設置するという事になれば、そのメンバーは誰が選ぶんですかね、行政のほうから選んでいいんですか。それだったら、行政のほうから選ぶなら同じことになりませんか。

行政のほうから委託をされたって、行政のほうの力が入ってるんじゃないか、というふうに思われませんかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員。

◎9番（福永善之君）

もう、世間的にこれだけ公になった案件を常識的に考えれば、役場が選んで云々の話ではないと思います。

もう、これだけ公になっていけばもう皆さんがやっぱり関心を持ってくる案件でありますので、役場としても慎重にせざるを得ない。だから例えば、ある団体を通

して、こういう事案があるんやけど、委員も

◎議長（鞭馬直澄君）

福永議員、手短にまとめてください。

◎9番（福永善之君）

はい。というふうなやり方もあるでしょう。

再度私は申し上げます。事実を確認するために、第三者委員会の設置を要望して、私の一般質問を終わります。

（9番 福永善之君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

休憩いたします。午後の再開を13時ちょうどいたします。

（休憩 午後0時10分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号6番、太田健策議員。

（6番 太田健策君 登壇）

◎6番（太田健策君）

議席番号6番、太田健策です。通告書によりまして、一般質問させていただきま

す。
コロナウイルスのワクチンが、ようやく日本にも届き、計画が進もうとしておりますが、まず、町ではまだそういう計画は立てられない状態だろうとは思いますが、今後どういう考えを持って接種をされるのかお聞きしたいと思って質問します。

一番に、接種場所は福祉センターと聞いていますが、福祉センター、大体交通の便があまり悪い、いいとこでないの。

ワクチンをどのように持ち込まれて、どういう保管をされるのか。

その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきましては、所管のほうからお答えいたしますが、まず、新型コロナワクチンのワクチンそのものがどのように各自治体のほうに配ってこられるのか。この詳細は、実ははっきりしてないんです。

総数としては、つい先日ですが河野大臣が、4月の5日に100箱、各県です。そして、続いて12日には500箱。そして、それ以外のところには10箱ずつとか、これ

ほんと県単位での話ですから、粕屋町で果たして来るんだらうかというような疑問も言われております。ただ、4月の26日の週からは、全国すべての市区町村に配布を行うということですから、多分これ位がスタートだろうとは思われます。

冒頭言いましたように、詳細のスケジュール。粕屋町に来るスケジュールは全く今のところ、何のお知らせもございませんが、ただ、いつそれが来てもいいような、体制をとっております。

詳細につきまして、担当のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局

（中小原浩臣君）

まず、太田議員の質問の一番から五番につきましては、新型コロナウイルスワクチン事務局としてお答えさせていただきますのでよろしくお願いします。

ワクチンはどんな方法で、福祉センターに持ち込まれるかというご質問ですけども、ワクチン接種は個別接種、いわゆる病院でする接種と集団接種、これは福祉センターで計画しておりますけども、現在のところは、ファイザー社のワクチンが最初に供給されるということになっております。

ワクチンを入れた保冷ボックスにドライアイスを詰めて、国が指定した専門業者が冷凍の状態で県内の倉庫から移送するということになっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

福祉センターに持ち込まれるということになると、福祉センターをその間は福祉センターそもそもの事業ができなくなるんじゃないかとは思うんですけど。

その場合は、福祉センター、取りあえず今しておる事業をどういう形で継続されるのか、そういうのをちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局

（中小原浩臣君）

今いろいろな教室あたりは、どうしても福祉センターの経路が、入ってこられる方と出ていかれる方と交わらないような計画をしておりますので、どうしても全体の約3分の2ぐらいは使わせていただくようになります。

ただ、何て言いますかね。子どもたちの放課後デイとか、そういった必ずしなくてはならないというような事業については、ワクチンのところを通らないような部屋を使用させていただいて、事業を続けていただくように計画しております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

福祉センターは今、将棋教室とかカラオケ教室とか、そういういろんなものがありますが、それも全くやっぱ止めるっっちゃうわけにはいかんでしょから。どこかに移して、引き続きして行ってやらないと、町民の方は困られると思うんですが。

その辺はどう考えてあるんですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局

（中小原浩臣君）

今のところ、先ほど町長も言いましたように、どの位の量がいつごろ来るのかというのは分かりませんし、毎日するのか、それとも週に何日するのかというワクチンの量によっても違うと思いますので、そこら辺は今からのことになると思いますけども。

ただ、ある程度はそういった教室については、このワクチン接種の期間中はどうしてもご迷惑をおかけ致しますが、中止とせざるを得ない教室等もあるかと思えます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それでは、当初は65歳以上の老人に、先にワクチン接種をするというような計画なんですけど、その65歳以上の方が粕屋町には大体何人おられるのか。

その辺は、分かりましたら教えてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局

（中小原浩臣君）

約8,600名ほどおられるということです。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

8,600名っていうことになるので、大体1日何人ぐらいをしようか、ワクチンを打ってされるのかですね。

その辺は分かっております。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室

（古賀みづほ君）

これもワクチンがどのぐらい入ってくるかが分かりませんが、その配分によって実は変えないといけないんですが、集団接種の福祉センターだけではなくて、個別接種といって各医療機関でも打つことができますので、両方合わせた形で、ワクチンの配分をさせていただくような形になると思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

ワクチンが入ってくる量が分からないのは分かりますが、しかし注射を打つ人達の人数は分かっておりますね。

それと、どういう方法で打って、どういう、何人ぐらいを大体1日して、何か月で大体1回目が終わるとか、いうふうな計画はされるやないかと思っておりますが、その辺については。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室

（古賀みづほ君）

ワクチンの量がちょっと分からないとなかなか難しいんですが、今のところもし集団接種の会場は、できれば1日に200から400人をしたいと思っております。

それから個別の医療機関につきましては、医療機関の希望とか、そういったあとフリーザーを置ける場所があるかどうかとか、そういったものによってもちよっと数が変わってきますので、医療機関に関してはそれぞれちょっと数が変わってまいります。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それでは四番に入りますけど、接種に対応する職員の計画はどうされておるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局

（中小原浩臣君）

四番のご質問でよろしいですか。

集団接種会場で対応する職員につきましては、担当の新型コロナウイルスワクチン事務室の職員に加えまして、検温や誘導、受付、予診票記入の援助、接種済み証の発行など、町民の皆さまにスムーズに接種いただけるように、業務委託によりスタッフを確保いたしております。

次に、それでよろしいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

分かりました。それで、ワクチンの接種に来られる方、様々。自分で来られる方もおれば、交通機関をバスを使って来られる方もおられます。

その方たちの結局、PCR検査しなくても大丈夫なんではないか。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局

（中小原浩臣君）

ワクチン接種前のPCR検査の必要性についてでございますけども、ワクチン接種においてPCR、必ずワクチンをする前に接種をするPCR検査する必要はありません。

ただ、ワクチンの接種ですので熱があるとか、異常があるとかいう方につきましては、その日のワクチン接種は、お断りする場合もあるかと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

65歳以上のお年寄りの方と、足不自由な方もおられますし、体の不自由な方もおられると思うんですが、そういう人たちの接種につきましては、交通機関とか、ワクチン接種したところの場所までの交通機関とか、送り迎え、送迎は自分たちで来ないかんのですか。それとも、何かの利用した機関をして対応を考えてあるのか。

ちょっとその辺を教えてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室

（中小原浩臣君）

体の不自由な高齢者の接種についてというご質問でよろしいですか。

基本的には、医療機関での個別接種か、先ほどから言っております、町での福祉センターでの集団接種、どちらかになります。

高齢者施設に、受けていただきますけれども高齢者施設に入所している方等につきましては、施設で接種を受けられるという場合もございます。また、基礎疾患がある場合など、例外として町外に主治医を持っておられる方もおられると思っておりますけれども、そういった方は、その町外でも主治医のもとで接種することもできます。介護認定を受けてある場合なども、まずはかかりつけ医にご相談をしていただければというふうに思っております。またそのほかにも様々なケースがあると思っております。かかりつけ医がないとかいう場合もあると思っておりますので、間もなくコールセンターを設置するようしておりますので、それぞれのケースに、個別なケースにつきましては、ケースバイケースで対応していきたいというふうに今のところ思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それでは、五番に入りまして、接種は2回打たなくてはならないとなっておりますが、1回目が人数からして何か月で終わって、2回目が何か月から先になると。

そういうことになると、次の接種の方の順番、どこが回ってきてダブるとやないかと思って、接種が遅れていくんじゃないかと考えられますが。その辺もまだまだワクチンがどのように入るか分からないということなんですが、しかし計画はやはり立てとかなないと来てから計画というわけじゃいかん。やっぱ住民の方には、早くその方法を教えていただかんと。

もう来たけん明日から打つばいと言うても、なかなかそれは混雑してどうしようもないと思うんですけど。

その辺、お考えはどうですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局

(中小原浩臣君)

現在、ファイザー社のが一番早いということでいろいろ3種類ぐらいあると思いますけども、まずはファイザー社のワクチンについてでございますけども、標準的には20日間、間隔を置いて2回接種ということになっております。

例えば3月1日の月曜日に1回目の接種をする、っていう例えになりますけども、3週間後の同じ曜日の3月22日に受けていただくというふうなイメージになります。そういったほうが分かりやすいかなと。20日を超えた場合は、国の指示ではできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること、ということになっております。また、今回の新型コロナウイルスワクチンは2回の接種となっておりますので、接種間隔を守ること。それと、同じワクチンを2回打つ、ということが大変重要なことになっております。

ワクチンの効果を最大に引き出し、副反応を防ぐためにも、1回目の接種を行った際に、例えば福祉センターで受けた場合に、終わった後、2回目の予約がその会場でできるようなことで今計画をいたしております。

以上です。

◎議長(鞭馬直澄君)

太田議員。

◎6番(太田健策君)

接種については大変ご苦労はされると思いますが、接種するための町民の順番といますか。自分はいつ打ったらいいとやなかろうかと。区単位で決められるのか。どういう方法を順番等を決めていかれるのか、年齢で決められるのか。

その辺は何か計画あります。

◎議長(鞭馬直澄君)

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務局

(古賀みづほ君)

今のところなんですけれども、ワクチン接種の順番につきましては、一番に医療従事者、それからあと二番目が65歳以上の高齢者、三番目に基礎疾患を有する者、それから四番目が高齢者施設等の従事者、五番目が60歳から64歳の者、で六番目に、今の一から五を除いたものというふうな順番になっております。

しかし、ワクチンの供給量等によっては、国の指示によって変わる可能性がありますので、随時、決定次第速やかに町民の皆さんへお知らせをしたいと思います。そうですね、一応今順番にはなってるんですけども、もしかして数が、量

が少なかつたりしますと、更にちょっと細分化されたりとかいったこともされるんではないかと思えます。

その都度の、国のほうからの指示に従って行いたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今の説明では、私は町民における順番がどういう年齢でされるのか、それとも区を、どの区からやり出すっていうようなことで決められてやっていくのか。

その辺も計画ありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

予約の方法ということ、基本的には、今回のワクチン接種は予約制です。

病院でされたり、あるいは集団会場福祉センターでされたり、そういうのもすべて予約方式になっております。ご自分の都合がいい日にちに予約をしていただくと。ただ、まだ、実際蓋をあけてみると、その日にすごく集中すると。例えば土曜・日曜とか、そういうふうなことはありまじょうが、その際には調整を行うということになると思えます。

基本的にはご自分の予約ということで、その方法としましては、電話とかインターネットの予約、そういったサイトLINEとかも活用したいとは思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長が言われた予約は、65歳以上の年寄りには、LINEや難しいっちゃんないかと思えますが、やはりかかりつけの病院で予約せないかんと思うんですが、その辺の病院に対しての受入れ体制も是非町のほうからどうせ指示がされると思えますけど、指示していただいて、若い人は臨機応変にできると思うんですが、65歳以上の年寄りになるとその辺がやはり今言われた方法では、ちょっと難しいかなと思えますんで、是非そこ辺をスムーズに町民が心配されないように、是非とも受付のほうをお願いいたしまして、私のワクチンの質問を終わりたいと思えます。

それから、区長制度についてご質問いたします。

昨年、総務省より地方自治法改正により非常勤特別職員制度が廃止になりましたが、粕屋町では、取組みを廃止になったこの取組みはどうされておるのか、説明してください。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地方公務員法及び地方自治法の一部改正、これによって、区長さんの立場といたしますか、実際の区長さんとしてのお仕事。町からお願いしたり、あるいは区の中のいろんな行事とか、事業について、区長さんのお仕事、これ全く変わらないんですけども、身分がやっぱり変わったということで、これは法律的なことです。

従いまして、若干の相違がございますので、町としても様々な、例えば委託にするとかってということもありました。

詳細につきましては、担当所管の総務課のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

はい、お答えいたします。

区長さんのほうにつきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年の4月1日から施行されたということで、区長さんそれぞれの職が今までの特別職非常勤職員に該当しなくなったということになっております。

これを受けまして、平成元年8月、すいません、申し訳ございません。令和元年の8月及び10月の区長会のほうで協議していただきまして、私人、いわゆる有償ボランティアという形の位置づけに整理をし直しております。併せまして組合長さん等の負担軽減と、あるいはそれに加えて、組合のほうに未加入世帯の方々への情報の周知の確実性の向上のために、それまで組合長さんのほうにお願いいたしておりました文書の配付あたりを全戸配布なんですけれども、これを業者のほうに委託をするような形で方向変換というか業者委託として、転換を変えております。

そういう形で、少し取組みについては行っているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

これは福岡市の町世話人制度が廃止になったときの理由として、特別職の公務員である行政区長に対する広報配布手数料などが福岡市の場合は高く、それが利権になっていて、いつまでたっても行政区長イコール自治会長を辞めない。そして、選挙にも影響力を持っていたということに手をつけられないような状態であったと言われております。

それで、区長制度、区長の非常勤特別職員が、取組みが廃止になったというのを、

町民にはどういう形で連絡をされたんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

先ほど冒頭ちょっと町長のほうのお言葉にもございましたように、区長さん、お仕事そのものは今までと変更があっておりません。

あくまで法律上の身分立場が変わったというだけでございますので、もちろん、区長さん方には十分協議をさせていただいて、その決定をしておりますけれども、一般的に広く町民に向けては、そのことはお仕事内容が全然変わりませんので、立場が変わりましたというようなお知らせはしておりませんところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それとなると、今までの区長制度っちゅうのは、各区では総会をして選挙をして、取り決めされておったんですが、今もう名前を変っただけで。そうすると、今までどおりの取組みは、どういうふうに各区ではやっていけばいいんですか。

今までどおりにやっていって、総会を開いて、それで区長さん決めるというようなことは一つも変わらないんですか。

その辺はどうなっとるんですかね。

◎6番（太田健策君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

各区におかれましての区長さんの選任の方法といいますか、若しくは総会のほうのやり方、そういったものにつきましても、各区の状況に応じてそれぞれで今までしていただいておりますとおおり、していただいてももちろん構いませんし、実際そうされているというふうに存じております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

先ほど私申し上げましたとおおり、区長さんに対する町からの手当が出ておりますね。それについては、非常勤特別職員制度が廃止になったということで、これは、金額は例えば安くなったんですか。それとも、そもそも今までどおり支払われるような形でやっていかれるんですか。

その辺はどうなんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

堺総務課長。

◎総務課長（堺 哲弘君）

お仕事内容が変わっていないというところで、金額についても基本的には大きく変更はせずに、従前の金額ということしておりますけども。

ただ、身分的などころが変わりました関係上、支出の款項目が、役場の予算上の話になりますけども変わりましたり、若干計算式が、その款項目が変わる関係で変わったりというところがあります。

予算のほうに関しましては、令和2年3月の当初予算の際に、予算委員会などでも説明をさせていただいておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

総務課では、そういう総務省からの地方自治改正でなったということは、粕屋町だよりかなんかでは知らせてあるんですかね。

それともそこ辺は伏せて、ただ区長会でそういうことになりましたということだけ報告されて、終わられとるんですかね。やはり町民に広く、そういうことになったということは、やはり区の中では区長になりたい人もおられましょし、ねえ、長年続けてある区もありましょし。問題が生じてないっちゃうことはないと思うんですよ。やっぱり、今やられとう人が辞めないと手挙げられませんから。その辺もありますから、その辺のことが変わったってということだけでも、やっぱり町民に広く知らせてやらないと。

町民の中では、いやそら知らん、そういうことは私たちがこうやって話し合ったときに言うたら、いやそげんことは何も知らんばいというようなことが聞かれますので。やっぱ何事でもやっぱり町民に早く知らせてやって、そういう形になったということになると、また町の中にも仕組みを変えろとかいうような動きも変わってくる区も出てくるかと思うんですよ。

是非ともその辺はどうなっておりますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

総務課長が申しますように、業務そのものは全く変わりません。

それぞれの行政区の中で区長さんの選考については、様々な歴史の中、そしてまたそのコミュニティーの成り立ちの中で決めてあることですので、町のほうからそ

ういった指導とか指摘はしておりません。昔からもしておりません。今現在、今回の区長会でお示ししました、地方公務員法のと地方自治法の一部改正によって、身分が変わったということについては、区長会のほうでは御案内しておりますが、広く住民の方にはそれは議員ご指摘のとおり、しておりませんけども、何ら例えばそれによって、問合せとかちょっと困ったことになったというようなご相談もありませんので、それはしておりませんが。必要であれば変わってますよという御案内は、広報をもって周知することは可能でございます。

ただ、今までしてなかったのは、何もこう業務が変わらない、行政区の中での区長さんの選考についての変更はないだろうという想定。そしてまた、今現在何もその問題が生じてないというふうに理解されますのでしてなかったということ。

必要があればこれ広報のほうでも、周知はして構いませんのでよろしく願います。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長の説明のことで、例えば、山崎広太郎元福岡市長の町世話人制度廃止の意味ということで文書があるんですが、「今後の住民自治の向上のためには、この制度が一面では阻害の要因になるのではないかと考える理由が、町世話人が自治会長を兼務しているのが常態で二面性を持っていて、官製自治の様相を呈するからであると。また、市から報酬を受け取っており、職業化して居座るという傾向もあった。立派な人格を備えた人が大部分であったとはいえ、そうした弊害を内包したものであった。」紙一重の民主主義、山崎広太郎著。ということがありまして、この後に、福岡市は町世話人を廃止して、自治会長という制度から自治協議会に変更しております。

自治協議会を立ち上げて、三番に入りますけど、今後は福岡市のように、自治協議会を立ち上げて組織されるという考えは、町長ありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、定例で区長会が役場のほうで開催しております。その中でもそういった問題点については、何もご指摘がございません。

ちょっと福岡市とこの粕屋町の状態がどんなふうな状態の違いかってのは私もちよっと補足はしておりませんけども、例えば私物化してるような自治行政、それぞれの行政区の中でやってあるということがあれば、私は広く住民の方々からいろん

なアンケート調査もしていますし、いつも24時間対応できるインターネットで例えば、こういったことがうちの区でやってるよ、区長さんからのこういった問題があるよっていうなこともあれば、それは分かりますが今のところ全くございませんので、スムーズな行政区の運営がされておると思っております。

ちょっと福岡市の状況も私も全然その知りませんので分かりませんが、ただ、今議員ご指摘の自治協議会、これはまさに区長会だろうと思うんです、行政区長会。

そういったことで、正常に機能している粕屋町の行政区の運営ではなかろうかと、私は思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

最後に伝えますと自治協議会の内容としまして、自治協議会とは、概ね小学校区を単位として、防犯、防災、子ども、環境福祉など様々な事柄について、話し合いながら校区を運営する自治組織です。校区内の自治会、町内会のほか、校区で分野別の活動を行っている団体、各種団体、社会福祉協議会などで構成されております。補助金は、自治協議会ごとに具体的な事業に対して支給をされております。いうようなことで、是非とも、粕屋町も市になろうかというような話もある中で、是非とも前向きな取り組みを考えていかれて、国会でも、それぞれ今、国の職員が辞めてあったりとかいうような変革の時期に行き当たってるんじゃないかと思えます。

是非とも粕屋町も、市になるならこういう自治協議会、概要を、取組みを考えていかれるようお願いをいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

（6番 太田健策君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、休憩といたします。

再開を13時50分からといたします。

（休憩 午後1時38分）

（再開 午後1時50分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開いたします。

議席番号7番、川口晃議員。

（7番 川口 晃君 登壇）

◎7番（川口 晃君）

皆さん、こんにちは。

議席番号7番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めます。

さて、私は2018年、平成30年9月議会の一般質問で、議長の賢明なアドバイスもありまして、原町駅と門松駅に快速列車を止めてと、JR福北ゆたか線の準急化を要望いたしました。それが1月31日の町からの我が党への回答書により、3月のダイヤ改正で、午前10時から午後3時までは1時間に1便、快速が原町駅と門松駅に停車することが判明しました。町のホームページによりますと、柚須駅には、午前9時台には快速が1便増加して、3便停車します。原町や門松駅近隣の友人知人に、直ちに電話しました。大変喜ばれました。福岡市への買物や病院に通われる方には大変便利になると思います。同時に、原町駅舎のエレベーター設置に、めどがついてくるのではないかと思います。コロナ禍の中で、各地でJR線の減便が進んでいる中でこのように前進は、関係者の皆さまの並々ならぬ努力があったものと思います。町当局に感謝いたします。

それでは、質問に移ります。最初に、コロナウイルス感染症対策をどう進めるか。その1の1項目に入ります。

粕屋保健福祉事務所管内の患者の、例えば重傷者、入院者、自宅待機者の動向の推移です。そもそもコロナとは何か。イギリスのケンブリッジ大学などの研究グループは、新型コロナウイルスの出現は、気候変動によるコウモリの分布の変化が誘因となっていると発表しています。世界中に分布する各種のコウモリが保有するコロナウイルスは三千種類に上ると推定されています。注目されるのは、植物の生態、植生の変化で、特に中国南部では熱帯低木林から草原、そして落葉樹林へと大きく変化し、これはコウモリが好む変化で、中国南部では約40種のコウモリと約100種類のコロナウイルスが増えたことになるそうです。ウイルスが何らかの動物を経て、人間に感染するようになったと考えられるんですが、推定される動物はセンザンコウではないかと言われていています。人間の活動が、こうした新たな感染症の原因を作っているかもしれません。

福岡県が発表している、コロナ感染者の患者数は、私の調べでは2月27日現在で1万8千人ぐらい。そのうち、糟屋7か町では、26日現在で963名でした。古賀市では120名です。粕屋保健所管内は、福岡市、北九州市に次いで感染者数は三番目に多いのです。福岡県は緊急事態宣言の解除の目安として、入院患者の50%以下としていますが、25日現在で45%になり、昨日、緊急事態は解除されました。しかし不安が残ります。福岡県は病床数が少ない、第3波が遅れて始まった高齢者の感染が相次ぎ、入院が長期化している。そういう現状があります。病床使用率を下げるには、病状が軽くなった患者を一般病院へ転院か、退院させる必要があります。

心配になるのは入院予備軍、つまりホテルとか自宅で療養している感染者です。

この人たちの動向がさっぱり分かりません。このホテルや自宅で入院を待っている感染者の取扱いです。この人たちを入院させることで、事態は変わります。この人たちの取扱いはどうなっているのか。それらを含めて、町長、粕屋保健所管内の患者の動向について、分かっている範囲内で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今議員がご質問のとおり、粕屋保健所、略称で粕屋保健所と言いますが、そちらと緊密な連携をとりながら、この感染者数及びその他のホテル、あるいは自宅待機者については、連携をとって対応しておるところでございます。

この感染症というのは広域的な問題でございますので、粕屋町だけでどうしようもできません。従って、県の指導を仰ぎながら、県と協議して、対策を練っておるところでございます。

詳細につきまして、所管課のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

ただ今の粕屋保健福祉事務所管内の患者の動態というご質問ですけれども、粕屋管内だけの陽性者の動態について数値は出していないということですので、申し訳ありません、2月27日時点の県全体の状況を述べさせていただきます。

入院中の方が356名。ホテルでの宿泊療養者148名。自宅待機者207名で、重傷者は21名、中等症は116名となっております。それから今、川口議員がおっしゃいました、例えばホテルの宿泊療養者、それから自宅待機者の方のその後の状況でございますが、私の知ってる範囲になりますけれども、ホテルとか自宅で待機なさっている方の中には、無症状の方もたくさんいらっしゃいます。

かなりの方は10日ぐらい経ちまして、症状が軽快して72時間というのも必要なんですけれども、最短で、感染してから10日間で通常の生活に戻っていらっしゃる方がかなりいらっしゃいます。中には、お家のほうで自宅待機されてる方には毎日保健所のほうから、きちっとご連絡が行ってますので、何か途中で体調が悪くなったりする場合は、またそこから病院ですとか、ホテルのほうとかに入られる場合もありますし、ホテル療養の方もスムーズに、もう退院、時期が経って退院される方もいらっしゃるんですけども、ごく僅かです。

中には、急変をなさって救急搬送して、病院のほうに行かれるという方もいらっしゃるようです。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。

それでは次に移ります。拡散防止のための具体的な取組みについてです。

袖須区にある開業医の方は、自前でPCR検査をしてあります。感染者が広がっていかないように、自分ができることを、医者倫理に沿ってしてあるわけです。病院と比べて、保健所がどのような仕事をされているのか、私なりに調べてみました。粕屋保健所は都道府県型の保健所だそうです。ちょっと書類を見ただけでも、膨大な仕事量だなあということは分かりました。保健所は医師、保健師、栄養士とか、多様な専門官が、専門職がおります。ある意味では●●型に近いと書かれています。

福岡市の場合、テレビのニュースなどで、その都度報道されますので、多いなあとか、相当注意せないかなあとかいう感覚で感じ取ることができます。しかし、粕屋保健福祉事務所管内でも、医療施設や介護施設で、結構な数のクラスターが発生しておるわけですが、粕屋保健福祉事務所の動きが、この辺でもさっぱり分かりません。保健事務所の仕事は、PCR検査の手続の仕事だけではないと思います。

この件は、どなたかおっしゃられましたけど、公衆衛生の見地から、感染症の拡散防止のための各種の仕事があると思います。コロナ感染症の対応としては、粕屋保健所管内で職員数で、保健事務所の職員数で、何名ぐらいの職員数で、具体的にはどのような仕事をしてあるのか。分かりましたら、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

担当課で結構です。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

すみません、保健所のちょうどこの感染症のところの職員数が今ちょっと持ち合わせておりませんが、とても大変な時期には、少し応援等も入っているようです。

それから、拡散防止のための具体的な保健所の取組みについてですが、分かる範囲ですいません、お答えさせていただきます。保健所では、感染拡大を防ぐために、

主に四つの取組みをされております。一つは、感染症が発生した場合、疫学調査や接触者の検査等を丁寧に行いまして、そこから感染拡大を徹底的に抑えておられます。それから二つ目は、施設内の感染拡大予防のために、特にクラスターが起きた場合などは、県から感染症の専門医を派遣して、施設への立入りを行いまして、施設の状況に合わせた感染予防や再発防止に向けて、より専門的な指導、助言等を行ってあります。それから三つ目は、感染症に関する研修会の開催です。これは保育施設ですとか、高齢者施設などの従事者に向けた研修会です。それから四つ目は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、帰国者接触者相談センターというのの設置により、住民や医療機関への相談に24時間対応を行いました。

現在は相談の役割については、県が一括して、コールセンターで対応するようになっておりますが、その分、感染が発生した施設の建物の造りや、活動状況などを調査して、よりきめ細かな現地指導に力を入れてあるようです。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

ありがとうございました。

それでは、二番目に移ります。第3波の新型コロナウイルスの感染症対策の問題として、社会的検査の問題があります。それについて質問していきます。

一番最初に、無症状感染者を把握・保護するための積極的検査はどのようにされているのか。ワクチン接種が始まり、また感染者数も大きく減少していき、入院者数も減少してきました。しかし、基礎疾患を持つ患者や高齢者の死者がなかなか減少していません。また、感染者数の減少もはかばかしくありません。事は万歳万歳というわけにはいかないという状況だと思えます。

1月8日に、ノーベル生理学医学賞受賞者4氏が共同で政府に5項目の要求を出されました。その2項目めに、PCR検査の大幅な拡充と、無症状感染者の隔離強化を挙げてあります。2月4日の赤旗の日曜版にノーベル賞学者の1人であり、大隅良典博士がトップ記事で見解を述べられてあります。彼の発言を引用しますと、「コロナの最大の特徴は、無症状の感染者がどんどん感染を広げてしまうことです。ワクチンが国民に行き渡るのはまだ先ですから、検査によって無症状の感染者を早く見つけ出さなければ、感染の拡大を止められません」と。「感染が広がっていない地域で、全員に検査する必要はありません。臨機応変に、感染が広がっている地域で一斉に検査する。リスクの高い医療機関や高齢者施設では、毎週検査するなどの取組みがとても大事です。本当に遅巻きながらですが、検査をもっともっと増や

していくべきです」と述べられています。

そこで参考になるのが、和歌山モデルと言われる和歌山県の取り組みです。和歌山県は、昨年2月に全国で初めて病院クラスターが発生した際に、医師や看護師だけでなく、出入りの業者や地域住民まで、約700人の集中的検査を実施し、クラスター発生後3週間で病院再開にこぎ着けたとされています。取組みの中身は3点ありまして、一番目は、国の通知に従っただけでは感染拡大を抑えられないという、そういうことで、当初から事業者や施設で1人でも感染が出ると、その濃厚接触者に限らず、接触があった人も含めて幅広くPCR検査を行っています。二つ目は、陽性が確認されれば、無症状や軽症でも、全員に入院してもらっています。容態が急変することもあるので、無症状者を隔離、入院させることが感染拡大を防ぐというわけです。三つ目は、接触者の追跡調査でも、国は2日前まで接触した人を対象にしていますが、和歌山県は、感染を広げる恐れがある3日前まで遡って追跡しています。

福岡県では感染者が減少していき、一安心という雰囲気ですが、入院者や、ホテルや自宅で待機している人も数多くいます。この人たちが無くなってしまわないと感染は終息しないと思います。

そこで、このような無症状感染者を把握するための検査は、粕屋保健所管内では、または粕屋医師会としては行われているのでしょうか。

箱田町長、分かれば答弁をお願いします。難しいでしょうけど。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

無症状病原体保有者という言い方をしますが、そういう方の把握・保護のための積極的検査についてですが、保健所で行われているのは、陽性となった患者の疫学調査に基づくものになります。

一人一人の患者に丁寧な聞き取りを行いまして、濃厚接触者の基準に該当する人や、基準に該当しなくても、患者との接触や感染性について、総合的に判断を行いまして、念のための検査として基準よりも広く行政検査を行っておられます。先ほど川口議員のほうから他地域のお話がありましたけれども、粕屋保健所内におきましても、基準には当てはまらないけれども、もしかしたらということまで考えて、かなり広く、特に集団の場所などについては検査をとっていただいております。そのことにより、無症状であっても早期発見につながり、病原体保有者には宿泊療養をしていただくなど、これ以上の感染拡大防止の徹底を図っておられるようです。

また、重症化リスクが高い高齢者の施設や、それからマスクの着用が難しい保育

施設などについても、特に厳密な濃厚接触者の基準よりも、幅広く検査をとっていただいているようです。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

かなり結構な措置がとられているようですので、それを承知したいと思います。

二番目は、医療及び介護従事者、高齢者・基礎疾患を有する患者への社会的検査の拡大の問題について進んでいきます。

広島県議会は2月4日の臨時議会で、無症状の人に28万件のPCR検査を実施することを盛り込んだ補正予算を可決しています。この事業は全国初の取組みで、県内で特に感染者が多かった広島市内の4区、中、東、南、西区の住民と働く人を対象に、希望者に無料で唾液のPCR検査をします。予算は10億3,800万円。全額、国の地方創生臨時交付金、これを充てています。これは田川議員も、何かそのようなことを述べていました。県の目的は、県は、感染の連鎖を絶ち、社会的損失を最小限にとどめるためには、大規模な集中検査が必要だと、そういう観点からだそうです。

一般市の取組みとしては、愛知県の東海市があります。感染すると重篤化しやすい高齢者の感染を防止するため、市内の特別養護老人ホームなどの介護施設、25か所に勤務する職員約700人を対象に、2月、3月に合わせて、2回のPCR検査を実施します。予算は約3,200万円で、これも国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使うそうです。粕屋保健所、言いにくいんですけどね。福祉事務所管内の町村の共同事業として、感染の拡大が減少してきている今こそ、これをチャンスと考えると、このさっき申しました国の地方創生臨時交付金を出し合って、集中的にこれらの施設を対象にした社会的検査の実施は考えられないでしょうか。

これは町長にお伺いしたいと思います、共同してですからね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

地方創生臨時交付金の使途ということになるかと思いますが、粕屋町にとって1億5,300万円です。

それが、例えばこの簡易検査であっても、やっぱ3千円ぐらいかかるんですね。そうすると4万8千人で、それでもうそこで終わってしまうと。ほかの事業全くできないという状況がございます。それが1回だけです。今後また感染になったときに、じゃあどうするのかという問題もございます。

従って、もうこの1回だけで粕屋町だけの問題として封じ込めるんならそれでいいとは思いますが、粕屋町は交通の要衝で、東西南北様々な方々が入り出し、また帰ってこられるっていうような、非常にその感染経路としては多種多様な環境にあるというふうなことです。ちょっとそれだけで、その地方創生臨時交付金を使うというのはいかがなものかな、というふうに私も思っております。

その使途につきましては、冒頭私が申し上げましたように、様々な対策、経済対策も含めたところで、今検討を行っておる状況でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

町長申されたように、地域を特定して検査するっていうのはなかなか難しいと思うんです。だから、例えば社会的にエッセンシャルな部分、ということで、病院とか医療関係のところ、あるいは介護施設関係のところとか、社会的に非常に危険なところということをして私は申し述べています。いろいろな機会に検討されることがあったらよろしくお願ひしたいと思います。

三番目、公衆衛生の普及のためにということで質問をしていきます。

保健師・看護師の増員問題です。もうこれもちよっといろいろ事態がどんどん変わってきてますので、調べた上で文章を作りましたので、言いたいと思います。公衆衛生については憲法第25条の2項で、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定されています。今回の新型コロナウイルス感染症で、医療機関、とりわけ各地の保健所は尊敬に値する、類いまれな献身的な活躍、労働をされています。公衆衛生の重要性と、自治体の役割が大きく注目されたというふうに思います。

国は、1992年から2020年までに、保健所をほぼ半減させています。各地で保健所、縮小を図ってきていますから、その多忙さはマスコミにも紹介されました。このツケもあって、政府は何か来年度、保健師の交付税措置を増額して、保健師を増員する予定だそうです。その中身は、保健所の感染症対応業務に従事する保健師、現在1,800名いるそうですが、これを2年間で、2021年度から2年間かけて900名増員すると。そして2,700名体制にするというふうに、予算措置をとるそうです。

しかし残念ながら、自治体の公衆衛生分野を担当する部署の保健師の増員は、計画されていません。残念ですけど。またこれには看護師の増員も、残念ながらありません。保健所では看護師ってのは、必要だと思うんですけどね。これが看護師がないんです。

まず、粕屋保健所の現在の保健師の人数と看護師の人数分かりますか。分かれば。

粕屋町は健康センターの保健師とか看護師の人数、これは粕屋市内だったら分かりますね。どうですか、発表してください。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

◎健康づくり課長（古賀みづほ君）

粕屋保健所のすいません保健師さん、それから看護師さんの人数、ちょっと今持ち合わせておりません。

粕屋市内は、保健師が3課に分かれております。正職員が15名でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

4月からワクチン接種の事業も我が町でも始まります。

通常の仕事をしながらの業務遂行になると思います。看護師も必要になるものだと思いますけども、さっき町長述べられました、これ業務委託されるんですかね。

そういうことで、看護師の増員っちゅうのは、考えられてはいないんでしょう。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、保健所の看護師さん保健師さん、これがやはりその人員の配置っていうのは、有事を想定はされてなかったようですね。

やはり正常時、非常時と言いますか、その平時の際の人員体制で運営されてたということもあり、こういった非常に感染者が増えた状況、有事になりまして不足するというので、応援要請が来ておりました。粕屋町は幸いにも、議会の皆さまのご理解の中でこの糟屋地区内では、保健師の数は非常に多いほうです、はい。

そういった要請にも答えられないと、非常に残念な気持ちですというようなことで、言われる首長さんもおられたようなんですが、古賀市と私ども粕屋町、そして、篠栗町が一部、保健師の派遣を保健所のほうにしております。都合粕屋町は、都合3人の保健師を昨年からずっと配置しまして、1人は、つい最近まで、冒頭でちょっとその他の情勢の中で言ったと思いますが、そういった派遣を粕屋町はできております。

こういったことでやはり私自身の考えとしては、やはり有事の際の保健師の確保というのは本当に非常に大事なんだなというふうに痛感したところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。

それでは、二番目の非正規の正規化の問題と、財源の問題について質問いたします。

町の財源の問題ではありません。粕屋町においては、公衆衛生分野を担当する部署は、健康センターが中心に担ってあると思います。介護福祉課にも該当する部署があるかと思いますが。これらの関係部署で頑張っていることを、今でも言っています。昔から、私たちが青年時代から、地方自治は3割自治だと、そういうふうに通ってきました。つまり、国の財源が地方自治体には3割しか回されていない。この現状を変えなければ、地方は財源不足にいつも陥り、自主的な地方運営をできないと言ってきました。それで、日本青年団協議会を通じて、国に自治体予算を増やせと要求してきたものです。突然ですけども、あ、今日居ませんね経営政策課長は。

じゃ、次に進みます。国民生活に密着した自治体分野の予算を増やさない限り、福祉も教育も向上しません。国の在り方を変えないといけない。国の金が一部の人間にいいように使われるような、今の現実であってはいけないというふうに思っています。

箱田町長、全国町村会で大いに地方財政を増やすということを論議していただきたい。

それで、町長の見解を伺いたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

全国町長会、町村長会が残念なことにこのコロナ禍の中で、一堂に会しての開催がありませんでしたが、今年度の重点課題としてこういったコロナ禍にある、保健公衆衛生上の保健師の確保、あるいはその医療従事者の充実というのは述べております。

非常に最後の砦となるのは、もう医療従事者です。今回コロナのこの感染拡大ではっきりしたところは、これ非常事態宣言の解除についても、やはり逼迫した医療行政は何とか持ち直したということで、解除ができたような状況ですので、これは非常に私自身も重大な点としてとらえております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

休憩を入れますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

いいですか。

◎7番（川口 晃君）

はい。

◎議長（鞭馬直澄君）

それではここで議場内換気のため、10分ほど休憩をいたします。

再開を14時30分といたします。

（休憩 午後2時21分）

（再開 午後2時30分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開します。

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

それでは二番目、大きな二番。コロナ禍の中で救済を要する人々に対する対処についてということで質問します。

一番最初コロナ禍の中での生活苦、そういう問題についてです。

私は令和2年3月議会で、生活困窮者自立支援法について一般質問いたしました。あれからちょうど1年が経ちます。あのときは、コロナ禍による経済の衰退、生活の貧困化が今のように進むとは思いませんでした。この法律の第4条に、市及び福祉事務所を設置する町村の責務という項があります。この点で町村も福祉事務所を設置することができることが分かりました。それで、山野部長に、全国で福祉事務所を有する町村数を調べていただきました。驚くべきことに、48町村が福祉事務所を設置しているのです。我が町は福祉事務所は持ちませんが、現在の人口は4万8千人を超えています。市への昇格への関門突破は間近です。コロナ禍の中で、生活苦の問題は各地で生じています。

粕屋町でもいろいろな相談が寄せられていると思います。どのような種類の相談があったのか。数値分析したものがあれば、載せて述べていただきたいと思います。そして相談事で解決できたもので、特徴的なものがあれば、2、3、述べていただきたいと思います。

箱田町長、お願いします。担当者でも。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

生活苦と申しますか、実際生活弱者としてお困りの方々に対して、手を差し伸べ

るのはもう行政の務めだろうとっております。

ただ、冒頭議員が言われたように福祉事務所につきましては、非常に経費的な問題、これが町村ではなかなかできないというものがございしますが、今言われたように48町村がしてあるということも含めて、今後市制に関することで研究していく中でもこれは、市制塾の中で研究をさせたいと思っております。

あと今の実態について、相談件数、その中身については、所管のほうから申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

町に窓口や電話などで相談される方は、個人やご家族、様々な事情で多岐にわたっております。これを、コロナ禍の生活苦というくくりでの件数把握は非常に難しいと思われませんが、多分多くは、コロナ禍の影響だと想像ができます。

主な相談内容といたしましては、収入の減少や失業などにより、生活に困窮しているというものが主なものと聞いております。町での対応といたしましては、相談を受けた場合、緊急性、生活に困窮している理由などを確認いたしまして、福岡県の保健福祉事務所や、県の相談窓口として設置されている困りごと相談室と連携し、迅速な対応に努め、また、緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合は、粕屋町社会福祉協議会が貸付けを行っております、緊急小口資金の紹介などを行って、この解決を図っておる状況でございます。

これからは参考になりますけども、困りごと相談室、これは粕屋町のみだけでございますが、新規の相談件数は、令和2年の4月から令和3年の1月末現在で361件です。昨年、令和元年度、これは1年間の分ですけども、176件ということで、倍以上ぐらいになっておるといえることです。また社会福祉協議会が貸付けを行っております、緊急小口資金は、令和2年4月から令和3年1月末現在で434件、これは問合せです。434件の問合せがっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

やはり話を聞いた中では、やっぱり事態は深刻になりつつあるということを感じました。

それでは二番目に移ります。「生活保護の『扶養照会』は義務ではない」と厚労省が発言してる、この問題です。

さて、コロナ禍の中で、飲食業を初め、収入の激減は、その日の食べ物にも事欠く人の出現を呼び起こしています。学生などはアルバイトがなくなり、家からの仕送りも少なくなり、水飲んで生活するとか、そういうこともやっている人がいると聞いています。大変な事態だそうです。そこで、多くの高齢者、非正規の方などが、生活保護の申請に行くと必ず扶養照会、すなわち扶養してくれる家族、親類がいなかどうか尋ねられるそうです。先日、NHKでもこの問題について放送していました。収入がなくても、生活保護の申請をする人が少ない。自分が生活に事欠く状態になっていることを家族や親類の人に知られたくない。あるいは、人様に迷惑かけたくない。あるいは恥と感じている。それで、申請をしていないんだと、今しみじみと語られていました。

菅首相は、最後は生活保護があると国会で答弁をされました。しかし現実には、この生活保護の機能が働いていないと。今、現実や将来に不安を持ち、若い女性の自殺者が激増しているそうです。今年のコロナ禍で、女性の失業者は、昨日のNHKの放送では74万人とか言ってました。一番しわ寄せを受けているそうではないかと思えます。これは20年12月の記事ですが、厚労省がこういうふうにホームページで呼びかけています。「生活保護は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。住むところがない人でも申請できます。持家がある人でも申請できます。必要な書類がそろってなくても申請できます。」と呼びかけています。私は、持家があると申請できないと思ってたんですけど、できますというふうに、厚労省は呼びかけています。

福祉事務所が最終的には決定しますが、申請や相談は、役場の福祉課のほうが多いんじゃないかなあというふうに思います。この扶養照会によって援助につながった件数ですが、これは国会で田村厚労相が発表してるんですが、2017年度で3万8千件中600件と発言しています。戸籍にあたって、そして住所を調べ、問い合わせるという膨大な手間をかけても、1%にも満たない。あるいは、資料によっては1.数%とかいうことも述べていますが、当人への援助に結びつかないのです。援助するほど余裕のある家庭は少ないんです。無駄な労働ではないか、そういうふうに思います。先日の赤旗の記事によりますと、生活保護の扶養照会一部改正というふうに緩和されてきています。

粕屋町としては今どのような対応をしてるんでしょうか。そしてしていられるんでしょうか。

箱田町長の答弁をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

所管課のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中小原住民福祉部長。

◎住民福祉部長（中小原浩臣君）

生活保護につきましては、生活保護法において「保護に優先して行われる」ものと定めており、扶養義務者に扶養照会を行い、扶養を受けることができる範囲において、保護より優先することとなっております。

これは保護受給者に対して、扶養義務者から仕送りなどが行われた場合には、収入として認定し、その金額分だけ保護費を減額するというものです。その一方で、川口議員も先ほど言われましたけども、厚生労働省からの通知では、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行った対応は、不適切であるというふうにしておりません。緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等に関する「扶養義務者に対する扶養照会に係る取扱い」という、この中で、長期入院者、概ね70歳以上の高齢者、20年間音信不通であるなど、明らかに交流が断絶している場合など、該当すると認められれば、本人に対する直接照会は必要がなく、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差し支えないもの、ということにしております。

粕屋町といたしましても、生活保護の判定は県保健福祉事務所になっておりますけれども、相談者に対して状況を丁寧にお聞きし、柔軟な対応を行っております。

県保健事務所とも今後とも緊密な連携を図って、今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

今述べられた回答、私が持っている記事と大体相応しますので、よろしくお願ひします。

それでは最後の質問です。これは、少人数学級の教育をどのように進めるかという問題です。一番目と二番目は、同僚の田川議員が質問しまして、詳しく教育長のほうから説明がありましたので、三番目のほうに移ります。

小学校・中学校の新設の考えはあるのかということです。さて、35人の小人数学級は、小学校については来年度から順次進められていきます。当然、学級数が増えていくものと推察できます。問題は中学校ですけども、2月15日の衆議院予算委員会の我が党の畑野議員の質問に対し、菅首相は次のように答弁しました。小学校で実施する35人学級の教育効果の検証結果を踏まえ、望ましい指導体制についてしっ

かりと検討したいと。検討というのは、中学校を念頭に申し上げたと。そういうふうに述べ、中学校も検討対象にすることを明言しました。西村教育長、チャンス到来だと私は思います。

さて、私の質問の中心はこれからです。柚須区育成会に、小学校・中学校の生徒数を調べていただきました。柚須区の小学生は今211人、中学生は97人。乙仲原西区の生徒数もほぼ同数と予想されます。須恵川から西側の生徒数は、小学生が420人、中学生が200人になります。小学校にしろ中学校にしろ、法律によって標準的な学校の規模が定められていると思いますけど、生徒数、学級数、面積等について簡単に説明していただきます。

学校建設については標準的な指数です、あります。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

定数については義務標準法、これ略してという言葉なんですが、これがございまして小学校につきましては、大体6学級以上だったら、学級数に1.3倍ぐらいをかけた人数が、大体定数としては配置される。中学校でしたら、学級数に大体1.75、1.8ぐらいかけて、大体定数内の職員数が出てきます。

それ以外に先ほど言いますように、指導工夫改善教員とか、補導とか、初任者対応とか、そういった定数外っていう職員がついてまいります。

そういった法律がございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

生徒数とか学級数とか面積数とかそういうのを、決められています。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

それで学級数値の先ほど言いますように、国は小学校1年生だけが35人、小学校2年生から中学3年生までは40人を1学級として1担任をつけると。特別支援学級については、上限を8名として、それも1名の配置をするというふうになっております。

それから学校の規模については設置法の中で、学校にはこういったものを、例えば図書館をつけるとか、屋外運動場、いわゆるグラウンドですね。それから屋内運動場、いわゆる体育館、こういったものを備付けるようにというような基本、それ

から教室の広さ等々の基準がございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

時間の問題がありますので、後日調べたり、聞きにいきたいと思います。

12月議会で、西小学校区に望ましいのは、須恵川から西側に、中学校の新設の件です。福岡市では土地がないということで、都心では中層の学校が建設されています。たしか舞鶴だったですかね、あの近辺にあります。その発想を水害対策にも応用して、3、4階建ての中学校を建設してはどうでしょうか。もっと高くても結構です。

学校は計画してすぐ建つようなものじゃありません。中学校の少人数学級が始まる時点、もう独自に進んでいます。昨日の新聞によりますと、群馬県、それから沖縄県は、小学校から中学校まですべて少人数学級にしました。香川県は中三だけが残っています。ほかにも至るところで、独自に少人数学級を始めています。12月議会では、西村教育長は建てていただきたいなと思いますと、確かに欲しいことは欲しいと。時間いただきます、と答弁されました。

午前中では小学校の建設の問題も頭にあったようですので、小学校・中学校の建設問題について、ちょっと答弁お願いしたいというふうに思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

今回の予算のほうで校舎の増築のほうは、増築に向けての設計を上げておりますので、そちらのほうでご説明をさせていただきたいと思います。

時間がないので申し訳ないですが、今柚須区のこれ児童数、生徒数、言われましたけど、確かに私たちが今持つてる児童・生徒数のデータというのは、就学前の0歳児から6歳児までのデータは確かに役場でございます。それを見ますと、人口増加を今からやっていくんですけど、0歳児から6歳児までは、今までほど、子どもの数はおりません。ただし、西小学校だけはやっぱ千人を超える予測が今あります。ですから、今4校小学校の中で一番増えるのは、西小学校でございます。

それが一番多く来るのが、粕屋中学校でございます。なので、中学校の教室増設も増築かについても、粕屋中学校は、今回ちょっとそれで設計のほうを上げさせていただいてるところです。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

小学校・中学校とも、何かこう、西のほうは厳しくなるということですので、是非、建設計画なんかを取り入れて、やっていただきたいなというふうに思います。

最後に、箱田町長の前向きな答弁を。

感想なりと、感想なりともおっしゃっていただきたいと。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私はもう当初から、就任当初から言っておりますように、子どもは粕屋町の宝でございます。

その子どもたちが健全に育まれるためには、やはり小・中学校のこういった施設の充実が非常に大事だろうと思います。ただ、粕屋町が置かれたこの財政的な事情の中で、できる範囲の施設の充実を図っていくことで、今後も町政運営を行ってまいります。

ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

（7番 川口 晃君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

休憩といたします。再開を15時ちょうどといたします。

（休憩 午後2時48分）

（再開 午後3時00分）

◎議長（鞭馬直澄君）

再開します。

議席番号3番、案浦兼敏議員。

（3番 案浦兼敏君 登壇）

◎3番（案浦兼敏君）

議席番号3番、案浦兼敏です。

お疲れのところ、もうしばらくお付き合い願いたいと思います。一般通告書に従い質問いたします。

まず1問目の、予算編成方針についての質問でございます。

予算編成方針の情報開示につきましては、平成29年12月議会の一般質問で因前町長に要望し、実現したものであります。箱田町長にも、平成30年12月議会の一般質問で予算編成過程の見える化を要望し、町長からは更に予算査定状況までも情報開示行っていただいております。ところが、令和3年度の予算編成方針を見ましてから、何か違和感を覚えたところがございます。それは発信者名義が、総務部長となっていたことです。これまでは町長名で発信されていたものが、なぜ総務部長名になっているのか理解できません。その文章には、町長の命を受けてということで依命通達ですか、町長命令によって通達する依命通達の形で、そういう文書でございますけども、肝心の町長のメッセージがありません。

確かに予算編成方針につきましては、役場内部向けの文章であるかもしれませんが、そこには町長の考え方とか、方針を情報開示してますから、職員だけでなく町民にも向けて伝える必要があるため、情報開示を要望してきました。他都市とかの状況等を見ますと、近隣では古賀市の例を見ますと、まず市長のメッセージがありまして、これを受けて総務部長の予算編成方針が示されております。依命通達というのはそういうものじゃないだろうかと、私は長年の役人生活でそういう感覚を受け取りました。そこに古賀市の場合の市長のリーダーシップを感じる事ができます。

そこで質問ですけども、今回の予算編成方針の発信者を、町長でなく総務部長名としたのはなぜなのか、お尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

依命通達っていう方法は、実は粕屋町の財務規則の第10条で、総務部長が町長の命を受けて予算編成方針を作成し、通知するという一文がございます。

これはどこの自治体もそうだろうと思いますが、今までは実は総務部長、この依命通達の内容を逆に無視して、町長が直接名前を入れてたということで、それを是正したというふうにご理解いただきたいと思います。内容につきましては、当然私のほうからそれを発案し、協議した結果、予算編成方針を作成をしておる状況です。

内部的なものになりますが、私自身の重要事項重点事項につきましては、その中に網羅し、各所管のほうにはその命を受けて予算編成をしていただいているというのが、それは従前から変わったことではございません。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに役場の規則でそうなっとなつたにしても、やはりこう形として、逆にその規則を改正してでも、やはり、町長のメッセージですか。予算編成に向けての思いとか、そこら辺の方針をやっぱり伝えるという意味では、やっぱり町長名で出したほうが、職員、町民のほうにも届くんじゃないかという気がしますんで。

確かに、規則そうなっとなつたにしろ、今後それを、また依命通達というのは今、なかなか皆さん職員の方、分かりませんよね。だから依命通達という形そのものが、ちょっと今、今の時期にしてはちょっと古びたんじゃないかという感じはしますんで。やはり古賀市のように、やっぱり市長なりのこういう考え方を示しとって、それを受けて総務部長がその具体的な方針を示して、そういうほうがよろしいんじゃないかなろうかということを感じましたので、これについては今後、考えていただきたいというふうに考えております。

次に令和3年度予算編成は、コロナ禍で税収が落ち込み、厳しい状況にあると考えておりました。ところが、この財政見通しの中で、町税はコロナによる景気低迷の影響により、個人法人町民税は減少が見込まれるものの、固定資産税の増加により約1,700万円の微増と見込んでおります。また、国勢調査人口の増加などにより基準財政需要額が大きく増加すると見込まれ、地方交付税は8千万円。臨時財政対策債は2億5千万円の増としています。一般財源は前年度から約1億6千万円の増となる見込みというふうにございました。

これ見まして税収のほう、固定資産税のほうも、確かほかのこの予算編成方針を見ましても、どっこもやっぱり固定資産税とかそういう部分を減少を見込んで、もう粕屋町は11月30日の編成方針ですけど、ほかのところは10月1日とか、10月初めに見通しとったんですけども。確かに固定資産税は、国のほうは今度コロナの関係で見直し期、改定年ですけども、令和3年度は据置きでいきなさいというような、国の方針があったんで、それによってから固定資産税が見込みが減ってるんじゃないかなろうかということ。

そういうこともありましてから税収の増の見込みとか、地方税臨時対策債の見込みですか。理由なり根拠はどうであったのか。またそれが当初予算においてどうなったのか。

これについてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私がお答えしようと思ったことを、半分ぐらいは言っていました。

まさに今、ご指摘の通りなんです。地方交付税とか臨時財政対策債、これはま

さに国勢調査、粕屋町非常に人口増しております。その結果3億3千万円の増額というふうになりました。一方、税金の中でも固定資産税の負担調整措置、これが税額の据置きをなささいということで、どうしてもその算定の見直しが必要であったために、今回1億9,300万円の減額になるだろうという、これあくまで見込みです。従って確定ではございません。どうなるかというのは非常に分かりにくい部分がございますが、そういう、そういった中で編成をしております。従いまして一般財源が約1億円減少したという結果になっておるようでございます。

非常にその予算編成が、今回コロナの関係の影響額ってというのが見通しができないという部分で、苦慮したことのあらわれでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かにこのあたり、先行きが見通しが難しいと思いますけども、他都市のほうはそこら辺をある程度見通して、ちょっとそういう減収の見込みとか出しとったのに、粕屋町のほうが増収なつとんで、ちょっと大丈夫かなという感じがしたんで、これにつきましては今後とも当初予算では、そこ修正されてから財源を見直してあるということでございますんで。

次は、当初予算についての質問です。町長は、厳しい財政状況の中で、予算編成でコロナ対策に取り組まれております。そこで、町長公約や総合計画の後期基本計画の重点プロジェクトをどの程度当初予算に盛り込むことができたのかお尋ねします。

先日の施政方針演説とか、予算案の概要を見ますと、大部分が入ってるんじゃないかという、気がしておりますけども、これにつきまして、町長の言葉でお答え願いたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

当初予算案におけます私の公約事業としましては、今議員ご指摘のように施政方針の中で申し上げましたが、再度、この場でお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目です。子育てしやすいまちづくりとして、中央保育所を現在の敷地内に建て替えるための設計、そして西幼稚園の長寿命化の改修計画を行います。次に、住みやすいまちづくりという観点から、公共交通を利用しやすくするための長者原駅、そして酒殿駅前の整備も行います。誇れるまちづくりという観点から、阿恵官衙遺跡国指定地の公有化を行い、保存活用計画を策定いたします。また、駕与

丁公園の魅力向上の検討を進め、公園施設長寿命化計画を策定していきます。次に、安心して生活できるまちづくりとして、近年多発しております豪雨災害などの大規模自然災害に対する自然防災、減災、事前防災、減災施策を総合的計画的に推進するための国土強靱化地域計画を策定いたします。また、仲原川、これ旧南里水路ですが、これの河川の護岸、浚渫工事を行います。

後期基本計画の重点プロジェクトについては、公約事業と重複するものが多くございます。公約の中で、住みやすいまちづくり、安心して生活できるまちづくりについては、「安全・安心プロジェクト」として、また、子育てしやすいまちづくりや誇れるまちづくりにつきましては、「魅力・誇り向上プロジェクト」として、大きく位置づけられるかと思えます。その中で、近年のSDGsや自治体DXの推進として位置づけしておりますので、持続的成長プロジェクトになろうかと思えます。公共施設のWi-Fi整備やGIGAスクールの推進などがございます。

しかしながら、公約事業と違う点については、プロジェクトとしての事業の位置づけはございますが、事業単体として進めるのではなく、分野横断的に進めることで、単独の成果としてではなく、複数事業の相乗効果によって、中長期的な成果を高められるように、関係各課が協力し合う、そういった形で進めるよう指示をしておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そこで端的に言うと、町長の感覚として、100点満点すると80点ぐらいはいったというふうな感想をお持ちですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

常々私言っておりますが、自主財源がやっぱ足りません。どうしても諦めざるを得ない事業が、この場で申し上げられませんが幾つかございます。

そういった中で、今後この自主財源を確保するためには、やはり企業の立地、あるいはもちろんその住民の方々が多く粕屋町を選んでもらえるというような魅力あるまちづくりにする必要ございますが、今現在そういった財源的な不足もございしますので、当然100%ということはございません。7割8割ぐらいかなという感じでございます。

もちろん、これからのまちづくりをどうするかという方向性は、議員の皆さま方といろいろ協議しながら今後進めてまいりますけども、そういった発展のための

裏づけとなる財源の確保、これを今、精力的に進めたいと思っているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そういう財源の観点から申しますと、今後、老朽化が進む公共施設等の改修・更新ですか、これについて、財政負担が重くのしかかってくると思われれます。

令和3年度においては、粕屋町公共施設等個別施設計画に基づく公共施設等の改修・更新のため、この計画に比べてどの程度予算確保できたのか。

その主な内容についてお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この個別施設計画に基づく予算計上ということですが、総額5億5,326万円と集計上なります。

なお、その金額には、実施時期が明記されていなかった保育所、幼稚園などの子育て支援施設分も含んでおります。主なもの、これは数多くありますけども、西幼稚園及び総合体育館の長寿命化改修計画、そして中央保育所の建て替え、小学校の大規模改造などがございます。数字を列挙したほうがよろしいですか。いいですか。

はい。数としては、今申し上げましたのものを含んで八つほどございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

ここでちょっと気になることがありまして、例えば公共施設の改修・更新などの行為について、気になることが一つあります。

それは12月議会での清掃センター解体工事入札時に見られますように、最低制限価格に業者の応札が集中している。解体工事は、最低制限価格に応募した5社とも最低制限価格で、札を入れてくじ引きで業者決めたっていう状況であります。それで、当時12月議会で、やっぱり同僚議員の中ではこの契約を、おかしいけんやめるべきじゃないかというようなちょっと意見もありましたけども、それは役場のルールでちゃんと業者を選定してそういうルールでやったんだから、それを覆すことはできないけどもやはり、やっぱ今後の在り方として、もう少し入札なり契約の在り方をやっぱり検討すべきじゃないかなということで、ちょっと他都市のほうでちょ

っと見ましたところでは。

結構他都市では、解体工事には最低制限価格を設けてない、そういう事例も多く見られます。それによってから、競争原理によってから、予定価格を大きく下回っております。その1例を申しますと、例えばこれは宮城県名取市のほうは、名取クリーンセンター解体工事、これは29年5月平成29年5月です。これにつきましては最低制限価格を設けなくて、予定価格は税別で4億4,600万。それを、契約額は2億3,500万、53%。ちょっとこれも極端かなと思いますけども、そのほかの事例についても、やはり近隣では武雄市のほうもやっていますし、このときは落札率はもう86%ぐらいでしたけども。

だからそういうふうに、だから最低制限価格を何で設けるかということ、建物を建てる場合についてちょっとやっぱり品質なり、それがある程度保障されるために最低制限価格、ここまでいかにやったらもうちょっとそういう品質が保障できないかということで、最低制限価格を設けられとると思いますけども。建物を解体する場合に、そこら辺まで最低制限価格を設ける必要があるかなという、確かに廃棄物の処理の関係で、適正に産廃施設とかなんかで処理されとうかどうか、その確認は必要がありますけども。

他都市の例を見ますと、そういうふうに最低制限価格を設けない事例があつて、それによってから落札率もかなり下がっています。要するに競争原理が、そういう例もありますんで、今後は公共施設。さっき公共施設個別施設計画に基づいて、毎年かなりの金額の工事費が必要でありますんで、限りある財源を有効に使うためにも、こうした他都市の事例をもっと調査してから、早急に入札とか契約制度の在り方について見直しが必要あるんじゃないかというふうに思っておりますけども。

これは質問項目に書いてませんが、もし町長、よろしければこれについての見解をお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

以前の一般質問でもご指摘いただいた分で、非常に我々も公共入札の在り方というのは時代と共にいろいろ変化をしておるところが実情でございます。

昔は全く予算、事前の価格もなし、分切りもしてたというようなこともございますが、今は、様々な自治体、いろんなことに取組んであります。一概には言えないところがあります。いずれにせよ、いろんな方向性はメリットデメリットがやはり両方とも存在しますので、その辺を加味しながらうちは指名競争入札委員会というのがございますので、そちらのほうに調査を検討するように指示しておるところでござ

ざいます。

内容につきましては、まだ今公表できるようなことではございません。

今後とも検討してまいりたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

こういうことで工事費とか節減できれば、水鳥橋も早くできるんじゃないかと期待してるんですけど。

次に、広報かすや3月号に糟屋郡町長会が、コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む福岡青洲会病院への支援のため、クラウドファンディングより支援金、これは11月9日から12月18日までで約1,017万円ですか、集められたということで。これを2月8日に青洲会病院へ贈呈しましたという記事がありました。また途中、昨年聞きますと、当初は500万の予定でしたけども、1か月足らずで達成したんで、更に目標を1千万にしたという、そういう話も聞いております。

地方自治体におけるクラウドファンディング、私も今までも何遍もクラウドファンディングを活用したらということでも今まで言ってきましたけども、この資金集めについては、平成23年に地方自治法施行令が改正されてから、自治体では鎌倉市が初めて実施しています。近隣では武雄市が実施していると聞いております。この主な分はやっぱり産業振興ですか、産業振興の分野の関係でやってるのが大部分でございます。

町長はこの福岡青洲会病院の支援金の関係で、クラウドファンディング、これについて仕掛けられたと思いますけど、この成果をどう評価しておられるのか。またこれを、町の財源対策としての手法として活用できないか、お尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

福岡青洲会病院のクラウドファンディングにつきましては、単なる寄附だけではなくて、応援のメッセージがそれに付随して、それぞれの寄附者の方々からメッセージを添えて寄附していただいております。

その中を見ますと、やはり青洲会病院に対して何らかの関係があったと。ご本人若しくはご家族親類の方々でお世話になった、あるいはもともと粕屋町にいたというような方々もこういった医療が疲弊しているような状況の中で、何とか粕屋町の中核医療施設である青洲会病院に頑張ってもらいたいというようなことで、その辺が非常に注目を浴びたというふうに私も思っております。

従いまして、クラウドファンディングの肝はそこだなと思います。単に、例えば粕屋町がそういった発案したときに、粕屋町側からの事情だけではなくて、やはりそのクラウドファンディング、寄附をしてやる方の心に響くようなものを問いかないとやはり駄目だろうと。本当に今回のクラウドファンディングを行って痛切に感じたところでございます。

すべての事業に対してのクラウドファンディングは、なかなかそれは無理があるし、目的のために何か手段を選ばんような状況ではいけないので、やはり、先ほどのようなように、寄附者の方々の心に響くような内容で後のこのクラウドファンディングの採用も行っていききたいと、積極的に行っていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かにクラウドファンディングのいいところと、いろいろ課題なりデメリットっていうのがありますし、そこら辺を十分わきまえなければいけないと思うし、一方ふるさと納税と比較しますと、クラウドファンディングはそういう運営会社のほうの経費は要りますけども返礼品は要りませんね。

ふるさと納税のほうは、まず運営会社への手数料と返礼品が、町のほうへ残るほうが、そっちのほうが多いんじゃないかということですけども。やっぱりただ、目的がはっきりして明確にしとって、そしてまたやっぱりなかなか金額大きいのは、なかなかそれがクラウドファンディングが成立するかどうかというのがありますんで、難しいんじゃないだろうかという。これにつきましても引き続き、研究していただきたいというふうに考えてます。

次に、2問目の市制に向けての準備についての質問です。

昨年10月に国勢調査が行われました。それで粕屋町の人口の動向が気になるところでございます。粕屋町では、転入人口と共に転出人口が多く、人口増加の速度も遅くなってきているように感じております。そこで、昨年の国勢調査による粕屋町の人口、何人であったか。また、総合計画で粕屋町の推計人口、粕屋町独自で推計してますけども、人口研とは別に推計してますけども。

それに比べて、どういう変化が見られたのか、お尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細につきまして、所管課担当部局のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

人口関係につきましてお答え申し上げます。

昨年の実施されました国勢調査の結果につきましては、新型コロナウイルスへの影響で、速報値の公表時期を当初の2021年2月から6月に延期するとの発表がなされておるところでございます。

確報値につきましても21年の11月頃になるような見込みというふうになっております。なので現在、粕屋町の比較っていうのが、住民基本台帳の人口という形でちょっとお知らせしたいと思っております。2020年の9月末の人口が4万8,221人となっております。一方、我が町の第5次総合計画の将来人口フレームでは、2020年の人口を4万9千人というふうにしておりましたので、この数字で比較しますと、779人の人口が少なかったという形になろうかと思っております。また、本町の場合、2019年中の総務省の人口動態調査におきまして、自然増加、増減は、自然の増減につきましては、243人の増。これは、全国の町村の中で二番目というふうな形で、高い水準を維持している結果となっております。社会増減につきましては、64人の減という形で、これまでの動向を見ますと、基本的には社会増の年が多いようです。2000年以降では、2002年また2011年に社会減というふうになっております。

なお、2020年中の住民基本台帳での自然増減は、320人の増。また、社会増減は89人の増というふうに、合わせて409人の増加というふうになっております。これを見ましても社会増減につきましては、毎年動向が変わってるように感じるところでございます。本町におきましても、この先、今現在進んでおります酒殿駅前の土地区画整理事業という形で、もう1期も終わりますと、2期3期というふうな形で進んでまいりますので、そういう面では、人口増加というふうに見込んでおります。

更に近年多いのは外国人の方の増加、そして不確定な要素になりますけれども、新型コロナウイルスの影響で遠くへの人口の集中というのも若干あるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

総合計画のほうでは、粕屋町…。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員、30分経過してるんでちょっと休憩入れたいんですが、よろしいですか。それではここで場内換気のため10分ほど休憩いたします。

再開を15時40分といたします。

(休憩 午後 3 時30分)

(再開 午後 3 時40分)

◎議長（鞭馬直澄君）

再開します。

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

4時には終わりますので。

総合計画では粕屋町の推計人口、令和7年5万2千人を、人口の将来フレームで予測しています。

厚労省の人口研究所に比べ、若干高めにしてますけども、今回の国勢調査の結果を踏まえてから、具体的に5万人を超えるのはいつ頃になるのか、見込んであるのか、お尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

この人口問題につきましては、以前にも案浦議員にお答えを2回ほどしておるんじゃないかと思うんですが。

ただ、今は国勢調査の確定人口がまだありませんから推測でございますけども、多分、5万人達成については、住基人口ベースでは、やはり2023年、令和5年ではなかろうかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

確かに、前も聞いてましたんでしつこいと思われますけども、国勢調査を踏まえて改めて確認したいと思ってましたんで。

町長が就任されて間もなく、若手職員中心のワーキンググループとして市制塾を立ち上げられました。それから2年が経過しました。調査研究はどの程度進んでいるのでしょうか。

また調査研究の結果は、町民などに公表されるのかお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私の就任早々市制塾を立ち上げて、若手の職員グループでの自主研究が始まって

おります。

今年度、令和3年度からは、これまでまちづくりの経験のある、外部の有識者の方にも入っていただいて協力をお願いして、その調査主体の内容からより一層踏み込んで、これからのまちづくりについての研究を進めるように指示をしておるところでございます。

今までの研究調査結果も踏まえたところの、その内容については、議会の皆さまにも時期を見てご説明もしたいし、広く住民の方々にも、皆さまにお示しできるような機会も設けたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

前回にも言いましたように、だからその調査研究は、那珂川市とか近隣古賀市とか、近隣のそれとか5万人超しても町のままの広島県府中町とか、そこら辺も十分事例を調べていただきたいと思っております。

平成19年の6町合併の問題がありました。そのときは地域の説明会とか講演会も行いまして、私も参加しましたが、結局足並みがそろわず実現しませんでした。町長は、令和元年6月の議会での私の一般質問に対し、市制施行は国勢調査で5万人を超えてから手続きに約2年かかるんで、最短でも8年になるというふうにおっしゃりまして。それから2年経ちます。町長が就任されてから2年半が経ちましたけれども、町民から、町長は市制についてどう考えているのかとよく聞かれることがあります。

粕屋町はこれまでの経緯から、福岡市との合併とか、周辺の6町または3町合併は、私は困難じゃなかろうかと考えますし、また町制のままでいいという考える町民は少ないんじゃないかと思えます。そうすると選択肢は、あとは単独で市制を目指すだけだと思います。確かに、町民の意向とか民意を聞くことも非常に重要でありますけれども、町長の考え方を発信することが大事と考えております。それによってから市制に向けての準備、基礎体力は進められると思えます。那珂川市でも昇格までかなりの年数をかけまして、あそこはなかなか人口が増えないから、いろんな助成策で人口を増やしたりしてますけれども、粕屋町はそういうことはやらなくても、自然に人口増えてくるというふうになると思っております。粕屋町が市になるためにはさっき言われましたように、財政面とか人の問題人材面とか、不安の材料がたくさんあると思えます。それを一つ一つ早めにクリアしていく。それには時間と準備が必要でございます。

そこで質問ですけれども、町長は町民の意向調査のほうをいつ実施されるのか。選

択肢、さっき言いましたように合併単独で昇格、町制のまま。これにつきまして、町長任期も残り1年半であります、町長任期中にやっぱりそこら辺を町長の考え方を一政治家としてから、町民に発信する。

そういう時期に近づいて来ていると思いますけども、町長の所見をお伺いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

力強く背中を押していただいているような感じはしますが。

この市制施行というのは、やはり民意だろうと思います。基本的な考え方です。

一人の首長が、もうやみくもにただ邁進するようなことではない。やはり住民の皆さんの幸福度を高めるために、市制施行が大事だという観点からの、やはり、方針のといえますか、方針だろうと思います。私自身はやはり、確固たる信念で例えば市制施行するときには申し上げたい。アドバルーンを上げるような状況で、ただ、皆さんのご意見を伺うような感じでは駄目だと思います。

そのためにはやはり、住基人口がやはり5万人に近い、若しくは5万人を超えた状態。これが予測されないとなかなか実態的なものとして、現実的に皆さんが受け取れないんじゃないかなと思いますし、那珂川市の例を言ったらちょっと語弊があると思いますが、10年かかっております。国勢調査の前にやはり5万人なるだろうという予測で、蓋をあければ5万人にならなかったというような状況もありますので。やはり住基人口が5万人を超えた状態、5万人に到達するぐらいの状況でなるべきじゃないかなと思います。

そのためには、これももう再三申し上げておりますが、社会基盤の整備、企業立地等もしっかり足腰を鍛えながら、市制には備えていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

案浦議員。

◎3番（案浦兼敏君）

そうですね、私は町長少しハツパかけるつもりで言いましたけども、従来でもちょっと慎重な答弁で、もうちょっと前向きに答えていただければと思いましたが、

確かに特に財政面もありますけど、人材面とかもやっぱり今の人が、やっぱりこれだけ市になったら福祉事務所とかいろんなこともありますし、それだけ人がいるし。それを将来的にどう確保するか。そこら辺、合併でしたら職員があるから集めてからできますけど、単独でする場合はあちこちから人材を集め。

ちょうど私は福岡市で政令市になった年に入りましたけども、もう県からとか、ほかの市からとか移籍して福岡市に入ってきてる、そういう職員がたくさんおりました。だからそこら辺規模ないとしましても、やっぱりこう財政面もありますけど、そういう人材をいかに集めるか。そこら辺が必要だと思うし、そのためにはやっぱりある程度期間を、時間を、準備期間が要るんじゃないかと思って、早めの決断を促したわけでございますけども。

また、時期を迫いまして、またその後、状況をお聞きして考えをお聞きしたいと思って、以上で私の一般質問を終わります。

(3番 案浦兼敏君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて、本日の「一般質問」を終結いたします。

お越しいただいております、傍聴者の方にお知らせをいたします。本日は5名をもって終了いたします。明日2日火曜日にも、5名の一般質問を実施する予定です。お時間のご都合がよろしければ、明日も引き続きお越しいただきますよう御案内を申し上げます。

また、傍聴の際には新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用、入り口での消毒液による手指の消毒をお願いいたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時50分)

令和3年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

令和3年3月2日（火）

令和3年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

令和3年3月2日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番 議席番号 10番 久我純治 議員

7番 議席番号 14番 山脇秀隆 議員

8番 議席番号 1番 末若憲治 議員

9番 議席番号 11番 本田芳枝 議員

10番 議席番号 5番 中野敏郎 議員

(追加) 第2. 議案等の上程

(追加) 第3. 議案等に対する質疑

(追加) 第4. 議案等の委員会付託

2. 出席議員（16名）

1番 末若憲治

2番 井上正宏

3番 案浦兼敏

4番 安藤和寿

5番 中野敏郎

6番 太田健策

7番 川口晃

8番 田川正治

9番 福永善之

10番 久我純治

11番 本田芳枝

12番 八尋源治

13番 木村優子

14番 山脇秀隆

15番 小池弘基

16番 鞭馬直澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文

ミキシング 山田成悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（16名）

町長	箱田彰	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	山野勝寛
都市政策部長	山本浩	住民福祉部長	中小原浩臣
経営政策課長	今泉真次	協働のまちづくり課長	豊福健司
学校教育課長	早川良一	社会教育課長	新宅信久
都市計画課長	田代久嗣	地域振興課長	八尋哲男
道路環境整備課主幹	渋田啓之	上下水道課長	松本義隆
子ども未来課長	神近秀敏	健康づくり課長	古賀みづほ

（兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室）

(開議 午前9時30分)

◎議長(鞭馬直澄君)

皆さんおはようございます。

本日、執行部の安松道路環境整備課長から欠席届が提出をされております。代わりに渋田主幹が出席されておりますので、お知らせ申し上げます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎議長(鞭馬直澄君)

それでは、ただ今から「一般質問」を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、更に文書通告の趣旨にのっとり、簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強くお願いする次第でございます。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう、声に出して挙手をされますよう併せてお願い申し上げます。

それでは、通告順に従い質問を許します。

議席番号10番、久我純治議員。

(10番 久我純治君 登壇)

◎10番(久我純治君)

おはようございます。

議席番号10番、久我純治、通告書に従いまして質問します。

1 問目、冠水する長者原下区の公民館の前の道路の件。この件については、以前から何度も私言っております。私が引っ越してきた当時から、この件ずっと関わってるんですよ、私。一番来たときは、あそこに手すりも何もなく、当時、いろんなことがありまして、30年位前だと思うんですけど、やっと手すりをつけてもらったんですよ。その頃は今みたいに冠水がなかったんで全部、田んぼがたくさんありましたから。今はもう田んぼがもう1枚しかないんですよ、あそこは。

では、毎年雨量も多くなり、短時間で、長者原下区の公民館の道路は、前の道路が冠水することが多くなっています。また、避難場所にもなっているところです。町長の答弁で調査しますとのことでした。この件については、過去何回も今言ったように質問しております。それで、調査しますという答弁をいつもいただいておりますが、どんな調査をして、その結果はどうするのかっていうようなことを、いつも返事を聞いたことはありません。それで、1回質問すると2年ほど待っております。

最初の質問は、農区の問題でっていうことで、役場の人を取り合ってくれませんでした。その後、当時の区長さんの立会いのもと、農業委員の方4名と話し合いまして、結局、あそこに水路に冠水せんように工夫して、水路の上に結局蓋をかけて歩道にしてもらおうというような質問をするようになりました。現在、田んぼは、今言ったように1枚にしかなくなっておりません。今ところが、民家が多くて、そこには子どもの、小さい子ども、ものすごい多いんですよ。未就学児とか小学生の子どもがたくさんいて、とにかく、雨が降ると必ずすぐ冠水するから電話あるんです、うちに。私も行くんですが、年々ひどくなってると思うんです。だから私は、もうどうのこうの言いたくないんですけど、今までのずっと聞いた答弁の中でも、調査の方法、調査の結果を聞いたことないんですよ。

だから、一番目の調査方法と調査の結果について、二番目の今後の対応について、三番目の水路の蓋して歩道にすることができないのか。もう、これについてできる、できないかの返事をしてほしいだけなんです。

ひとつよろしくをお願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員ご質問のこの場所の調査の方法、そしてその結果並びに今後の対応について。そしてまた蓋の関係、歩道にすることができないかということについて、担当所管のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

松本上下水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

当該水路につきましては、冠水軽減のため、平成30年度に上流部においてバイパス水路を新設しております。

また、関係農区との調整を行い、上流に位置する大間池、葛葉池の水位を下げ、雨水調整機能を持たせるなどの対策を図っております。令和元年12月に、水路断面を阻害していた農業用堰板のアンクル部分を、関係者の同意を得て阻害しないような構造にしたところであります。調査については、降雨時や気象庁のレーダーで降雨が予想される場合に、職員が現場を確認しております。本年度も数回確認を行っておりますが、冠水は確認されておられません。

今後の対応としましては、対策の効果があったものと考えており、引き続き降雨時現場を確認してまいります。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

議員のご質問の中に、蓋をかけるという暗渠化のお話もありましたので、それについてもお答えさせていただきたいと思います。

長者原下区の公民館前の町道、こちらはシモ〜グウズ石線と言いますが、道路幅員につきましては一部水路が横断している箇所がありますが、基本的には4 m以上の幅員が確保されております。公民館前付近につきましては、概ね5 mほどの道路幅員となっております。水路に蓋をかけて歩道の形態にするということになりますと、農業用水路でありますので、農区との協議をする必要があるかと思っております。管理上、やはり蓋がありますと管理しにくいというような点がございます。

道路冠水の回避という点からいきますと、結局、暗渠化をすればその暗渠化の部分は道路、水路の表面上は出てきませんが、その上部で冠水をしたりとか、水路への流れ込みが少なくなることで道路側の水が残るといったようなことも発生する可能性もございます。そういった点も考慮して、暗渠化の検討はするべきだろうというふうに思っておりますし、今歩道でよく言われます、マウンドアップ形式。どうしても水路の上に蓋をかけるということになりますと、断面を少しでも確保するためには水路の断面以上に床版をかけますので、どうしてもマウンドアップ形式になってしまいますので、そういった歩道の整備でしかできない状況であるというふうに考えております。

こういった点、また工事には費用的なこともかかりますので、道路幅員は概ね4 mあるということをご考慮しますと、歩道化にするということの優先順位としては低い場所ではないかと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

今農業用水のこと言われましたけど、私たちが引っ越してきたとき、私んとこ前は地道だったですよ。そして前の今歩道になってるところが、溝か川か分からんけどあの頃、ザルガニとかカブトエビとかたくさんおって、子どもたちがよく、うちの子どもたちも遊んでました。当時家建ったときは、あそこ5 mの幅で1 mつちゅうか2 mに対して1万かな、10万位払って橋かけさせられたんですよ。途中で今みたいに、蓋は全部下までかかってしまいましたよね。だけど今何の問題ないんですよ、今言ったように農業用水としても。

今、あそこ川があったんですよ言うても、誰も信用しないんですよ。その位なってるんですよ。そしてもう実際下のほうは、もうこの前から言いようけど、農家す

る人どんどんどんどん減って、10何人でこの前言ったごと、2丁位なんですよ、作ってあるのが。実際あそこは水が冠水せんにしても、この前2回行ったと言わしゃったけど、冠水したとき終わって、あとに来ようとですよ。だから前から言っていたけど、確かに上のほうに前は光安焼酎屋さんのところかどうか、あそこんところなんかしたようなこと何年か前言ってありましたけど、その結果も結局何もならんで冠水するんですよ。だからあそこの近所の人、新しい人ばかりなんだけどみんなやっぱびっくりするんですよ。浸かるから。だから結果がそうやから、私もずっと言ってきてるんですよ。

今言うたように、農水路の上に蓋かけられんっておっしゃったけど、現にそれです。中の上から下まで全部蓋かぶってますもんね、あれ。そして所々開けてあるんですよ。中の整理するとか何か知らんけど。だから差し支えないということで、当時6年か7年位前区長さんと話したときも、もうそぎゃんあんなら、そういういいですよという返事もらったんですよ、農区さんのほうから。だから私が質問を変えてきたんですよ、ずっと。冠水せんときゃ私何も言わんとですよ。ただ、そしてあそこに子どもが多いからですね。さっき言ったように、一番最初にあそこ手すり作るときにやっぱり10年位かかったんですよ、あそこはほんとの話。あのときは川口學さん、加勢してもらってつけてもらったんですよ。私、議員でも何もなかったから。そんなふうであそこでやっぱ、私たちの後のしょっちゅう使うところやから、知ってある人も多いかも知れんけど、うちの前の道なんか昔私んとこより低かったんですよ。橋をかけて斜めにおりていったんですよ、本当は。ところがアスファルトなり出して、もう道路環境課の人はよく知ってあると思いますが、何かわだちがどんどんどんどんいっつもできるんですよ、あそこは。この頃はもう出らんけどあんまり。それで結局、アスファルトをどんどんどんどん積み重ねていくから、道路のほうが高くなってしまったんですよ。そして結局、後ろさい流れてしまうんです、水が。だからなおさら、あげんなるんですよ。

私はもうその冠水せんときゃ何も言わんとですよ、この質問もせんでいいし。ただその都度やっぱ言われるし、私も見に行くから。だから今言うように、やっぱいつか子どもがあそこ落ち込んで、どうかなったらいかんからということで、当時の農区の人も、そげんあるんやったらやっぱしてもいいよっていう話になったんです。だから質問方法もずっと私変えてきたんですよ。だからさっき今言われたように上のほうしたから結局、結果がもう要するに私に言わしたら、もうしとうけんもうせんって言われるような結果しか思えんとです。だけど実際は、冠水しようからやっぱ言うんです。

だから調査して、どうのこうのと今初めて聞きましたけど、今まで聞いたことな

かったんでずっと。だからこうして私、しつこいごたあけど何回も何回も言うんです。ただ、今言われるようにしたら今度言いますけど、冠水したらどげんなるんですか。さっき課長言われたけど、成果が出たと言われたけど、実際もう去年も何回もしどうし、私は現場に行って見とおし、だから言いよんです。だからもう、いい加減私はこの質問したくないから、どっちかを決めてほしいから、もうせんならせんでいいんですよ、はっきり言って。だけど、あそこに住んでる人はやっぱり嫌なんですよ、あげん冠水したりすると。だから言ってるだけなんです。

この件についてはもう私これ以上言いませんけど、もう課長が言われたように成果出とうと言われるなら、今度冠水したときはしたらどうか見に来てください、電話しますから。

2問目に移ります。2問目のちょっと私が訂正したいところあるんですが、二番目の問2のほうで、「街路樹は専門的な手入れが必要だがどう行っているのか。また、業者」でって書いてあるその間に「だけでなく、行政の職員も一緒に手入れをする考えは。」っていうふうに変えてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

もう一度お願いします。

◎10番（久我純治君）

どう行っているのか。また業者「だけ」ではなく

◎議長（鞭馬直澄君）

「だけ」を入れるんですね。

◎10番（久我純治君）

それから、行政職員「も一緒に」手入れをする考えは。ということに変えてください。すいません。

◎議長（鞭馬直澄君）

訂正があるときはできるだけ早く。

◎10番（久我純治君）

前もって言ってますけど、こっちは言うてます。

◎議長（鞭馬直澄君）

こちらへお願いいたします。

◎10番（久我純治君）

すいません、二番目に移ります。

街路樹や公園の木に背番号を。現在、街路樹や公園等の木の管理の仕方は。木に背番号をつける考えはないとかについて質問します。木は生き物で、剪定の仕方次第で生きるも枯れるもします。多くの街路樹や公園には木はありますが、何を目的

に、植樹したのか分かりません。何のために植樹したか答えられますか。街路樹においては、一度枯れると新しく植え替えるというところを見たことがありません。専門家の話聞くと、赤坂のケヤキ通りのようにするには、木の幹を切らずに小枝を切り込み、ある程度の高さまで伸ばし、目標の高さになったときに初めて、幹の先端を切り、そして枝を伸ばしていくと、あのような立派な街路樹になるそうです。

しかし、粕屋町の木の切り方は違います。早くから幹を切り込み、枝までも切り込んで、人間で言うと、手足をもぎ取られたようです。枯れるのを待ってるからのようにしか思いません。木、一本一本に番号つけて大切に管理をしたらと思います。

街路樹や公園の木に背番号をつける考えはないでしょうか。お願いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これにつきましても、担当所管課のほうからお伺いします。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

街路樹並びに公園の樹木につきましては、道路の路線、公園ごとに樹木の種類、本数を把握し管理を現在行っております。

現在管理しております樹木につきましては、街路樹で高中木合わせ約700本ほど、公園では約2,400本ほどを行っております。樹木に背番号をつける効果の検証は必要と思われませんが、街路樹におきましては、道路の路線ごとに、概ね種類が同じ樹木が植樹されている状況でありますので、公園に比べては、設置の効果につきましては薄いように見込まれるように思います。

しかしながら、本町の緑の拠点となる駕与丁公園、こちらにつきましては、町内外から多くの方々が来園されておりますので、公園の魅力づくりの一つといたしまして、どのような樹木が公園内に植樹されているか分かるような、樹木の情報を掲載した樹名板のようなものを、こちらは要所ごとに、100基ほど設置をしたいというふうには、現在、予定しているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

私は逆に言うと、駕与丁公園は大体手入れよくしてあるんですよ。

バラみたいによく職員の人もしてあるから、あんまり枯れることないんですけどね。私が言うのはケヤキ通りなんです、うちの前の。あそこは枯れるばかりなん

です、いつも。今言ったように、もう手足切ったごともう、ちんちくりんに切るんです。だから前から言うけど、専門家の人を入れてくださいって言ったけど、今年初めて専門家かどうか知らんけど作業服、まともな人がしてありました。だけんあーと思ったけど、要するにもう知ってあつてるとおり木の管理をするために、やっぱおんなじケヤキやろうけど、あそっから一番からずっとつけていっとかんと、枯れるのほんと今言ったように分かんと思うんです。何番目っていうのはその地図の上で、結局本にして管理しとかんと。そうせんと、私昔駕与丁公園の街路灯。あれに付けてくださいって付けてもらってます、あんなふうでやっぱもうすぐ分かるように。そうするとどうのこうの言わんでいいんで、電話1本で分かると思うんです。

外からも、こんな風で邪魔ですからとか、今悪いけど粕屋町電話に弱いですよ。あそこのうちの先のところなんか3本位もうちんちくりんに切っちゃあでしょ、今。確かあそこの家の人電話されたと思うんですけど、もう皮がばらばら剥けてますよ。だから誰でも、もうあれ枯れるっちゃんないと言ってこられるから私も心配なんです。私ケヤキ通り好きなんです。あそこは秋になると、やっぱ真っ赤になって写真撮る人、以前よくおったんですけど。この頃もう木が少のうなり出したから、茂らんとです。きれいに日陰もできんごとなつたし。だから何のために植えてもろうたか分かんごとなりようから、私こんな質問しよんですけど。

ただ駕与丁もそうやけど、50cm位大きな木、もうおたく知ちゃあごと長者原信号ちょっと手前なんか大きいでしょう、この位の木切っちゃあでしょ根元から、枯れたから。もう50cm以上位とが。あんなふうで、そのやっぱ剪定の仕方と思うんです。だからこの2問目に入りますけど、だから結局、業者の人ばかり任せるんじゃないくて、やっぱ工事現場やったら、時々行政の人立ち会ってあるやないですか。あんなふうにすれば、やっぱ業者の人に注意できると思うですよ。ある程度専門家のこと分かるから。それはこうしてとか、あらかうして切ってくださいとか言えるけど、今いつも言うようにチェーンソーで切るから、もうどんな大きい木でん、ぼんぼんぼんぼん切っていきますもんね。だからあげんなるんです。そしてそのあとの管理ちゅうか、よく専門家に言うって上に水が入らんごと言うて、何かモルタルか何か塗ったりされるところありますよね。ただもう切りっ放しなんです、そして。だから木がかわいそうで、やっぱりせっかくあそこにケヤキ通りつけてもう10何年になりますよね。もう枯れる一方なんです、あそこは。だけ言ったように、枯れたからしたら植え替えますかったらそれはもうせんから、あそこの囲いまでのうなりますよね、自然と。枠があつたところも自然と外して、し直すから、アスファルトし直すから、コンクリし直して。だからせっかくケヤキ通りやらつけて、ここ

の役場の前の桜、あんなときれいでしょう、だから言うんですよ。

やっぱケヤキ通りで私たちも誇りにして、ごみも葉っぱが落ちれば、そのたんびに環境課いうて袋をずっと配ってるんです、毎年。中には、そらもう汚いといろいろ言わっしゃあ人おるけど、やっぱケヤキ通りは管理してちゃんとしてほしいし、私たちも、落葉は黙ってはわいて、処理してますけど。だから、二番目に言うように任せっ放しじゃなくて、行ってですね、一緒に見て、分かると思うから、そこをやってほしいっていうだけなんです。任せてますじゃなくて。やっぱ工事現場はそうやないですか。任せっ放したらそりゃ手抜きしますよ、どこでも。分からんとやから。今そやけん、写真やら撮るごとなつとうけど、私は写真まで撮れとは言いませんけど。やっぱり木を切ったり、剪定したりするときやっぱりそこに行って、職員によっても一緒になってしよることを見てほしいんですよ、私はそうすると、今言ったように私が何で背番号って言うたか言うたら、枯れていく順序が分かると思うんですよ。あそこんとは何番とが枯れた言ったら、もうほんと言って台帳作るときゃ、植え替えがどんどんどんどん減っていきますよ。

だからやっぱりよそは、もういろんなケヤキ通りありますけど、やっぱ手入れしてあります、きれいですよ。だからそれを私言うんですよ。だから是非、せつかくケヤキ通りってつけたケヤキですから、もう少し手入れをしてやっぱりやってほしいし、そうすると私は地元の人に言えるんです。あんたたちはそうやろうけど、こんなふうでねよかろうがとか言えるし、そのたんびにビニール袋やっぱ持っていったら喜びんしゃあです。だからもう私もこれ以上は言いたくないんですけど、ひょっとしたらと思ったから、結果が欲しいから、さっきの工事のこともでもそうやけど、実際がそげんなりようから言いようだけの話で。

是非そんなふうを考えてほしいんですけど。

町長か課長でも誰でもいいんですけど、どんなふうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

田代都市計画課長。

◎都市計画課長（田代久嗣君）

ご質問のほうは、二番目の街路樹の手入れ、職員もというところでよございませうでしょうか。

街路樹の手入れにつきましては、剪定とか刈り込み、消毒などについて専門の造園業者へ委託を行っておりますが、剪定などをする際には職員と現場で打合せを行い、進めております。今回ご質問に出ておりましたケヤキ通りにつきましては、今年度は造園屋と職員で現場のほう立会いたしまして、樹木の状況に応じ線形を、いわゆる樹形を乱す枝を選んだ枝抜きの剪定を行っております。

それぞれの樹木に応じて、今回は剪定を職員と打合せをして、申し訳ございません。職員と造園業者のほうで打合せをして進めたところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

久我議員。

◎10番（久我純治君）

今さっき言ったように、今年はちゃんとした作業着た人が来てありました。

以前は●●●に頼んだとあって、言いござったでしょずっと。●●●が切ったって言うてあってあったんです。だから私が切るときに、あんたたちそんな切り方したら枯れろうが言うたら、分からんから、あの人たちは。だからチェーンソーで切って何ていうんですか、車でギューっとあげるやつ。あれに乗って行くからどんなところでも切れるんですよ。だから、何本も枯れました、最初から見ると。あれから最初から見ると、6本から7本枯れてます、植えたところから見ると。だから今言うように背番号位付けて、ちゃんとして管理してやらんと。

木も生き物やから。枯れてしもうて、それ植え替えてもらえばいいですよ。せっかくケヤキ通りやから。植え替えんからいうとですよ。だから今年は、確かに今言うようにしてあります。私も見てますから知ってます。ただ、今までがせんやっただから初めてこんな風な言い方したけど、だからできたら何でもそうやけど、やっぱり職員の人も行っって、是非、同じその場所を見てやってほしいという要望です。やけん今年はまだしてあるからそれは言わんとですけど、ただあとは木の管理をもう少しちゃんとしてほしい。ケヤキ通りはもう少し、肥えも何もやらんから、あれは。それはいいんですけど、ただもう枯れていくのをずっと見とごたあって、もう心配なんです私も。やっぱり好きな人は見とんです、あれを。ケヤキ通りを。そしたらどんどんどんどん間引きしたごとのうなっっていくようから、それを言われるんです。だからせっかく植えた木やから、景観いろいろあろうけど、やっぱり保つような努力してほしいというのが私の要望です。

これで私の質問を終わらせてもらいますけど、とにかく何回も何回も言いようですけど、もう今日はいろいろ結果聞きましたけど、今までが報告がちょっとなかつたもんだから、今日でさっきいわっしやっただように、結果が出たようなこと言われたけど、もししたら、冠水したらどうさしやあか、また考えとってください。よろしくお願いします。

これで一般質問終わります、ありがとうございました。

（10番 久我純治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それではここで、議場内換気と次の準備のため、約10分ほど休憩といたします。

再開を10時10分といたします。

(休憩 午前9時58分)

(再開 午前10時10分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは再開いたします。

議席番号11番、本田芳枝議員が所用のため、一時退席となっておりますので、お知らせいたします。

それでは議席番号14番、山脇秀隆議員。

(14番 山脇秀隆君 登壇)

◎14番（山脇秀隆君）

議席番号14番、山脇秀隆でございます。通告書に従い、質問をいたします。

いまだ感染拡大が収まらない新型コロナウイルスは、緊急事態宣言を再度発令して、その猛威を遅らせようと必死になっていますが、収まる傾向が見てとれません。その猛威を抑えるためのワクチン接種が待ち望まれますが、国民全体に行き渡るまでには相当の時間が必要だと思われまます。疲弊した経済の行き詰まりもさることながら、人々の心に受けたダメージははかり知ることができません。全国で2万人以上の自殺者が出ており、中でも、親子の無理心中が105件と、例年になく増え、新型コロナの影響が様々なところに出ていることに驚かされます。

国・県・地方の自治体も様々な支援策を講じていますが、それだけでは足りない状況が見てとれます。粕屋町もコロナ対策を打ち出しておりますが、課題も多いと思います。町長の令和3年度施政方針では、対前年当初予算より大幅な予算計上をし、アフターコロナを見据えた、思い切った事業の展開をうたっております。その結果、令和2年の基金残高は大幅な落ち込みをしましたが、令和3年度は、財政調整基金の取崩しを昨年より減額し、臨時財政対策債、つまり借金を多くして、財源に充てております。コロナ対策においては、今後必要に応じて補正予算で対応していくとも言われております。アフターコロナでの疲弊した経済や町民の生活を立て直す方策も、僅かながら見ることができます。コロナ対策予算や経済対策予算を中心に聞きます。

まず、今後の新型コロナウイルスの感染拡大防止策がどのようなものか。

全体から見たコロナ対策の予算規模はいかほどかを聞きます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

新型コロナウイルス感染症対策、これはもう究極の対策は、やはりワクチン接種

だろうと思います。

このワクチン接種を全住民に対して、できる限り早く接種が終わるように体制を今整えておるところでございます。ただ、そのワクチンの供給そのものがはっきりしないと。明確にまだ国のほうから示されてないという状況ではありますけども、今できる限りのことを職員一丸となって行っているところでございます。

また、通常の感染症、感染拡大防止策としてはもう言い古されたような言葉なんですけども、やはり3密の回避、社会的距離、身体的距離の確保、マスクの着用、手指消毒と。こういった基本的なことが、やはり感染症対策の一番の、我々ができる決め手だろうとは思っております。

その他、今議員がご指摘のように今回、施政方針、そしてまた当初予算でも、こういった関連のことはうたっておりますが、補正予算並びに当初予算の1.5か年予算で、私自身はコロナ対策を考えております。それに加えて、議会の冒頭申し上げましたが、臨時議会を招集していただき、新たな景気対策を中心としたアフターコロナの対策も、今後、ただ今検討しているところでございます。また、その節はご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

予算等の具体的な詳細につきましては、担当所管のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

予算関係でございますけれども、新型コロナウイルス感染症関連予算につきましては、令和2年度、それから3月の補正予算のほうに計上いたしまして、繰越明許費等により対応するものと、令和3年度当初予算に計上するものがあります。これらを一体のものとして考えていただければ、というふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策については、令和3年度当初予算において、先ほど町長のほうも申し上げましたとおり、マスク、消毒液等の感染対策の購入経費などの約700万円を予算計上しております。また、令和2年度3月補正予算においては、同じくマスク等の消耗品や、その他備品、また、私立保育所への補助金、それから運営事業者に対する委託料に加えまして、サンレイク、また、ドームの換気機能を強化、換気機能の強化を付属しました、空調改修工事などの6200万円を予算計上しているところでございます。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

予算、全体から見た予算のパーセンテージ分かりますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

時間かかりますか、答弁。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

時間がないので。短めに短めに、ということでやっておりますので。

まあ予算規模は多分、予算が1億5千万残ってるとか。それを使いながら、今後補正予算でということもありましたんで、その程度かなというふうになんかちょっと思っておりますんで。

それを踏まえまして、福岡市新年度予算案では、初の1兆円を超え、全体の約4分の1が新型コロナ対策に配分しております。感染拡大を防ぎつつ、経済活動を下支えしようと、公共事業などに積極的に財政出動をしております。税収が落ち込む中、財政規律よりダメージを受けた事業者の救済や、市民生活の早期回復を優先しております。また、福岡市は、財源不足を補うため、臨時財政対策債を150%ほどにし、貯金に当たる財政調整基金を例年の倍近くを取り崩しております。

町長の施政方針では、福岡市と少し考え方が違うようです。投資と財政規律を踏まえた、今までどおりの予算編成としております。

この違いはどのように考えればよいか、ちょっと教えてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今、ただ今の優先課題はこのコロナ対策だろうと私も思います。

それを理解した上で、今後、公共施設の個別計画、これ大型改修が軒並み今からまいります、そのための財源もとっておく必要があるということも、総合的に判断する必要があると思いますが、ただし今言いましたように、コロナ対策につきましては、1.5か年予算。

これは町としての持ち出しも含めた、国からの補助金を、交付金を加えて、今回、補正予算、当初予算も計上しておりますが、今後、先ほど言いますように、3年度の補正について、今検討し、大幅な対策を講じていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

1.5か年予算ということでやっておりますけど、比べる自治体が大きく違うので、その辺は。4分の1、福岡市がコロナ対策に使っていると聞けばうちの町はどうなんだ

ってという思いがあるんで、うちの町の思いを聞きましたけど、福岡市はもういろんな借金をして、借金も作って、貯金である財政調整基金も大幅に取り崩して、全部それに充てて対応していくっていう流れが見えたんで。

うちの町はどうかというと、町長の施政方針では、財政調整基金は、去年大きく減らしたので、今回は少し減らして、地方債のほうで補っていくってようなスタンスだったから、その辺の考え方のちょっと、違いをちょっと今聞いたわけでありまして。

国は医療提供体制の支援、緊急包括支援交付金を実施し、医療機関や、介護施設への支援を行いました。感染収束のかぎを握るワクチンについては、21年前半までに16歳以上の国民に提供できるように、確保を目指しておりましたが、確実なめどは立ってないようであります。粕屋町でも、町民への迅速な対応ができるように、新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室を立ち上げ、粕屋町でも、福祉センターで高齢者に対して、ワクチン接種を4月から行えるように、職員の手当として888万3千円の予算を計上されております。国は、本年度までに16歳以上のワクチン接種を計画しておりますが、それを見越しての予算規模なのかどうかをちょっと、この金額でいいのかどうかを聞きます。

また、コロナワクチン集団接種の医療従事者に対する委託費予算は、感染予防事業として計上されるのは健康づくり課なので、そういうふうになるのかなというふうにちょっと考えてたんですが、なぜ、この新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室っていうのを立ち上げましたので、ここと、どうしてそこがまた別会計になっているのかなっていうのを、ちょっと分からないので、ここの辺の説明も併せてお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、そのワクチン接種。これは粕屋町は全体、すべての住民の方々に対する予算を計上しております。一部ではございません。詳細は後ほど担当のほうから申し上げます。

また、感染症対策。これは議員ご指摘のとおり、感染症の担当部署は健康づくり課、健康センターでございましたが、やはり今回のコロナワクチンの接種につきましては、それ以上の大規模な接種、そしてまた、2回、ファイザー社の場合は2回の接種が必要でございます。そしてまた、個別接種と言いまして、病院・クリニック等でも接種ができる。そしてまた、団体的に福祉センターですが、そういった複合的な接種体制を構築する必要から、専門的な部署として、接種室を立ち上げたと

ころでございます。

専門官として、そのチーフとなりうる職員は、健康づくり課長が非常に知識も詳しいし、経験もあるということで、そのチーフに据えて、あとそれぞれの担当官は、例えば、予約関係のシステムに詳しい経営政策課の職員とかいろんな分野で詳しい職員を一丸となって集めて、全課横断方式で接種室を立ち上げたところでございます。

詳細につきまして、担当のほうからお答えします。

◎議長（鞭馬直澄君）

古賀健康づくり課長。

**◎健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種事業事務室
（古賀みづほ君）**

それではお答えいたします。ワクチン接種事務室の立場でお答えをさせていただきます。

まず、国が本年度までに16歳以上のワクチン接種を計画していますが、それを見越しての予算規模なのかというご質問です。

新型コロナウイルスワクチン接種の予算につきましては、現在のところは町長のほうからも申し上げましたけども、国はファイザー社のワクチンについては、16歳以上の者を対象にしておりますが、今後、他社のワクチンについても薬事承認がおりましたら、対象者の変更が出る場合も考えられることから、本町の予算は、全町民を対象としたワクチン接種費用を計上しております。

また、ワクチン接種全体の予算規模につきましては、1月の臨時議会で、令和2年度第9回補正予算に計上しております3億182万4千円と、今回令和3年度の当初予算に計上しております、888万3千円でございます。なお1月補正の3億182万4千円のうち、2億9,529万5千円につきましては、繰越明許費としております。

それからあともう一つのご質問です。なぜ、新型コロナワクチン接種事業事務室と別計上になっているのかというところですが、新型コロナウイルスワクチン接種の予算につきましては、すべてワクチン接種事務室の予算に計上しております。健康づくり課にも感染症予防事業がございますが、こちらは通常の感染症予防対策に係るもので、主に定期予防接種の費用ですとか、通常の感染対策に関する費用などになっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

よく分かりました。今回、国のほうでも自治体が今まで手出しが出るような、このワクチン接種に関して、手出しするのは全額、もう国が負担をするという答弁が菅首相から出ておりますので、しっかりした対策を講じていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、粕屋町の商工業者は、緊急事態宣言を受け、国や県からの持続化給付金や雇用調整助成金、家賃保証など、様々な支援制度に助けられておりますが、支援制度も特措法であり、ワクチン接種の時期が延長する場合など、今後経営自体が難しいものになり、廃業の選択も多くなると考えられます。こうした事態をなるべく少なくしなければなりません。小規模事業者は、仕事の形態が激変しており、デジタル化に向けた商売の転職を余儀なくされております。

こうした事業者に対する支援策は、町としてどのようなようになってるのかを聞きます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

令和2年度も事業者の皆さまに対して、様々な形で支援策を講じております。

それは御案内のとおりでございます。家賃の発生していらっしゃる事業者に対しては家賃の補助、また、持続化給付金を受けられた方には、10万円の補助。それ以外の、目に見えない影響を受けられた方に対しても5万円というように、3段階の策を2年度は講じてまいっております。

また、それに加えて、従来からありますプレミアム商品券、あるいは送ってうレシート事業というのは、これは商工会と我々がいろいろ協議して、多分こういった例は全国でも珍しい例と思いますが、町内で買物、若しくはその支払いをされたレシートを5千円1口で送って、そしてその抽選によって、1等10万円とかそういった懸賞付きの消費を喚起するような事業も行い、これは2回ぐらい行いましたが、非常に好評でございました。これについても、3年度は継続をして、またもうちょっと規模を大きくやりたいなと思っておりますし、先ほど言いましたプレミアム商品券につきましても、大規模にこれも行ってまいりたいと思います。それに加えて、新たな経済対策として、やはり事業者に対する、要するにこう補助金を配分するってということじゃなくて、皆さんが、住民の方々がやはり粕屋町の経済に対して真剣に考えていただくためにも、補助金という形ではない部分で、ちょっと今検討しておるところでございます。

詳細につきましては、まだ設計が終わっておりませんので、これは後日の議会のご審議をお願いしたいと思っております。

金額等につきましては、関係課、所管課のほうからお答え申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

山野総務部長。

◎総務部長（山野勝寛君）

今、町長のほうの答弁の中にありました予算の中で、プレミアム商品券等の発行拡大に伴う予算計上を行っております。

これは、御承知のようにプレミアム率を10%から20%に増額しまして、販売総額を3千万円から5千万円に変更いたしまして、2千万円の増額をしております。これにより家計の負担緩和や、地域における消費喚起、あるいは下支えをしていきたいというふうに考えております。

またそのほか、先ほども何度も出てきております、地方創生臨時交付金1億5千万の分を今、内容を検討しております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

町長が本当に一律5万円、要するに、国・県にあたらぬ雇用調整助成金として、5万円を給付して決めていただいたことは、本当によかったというふうに思っておりますし、国のほうでも、今3割4割減でも、一時支援金を地方創生臨時交付金の活用を、自治体独自の上乗せで対応するようになっていくことで通知しておりますので、もう既に、うちはそういうふうにあれやったらってことは、先駆けかなというふうにちょっと思っております。

プレミアム率なんですけど、これ10%から20%、いや東京都なんかはもう30%なんです。こういった思い切った施策というのが、僕は最初に言った、福岡市が4分の1予算を立ててっていう流れの中の思いなんだろう、というふうに思いましたんで、町長は今、バランスのとれた多分財政運営をしていこうというような決意はもう見えるんですけど、やっぱり思い切ったこのプレミアム率、この10%か20%じゃなくて、もう30%ぐらいやって、一気にこの経済を活性化していくんだみたいな、そういった思いが見えたらなあというふうにちょっと思っておりました。それはまた検討できてれば、できればしていただきたいというふうには思っております。

次に、防災・減災・国土強靱化の取組みについて質問いたします。国は、15兆円規模の予算を計上し、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策を昨年12月に閣議決定いたしました。総合経済対策には5か年対策の初年度分として、5.9兆円の事業が追加されます。5か年対策は、一つには激甚化する風水害や巨大地震への備え、二つには、予防保全に向けた老朽化対策の加速、三番目には国土強

靱化を効率的に進める、デジタル化の推進が柱であります。

町長は、国土強靱化地域計画を策定し、総合的、計画的に防災・減災及び復旧・復興に資する施策を推進するとしております。策定の目的は、円滑に財源を確保して、事業を早く展開するためと思います。

先ほども述べましたように福岡市は、公共事業を積極的に取り入れ、経済の下支えに資する財政支出を行うということでありました。例年大幅に超える財政調整基金の取崩しと、臨時財政対策債の増額で対応しております。経済の下支えに資する財政出動を行うということでした。アフターコロナの経済再生に、公共事業は重要な役割を担うと考えます。

ここで先ほども多分、これからやっていくようなことを申されましたので、町長の見解をここでまた、もう一度聞きたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

議員が言われますように、公共工事の実施は確かにアフターコロナ、特にアフターコロナに対する経済対策ととらえられ、非常に重要な点とっております。

その公共工事の中でも、防災減災、国土強靱化、この取組みは、今、もうまさにタイムリーなことだろうと思います。またその計画を立てないと、逆に国土交通省を筆頭に、国のほうからの交付金がいただけないと。有利な事業にならないということで、今、今年度は、3年度は、この計画に精力的に取り組みたいと思います。

その計画の前に、まず、もうアフターコロナの関係ですので、公共事業の計画を3年度は行います。主なものを列挙しますと、第1期の仲原川の改修工事、これ約9千万円。そして、中央小学校の外壁の改修工事、これ8千6百万円。あるいはこれは従来からある事業ですけども、緊急防災事業として、消防車の購入が2千万円。防災行政無線の更新工事が3百万等、合わせて2億2千万円ぐらいの、こういった国土強靱化防災減災工事に今年度3年度の当初予算に計上しておるところでございます。

また、国のほうの補正予算等の情報が入りましたら、これも積極的に取り入れて、3年度の国土強靱化計画防災減災事業に肉厚になるような事業に取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

投資と財政規律を踏まえた上での財政調整基金の取崩しだろうと思いますので、

ポストコロナを見据えた思い切った経済を立て直す財政出動をすべきだろうというふうに申し上げておきたいと思います。

次に、高齢者支援や少子化対策を聞きます。全世代型社会保障改革では、医療と少子化対策が柱となり、関連法案が通常国会に提出されました。医療につきましては、団塊の世代が、75歳以上になる22年度以降の医療費の増大を見込んで、後期高齢者医療への支援金を拠出する現役世代の負担を抑えるため、75歳以上の医療費負担窓口の見直しなどが盛り込まれました。22年度後半には、75歳以上の窓口負担が1割から2割になります。75歳以上、約2割の約370万人が対象となります。

また、少子化対策では、不妊治療の助成拡充と、22年度当初から保険適用を実施することになっております。待機児童対策では、21年度から24年度までに約14万人分の保育の受け皿を整備するとしております。待機児童対策の財源をめぐり、政府は、一定以上の所得がある子ども2人、夫婦一方の年収が960万円以上の世帯に、児童1人当たり一律5千円を支給する特例給付を廃止する予定でありましたが、年収1千2百万円以上の世帯を対象から外すことで決着いたしました。約61万人が該当します。

国は、高齢者支援や少子化対策のための財源確保のため、様々な枠をかけて、財政確保を捻出しております。粕屋町でも、保育所や幼稚園の保育士の負担軽減や保育等に関連する業務の管理とするためのデジタル化の推進、不妊治療、治療費助成事業の実施を計上しております。これらは国の助成事業に関連しており、財源確保された補助対象事業であると思います。

粕屋町単独事業を行うための財源確保を今後どう取組んでいるのか、考え方を聞きます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

まず、今議員ご指摘の、まず代表的な3年度事業の中でのうち、デジタル化の推進、これは確かに補助事業でございますが、不妊治療費は一般不妊治療が該当するんです。これは全く単独でございます。

町単独事業として、国に先駆けて行っております。私も中心的なメンバーとなつて糟屋郡の中でも呼びかけながら、賛同する自治体は数多くございますが、その中でも、粕屋町は非常に子どもが多く、そういった青少年の育成、子ども対策というのは、粕屋町の非常にもうキャッチフレーズでございますので、これは力強く進めるためにも予算的には一番多い金額になろうかと思いますが。

国が示しておりますのは特定特別だったですかね、治療で。不妊治療にも2段階

あって、最初は一般不妊治療でございます。それに、国のほうはまだ手は入れてませんが、いずれこの不妊治療、特別のほうはしてるんですが一般のほうもやってくるだろうということなんですが、先駆けてやるということで、ちょっとご理解をお願いしたいと思います。

そういったことで様々な対策を行っておるんですが、財源について非常に危惧されておるといのは、私も同感でございます。この様々な単独事業が、高齢者支援事業、あるいはその不妊治療等を代表する子ども対策事業について、単独事業で行うものは、数多く考えておるところでございますけども。その財源を生み出すのは、やはり、基本的には国・県の補助金、そしてまた起債、これが有効。それを有効活用するのが第一義的なものだろうと思いますけれども、やはり一般財源が豊富になると、なかなか思いどおりにはいかないと。先ほど言いましたように、国・県に先駆けた一般不妊治療についても、額は少額ですけども、できる、そういったふうに舵をきれる、やはり一般財源の裏づけがあってということだと思います。

町内の商工業振興はもちろんでございますが、町外からの大型企業の立地、あるいは誘致を今後も組織的な枠組み、仕組みを作りながら、数多くの分野に呼びかけてまいりたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

町長の思いは十分伝わりましたので、施政方針、しっかりと実施できるようにして、私たちも見守っていきたいというふうに思っております。

現場の声を重視し、政策判断が求められます。そのための施策には財源確保が求められます。バランスのとれた財政出動がどうあるべきかをテーマに、コロナ禍における施政方針をもとに、問題提起をしてみました。

以上で私の一般質問を終わります。

（14番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それではここで、次の準備がありますから、議場内の換気もありますので、休憩をとります。

再開を10時55分といたします。

（休憩 午前10時42分）

（再開 午前10時55分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは再開します。

議席番号1番、末若憲治議員。

(1番 末若憲治君 登壇)

◎1番（末若憲治君）

議席番号1番、末若憲治、改めましておはようございます。一般質問通告書に沿って、質問をさせていただきます。

早速内容に入っていきますが、今回の私の質問は、この1期4年間の総括、以前一般質問させていただいた中で重要なことや、検討をお願いした件などを質問していきたいと思います。

まず、災害が起きた場合の避難所設営や受援体制についてでございます。

災害はいつどこでどのような災害が発生するか分かりません。当然、この役場、そして職員の皆さんも同じように被災をされます。皆さんご自身を初め、皆さんのご家族にも、もしもの事態が起こるかもしれません。そのような災害が発生した場合には、公助が3日、時には1週間近く機能しないということの想定もされています。そのような状況に陥ることも懸念される中で、公助に求められること、重要なことは、私は災害が起きるまでの準備、備えだと思います。

もちろんその復興の部分に関して、公助が担うところではありますけれども、やはり備えが重要です。ハード面の備え、そしてソフト面の備えと申しますか、公助がしっかり準備すべきことは、自主防災組織を中心とした共助の環境を作ること。皆さんがもし機能しなくても、自主防災組織を中心とした共助の部分をしっかり構築することが重要だと思います。そうすれば、今度は地域のコミュニティー、共助の部分がしっかりして、自助の部分もしっかり皆さんの意識が変わってくるのではないかと、ここの意識も変わってくるのではないかというふうに思います。

そういう流れがしっかりできれば、やはり災害に強い町ができるというふうになるのではないかと私は考えます。

その点まず町長、どう思われますか。今の私の発言について。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

今は災害対策については、防災という観点よりも、減災という観点、これが非常に重要でございます。

災害が起こって、例えば復興する。先ほど議員が言われましたように、その復興に公助が公がやるというのは非常に時間もかかるし、経費もかかると。それよりも、減災面、これはハード面ソフト面ございますが、公助、共助、互助、自助も含めて減災面にスポットを当てた、これからの災害対策が必要だろうというふうに思っ

おります。

そういった意味では、一部ご披露していただきましたけれども、自主防災組織を中心とした日ごろの防災活動が非常に共助のために必要ですし、それが公助のほうに結びついてネットワークを張らして公助でそれを調整していくと。取りまとめていくということは、今うたわれているといいますか、叫ばれていることだと思います。

詳細につきまして、ちょっと担当課のほうからご説明申し上げます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

今おっしゃいましたように、私もちょっと自主防災組織のことをちょっと通告書にないですけども、もう少し踏み込んでご質問したいなと思ってましたのでちょっと発言させていただきます。

やはりこのコロナの影響で、なかなか自主防災組織自体もここ1年、活動ができなかったんじゃないかなというふうに思われますし、行政区の区長さん初め役員の方が自主防災組織の長を担われてるところが多いかと思いますが。自主防災組織の区長さん、ごめんなさい、行政区の役員さんはどうしても入れ替わりもありますし、引き継ぎの段階でしっかり引き継がれてなかったりすると、やはりその次の役員さんがなかなかその自主防災組織に取組んでいただけないとか。やはりどうしても役員が交代することによって、継続して自主防災組織がしっかり機能していくのかわかっていうような、ちょっと懸念を私は抱いてますので。

そこら辺も含めて、今現状その自主防災組織について少し発言をいただければと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

自主防災組織は、1区を除いてすべて組織を呼びかけてます。

実際に動きはありますけども、やはりそれを継続し維持するためには何が必要かという、日ごろの防災訓練。これ地域で、規模は大きくても小さくてもいいんですけども、日ごろから、災害が起こったときには、どういった避難経路で行くとか、誰が誰を助けるとか、そういった地域全体でその問題点を出して、その解決を地域で取組むと。もちろんそれは行政組織も加わりますけども、そういったことを経常的に、平常時からやるというのが、これは役員さんが変わったとしても、そういったノウハウとか、何ですかねセオリーといいますか、それは継続をされておるもの

と思います。

従いまして今、町として力点を置いてるのは防災活動、避難訓練とか、そういったものを呼びかけております。

いいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ですので、自主防災組織の今年の今後の活動というか、先ほどせっかく町長の言葉からあったように、その訓練など今後計画されていることがあれば、そこら辺のちょっと詳細を教えていただけると助かります。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

自主防災組織につきましては、昨年度も、講座を初め訓練のご相談をいただきましたが、コロナウイルス感染症の影響で、昨年度は少数の回しか開催のほうできておりません。

今後としまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、区長さん、区の役員さんにはどうしても入れ替わり等がございますので、自主防災組織を引っ張っていただけるような地域のリーダーを育成していくことが課題じゃないかと思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。

実際のごめんなさい、一般質問通告書には避難所運営マニュアルのことはありますかというふうにご質問をさせていただいて、そこから入っていこうかなというふうに思ったんですけども、既にありますので、そういったちょっとお時間はカットして。

実際、その自主防災組織が、やはりこの粕屋町の避難所運営マニュアルに大きく担いがあるなというふうに私も思ってます。今、豊福課長が言っていたように、地域のリーダーが核になるような運営をしていかないと、冒頭申したとおりやっぱりその役場の職員の方も同じように被災をされるわけですから、実際にやっぱり地域のコミュニティーの中で、こういう避難所運営マニュアル等をうまく活用で

きるような状況を作っていくことが必要なんじゃないかなというふうに思っております。今しがた、地域のリーダーということでお話が課長のほうからありましたですけども、町長のお耳に入ってるかちょっとお伺いしたいんですけど。

粕屋町のお住まいの方で、この防災士の方がいらっしゃって。その防災ボランティアの方を中心に、防災士と防災ボランティアの方を中心に、防災減災に関する会議を設立したいという声が私も聞こえてまして。

そういったのは、ちょっと町長の耳には入ってますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

詳細は入っておりませんが、そういうお話があるということは聞いておりました。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

今、町長もそして協働のまちづくり課長もお話しされたように、やっぱり地域住民の方が日ごろからやっぱり備えをしっかりと作っていくことが、私、公助にとって必要なことだと重要なことだというふうに、最初も申しましたとおり、その部分をしっかりと担っていただきたいなというふうに思い、質問をさせていただきました。

是非、自主防災組織並びにやっぱり地域のリーダー、役場の手を離れた形で、こういった避難所の運営なんかができるような形をとっていただければいいなというふうに思っております。

次に受援体制についてでございますが、様々な形で、防災減災に関する協定をいろんな企業のほうと結んでいただいているというのは私も拝見しているところですが、他市町村との応援協定というか受援に対する協定なんかを結んでらっしゃる自治体はありますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

直接町村同士で結んでる協定というのはございませんが、県が中心となりまして、全市町村で防災、消防、その他の協定を締結しております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

すいません、少し内容をちょっと教えていただきたいんですけども。

福岡県下の中で、例えば粕屋町を中心に被害があったとなると、やっぱり他市町村からそこに対して応援が来るようなシステムにもう既に構築がされてるということですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

直接的に粕屋町が被害に遭った場合などは、まず県のほうが、備蓄品であったり人員体制の応援であったり、そういうものをやるような形ではないかと思っております。

直接粕屋町が被災したから、隣の町からこう行ってくれとかいうような具体的な計画というのは、今のところございません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

当然、粕屋町が被害に遭うということは、近隣市町村も被害に遭うということで、逆に近いところではなかなか難しいのかなというふうに私はちょっと思いますので、逆に遠くのほうとか、遠くといいますか筑後、筑豊とか、そういったちょっと離れた地域のところからも、何か直接的に支援をもらえるような優先的にももらえるような形で、何か協定を結ばれるのもいいんじゃないかなというふうに思いますが、その点もまず区切って、どうですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

実際、県南のほう、筑後地域あたりでは、災害が頻発しました。

そちらのほうに、応援協定そのものはないんですけども、要となるような、例えば福岡県の町村長会、あるいは市町長会ももちろんございますが、そういった組織のほうに要請が県のほうからされます。その要請を受けて、それぞれ所属の各自治体が積極的に動いております。自治体のそれぞれの人員の規模とか、あるいはその業務の内容について、様々な差異がございますので、実際そのいけるかどうかというのは、その自治体で判断されますが。

実際、粕屋町からも今まで様々な形、例えば水道の供給に急遽行ったりとか、あるいはその長期間、災害復興の事務にあたりたりとか、そういった応援体制をひいております。

幸い粕屋町では、その受援体制をひくまでのことはなりません、もし、そういった災害に見舞われたときには、災害の応援を受け入れるようなことになると思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。受援体制について、今町長からも少しお話をいただきましたので、その受援体制がやはり災害が起きた場合に他市町村から受入れ、ボランティアの方を受入れたとしてもうまくやっぱり機能しないというのはよく聞くお話で。かつ、やっぱりこのコロナの影響で、どうしてもそのボランティアにもいろいろ制限かかっているというような状況もありますので。

以前、私じゃないと思うんですけど、どなたか質問されたときに、県のほうで受援体制という形でマニュアルが作られているので、それに準じて粕屋町も行っていくということのお話があったような記憶がありますが、実際粕屋町では単独ではこの受援体制について何かまとめられてるようなマニュアルとかっていうのはないですよ。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

粕屋町におきましては、粕屋町災害時受援計画を令和2年3月に策定しております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

この質問は閉じたいと思いますが、何度も申しますとおり、どこで起こるか分からない。水害の場合は予報で準備ができますけれども、地震の場合とか特に準備ができない災害に関しては日ごろからの、もう町長がおっしゃってるとおり、日ごろからのやはり準備が必要だと思いますので、重ねて今後も継続していただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。次の質問は、町立保育所2園の建て替えについてでございますが、平成29年、中央・仲原保育所の建て替え民営化の計画がされ、同年9月議

会で町立保育所を公営で存続させることを含む請願が採択されました。議会でも「町立保育所建て替えに関する特別委員会」が設置され、提言書も提出をいたしておりますが、実際に粕屋町に町立の保育所は何園必要なのか。もう少し踏み込んで言えば、幼稚園に関してですけれども、幼稚園は現在、定員割れをしている状況にあると思います。もちろん幼稚園を希望される保護者の方もいると思いますが、幼児教育の保育の無償化に伴い、無料であればやはり保育園のほうがいいなという考えをお持ちの保護者の方は多いのではないかとこのように思います。

そうしたことも踏まえ、中長期的な観点から、お子様をお持ちの保護者、現場の職員の方、そして有識者の方のご意見などを聞き、粕屋町の保育の環境、幼稚園も含むですけれども、そういったところで調査研究を、まずされているかというのをちょっとご質問させていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

研究はしております。

詳細は担当のほうから後ほどお答えしますが、粕屋町での子どもの受入れ体制の変化は、本当に今非常に流動的になっております。議員がご指摘のように幼稚園の定員割れっていうのがあります。これまた顕著になるんじゃないでしょうか。

そしてまた、これは由々しき問題ですけれども、町外のほうに行っているお子さんが非常に多くなったような気がします。そういったことはやはり、町立あるいはその私立であれ、粕屋町の保育園の魅力度アップが必要だろうと私は長期的には思っておりますけれども。

今の現在の現状、そしてこの研究に関しての説明を、所管課のほうから行います。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

将来を見据えた保育所の在り方等の調査・研究というご質問でございます。

こちらに関しましては、昨年、町職員の保育士と幼稚園教諭で構成する、粕屋町幼児教育に関する将来ビジョン研究会というものを、ちょっと立ち上げさせていただいて、その中で先ほど議員が言われましたとおり、幼稚園の定員割れ問題であったりとか、あとは今後の保育所の在り方であったりとか、そういうところを今現在、調査・研究をしているところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎ 1 番（末若憲治君）

一般質問通告書を提出した後に、庁舎の建て替えの設計の予算が計上されるという事で私も知りましたけれども。

そういったその研究の今なされた中に、今後、町立で何園残していくか。また私立の認可保育園が粕屋町にとって何園あればいいのかとか、そういったところまでへの調査をされてらっしゃるということでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

調査・研究内容としては、今議員が言われましたとおり中央保育所の建て替えの中で、提言書にもございましたとおり、支援センターとか、そういう機能をどうするかとか。また、私立保育園が何園必要かとかいうところまではちょっとまだ踏み込んでおりませんが、近年の幼稚園の減少等において、集団教育という観点から、今後どのようにやはりその運営していくべきか。保育所に関しては国定義の待機児童。減少しておりますけども、まだ私的待機というのも依然としてございます。

ですので、そういう観点、様々な観点から町としても調査・研究を今後随時進めていって、将来的なものを考えていきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎ 1 番（末若憲治君）

将来的にすいません、考えていくということですが、今回町立で中央保育所を設計費が出たということは、ある程度の答えがもう既に出てるということではなくて、今後また新たに研究されていくってということになるんですかね。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

中央保育所の建て替えにつきましては、提言書にもありますし、また以前、署名等もいただいております。

また町長のほうも申しておりますとおり、公立での建て替えというところでやってまいりますので、そこはそことして進めてまいります。ただ、今後やはり児童さんの数であったりとか、人口の伸びとか、そういうところも含めて、やはりどういうところが粕屋町として幼児教育で一番大事になってくるのかということも、中長期的に随時、研究してまいりたいというふうに思って立ち上げたものでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

私もやっぱり粕屋町の町立保育所は必要ですし、2園ぐらいは、私の勝手な個人的な感想ですけど、やはり2園ぐらいはいるのかなというふうに思いますし、町立の幼稚園のことも出ましたので、現状、定員割れをしてる幼稚園がやっぱりどうしてもあるということで3歳児保育を始められましたけれども。

例えば2園を統合するような、統廃合するような形で2園を空けて、小学校が今スペース的にもかなり厳しいような状況というふうにお聞きしてますので、小学校に隣接してる幼稚園なんかは、私的には、まず三番目の質問させていただきますけど、寺子屋事業だったり、放課後子ども教室だったり、学童も使えるかもしれないし。もう、もしかしたら小学校の授業自体で何か使えることもあるかもしれないので。その幼稚園保育園にとらわれず全体的な計画というか、やはりお互いがやっぱり助け合っていないと、当然小学校だけは小学校だけではなくて、やっぱり幼稚園、小学校、すべての子どもたちに関するところでトータル的にやっぱり計画を立てていっていただきたいなというふうに思いますので、そちらの辺をお願いしていききたいなというふうに思います。

二番目、幼児保育の無償化に伴い町立の場合、その財源は町で補わないといけないうことになっております。コロナ対策で財政面的にも非常に厳しい中で、平成29年当時よりも更にまた厳しい状況になってきてるんじゃないかなというふうなのが二番目の質問でございますが。

まず先にちょっと質問をさせていただきたいのが、私立、民営化する場合は、当時その12分の1の建設費でよいというようなお話を当時も伺ってましたけど、その事業というのはもう国自体がまだ残ってるのは残ってるんでしょうか。

継続されてますでしょうか、そこら辺ちょっと教えてもらっていいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

神近子ども未来課長。

◎子ども未来課長（神近秀敏君）

私立の建設費につきましては、先ほど議員も言われましたとおり、建設費の12分の1に関して補助を出すというふうなところのまだ補助金というのは、残ってはおります。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

財源がやはり厳しい中で、ただ町立の保育所も必要と。

なかなかやっぱりどちらも欠けるわけにはいかないというか、正直どちらも重要なことなので、なかなかどちらかバンっとその采配を振るうというのは難しいと思いますけれども、なかなかこの厳しい状況下に置かれる中で、国としてもやはり民営化を進めるような事業がやっぱりとられてるので、やっぱ私立の保育所を建てる時は12分の1で町はいいよというような施策になってるかと思うんですけど。

当然、その近隣町村見ても、やはりその国の政策にのっとして、だんだんその町立の数が減ってきてるとというのが実情じゃないかなというふうに思います。ただやはりその2園をしっかりと残すんだということは、やっぱり責任持って粕屋町が子どもたちの将来を見据えてやっていくんだというような表れなので、心強くはあるとは思いますが、いかがでしょうか。

なかなか厳しい財政状況の中、そういった面をちょっと町長にもお話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

昨年からのコロナの情勢下が影響したのやもしれませんが、保育園の建設について非常に意欲のある業者さんが毎年のように数社おられたんですが、ちょっと今停滞してるような状況です。

ということはやはり景気によって、今後の粕屋町は子どもが産み育つ町ですけれども、その意欲がやっぱ景気によって変化するんだというふうに私もとらえております。待機児童が非常に多い粕屋町でしたが、私立保育園が、かよいちょう保育所ができましたが、そのおかげで若干なりとも待機児童の解消はありましたけども。

やはりこう考えてみると私立保育園というのは、要するに主体的、町が主体的にするようなことではございません。やはり受け身、受入れ的なことでございます。やはり町立保育所としてしっかりした立ち位置で、町立保育所でどういった保育事業ができるかというのを、今研究もしておりますけども。町立であるからこそできるような、例えば支援が必要な子たちを大きく受入れられるというようなこともあります。そういった特色を活かした町立保育園の在り方というのは、考えていく必要もあると思います。

今回、設計の段階でありその全容は言われませんが、段階的には子育て支援センター的な、例えば保育所そのものを考えるような、保育所の運営といたしますかやり方を考えるような、会合が持てるような場所を、スペースを用意したりとか。

そういった町立だからこそできるような、多用途の保育園の在り方を考えていき

たいと思っています。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

やはり粕屋町もいずれは、お子さんの数が減ってくるときもありますので、厚生常任委員会で以前もちょっと研究したというか話が出たのは、やっぱりその高齢者の方とも一緒に時間を過ごせるような保育施設だったりとか、様々な観点があると思います。

町立にもおっしゃるとおり、やっぱり町立が担わないといけないことはたくさんあります。しかしながら、先ほど来申してるとおり、やはり今現状からやっぱり変化することも大事だと思いますので、幼稚園も含めた未就学児の施設に関して、今後続けて積極的に調査・研究していただきたいというのがありますし、仲原保育所のほうもまだ残っておりますので、財源の面も含めていろいろな兼ね合いがあると思いますが、しっかりと調査研究をして進めていっていただきたいなというふうに私は思います。

次の質問にまいります。今、先ほどもちょっとお話しさせていただいたとおり、以前寺子屋事業と放課後子ども教室についてご質問をさせていただきました。

完全に私の勝手な感想ですけれども、その当時も新宅課長からも学童に変わりうるというか、いい方向性で話を進めていきたいというようなお話があったと、私は勝手にすいません思っております。

ですので、せっかくそういった答えをいただいたので、どういうふうに取り組まれていたか。質問以後、どういうふうに取り組まれたかを教えていただきたいと思えます。

◎議長（鞭馬直澄君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

それでは二つの観点から、今ご質問のあった寺子屋事業と放課後子ども教室の観点からお話をさせていただきます。

一つは、公民館のほうの寺子屋事業なんですが、実は今年度は大体四つの行政区で行ってもらったんですけども、今年度は実施された公民館がございませんでした、残念ながら。公民館の利用につきましては、前回これ教育長のほうだったと思うんですが、やっぱりスペースの問題、それと人材の問題で、なかなか公民館それと長期休暇の問題がございまして、なかなか公民館で実施するのが難しいという問題がございまして、一つの行政区ではちょっと前向きに検討していただいた行政区もある

んですけども、結局はちょっと結びつかなかったという経緯がございます。

それで各小学校において、今、寺子屋事業なんですけど、地域と区別するために今放課後サポートルームという名前に変更を行わさしていただいています。これ議員がご指摘の放課後子ども教室と一緒にございますけれども、そういった形で名称変更した分を、学校分は今年度の後半に四つのうちの小学校の三つで実際に実施していただいております。

それと、前回議員からご質問の中でこの放課後子ども、これ文科省がもともと指導してやってるんですけども、これを活用できないかというご質問の中で、私が地域コーディネーターの採用が必要ですよというお答えをさせていただいておりました。それで、令和3年度の当初予算には、地域コーディネーターの人件費といいますか、そういったものを計上させていただいております。それと文科省、県のほうにも確認したら今既存の放課後寺子屋事業、町の単独事業なんですけど、そちらのほうも国・県の補助事業を使ってもよろしいということで了解が得られましたので、こちらを移行して、スライドさせて予算化を図っておるような状況です。

少しずつではありますけども、今年度そこら辺で幾らか前に進んでおります。

先ほど、ちょっと末若議員のほうから冒頭であったんですが、あくまでこれ文科省の事業が逆の発想の事業なんです。児童クラブから放課後のそちらの何ですかね、教室のほうを連携して促進していきなさいという事業になってるものですから、そのもの自体を放課後児童クラブにするというのはちょっと難しいという、県の見解を受けております。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

ありがとうございます。

学童が手いっぱいというか、施設がどんどんどんどん大きくなっていく中で、さすがに前回も当然出ますけど公民館では移動の問題もありますし、当然ずっと公民館を貸してもらわないといけないというような問題もある。だから、ちょっと二番のところでは私お話ししたんですけど。

私の幼稚園がなくなるのも僕も寂しいですけど、やっぱり今のお子さんたちが不自由なことのほうが僕はやっぱり悲しいので。やっぱり幼稚園なんかの活用も、今後可能性としてはあるのかなというふうに思いますんで。多方面との連携をとりながら、やはり放課後の学童保育と共についていう感じではあるとは思いますが。何か放課後子ども教室は毎日行うような性質でもないということで前回も私もお話を

させていただきましたけど、当然パートタイマーの方も当然いらっしゃると思いますので、保護者の方には。そういったのが活用をうまくできるんじゃないかなというふうに思っておりますし、進展してるということで、私もうれしく思います。

是非、更なる歩みを進めていただきたいなというふうに思いますので、この質問は、もうこれで終わらせていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、こちらのほうも平成30年の3月議会において、減額修正案が可決され駕与丁公園の水鳥橋の予算が白紙となりました。

議会のほうで、否決をしておりますので、私からこういう質問するのはどうかと思いましたがけれども。やはり反対の方のご意見なんかも聞くと、やっぱり設計費が高いと。4,400万だったと思うんですけど、その設計費が高いということをおっしゃってました。ということは、逆に取れば安い設計費だったら、もしかしたら賛成をいただけたのかもしれないなというふうに思っていました。

まず、最終的に何が言いたいかというと、やはりその手法というのはやはり何でもっていうわけではないですけども、選択肢はいくらでもあると思います。単純に、埋立ててそこを道にすることもありますでしょうし、当然現状どおりの橋を復旧させることも一つの安価な橋を造るのも一つの手。また更にバラ園のほうに渡るための、やっぱりあそこ橋だったというふうに思いますので、そちら側に駐車場を確保することも一つ選択肢にあるかと思えます。

そういったいろんな視点から、その後検討されたのかをまずちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

水鳥橋の復旧に向けては、ほかの議員さんからのご指摘もあり、様々な検討を行っております。

提案していただいたデザインビルド方式、これは設計と建設と一括で行うというんですが、なかなか水鳥橋の規模では、企業のほうが触手を動かさないんです。

従いましてこのデザインビルドにはちょっと無理があるということで、今の橋脚を残存させておりますので、それを利用するのが、橋の再構築には一番その経費的にはかからないだろうというふうには私も思っています。ただ、橋の建設については、丸々一般財源でございます。そういった意味から、ちょっと優先順位については後にならざる、今の特にこのコロナの情勢。また、粕屋町が子育て支援とか、子育て、子ども環境の充実のために今、優先的に行っておりますので、それからいうと若干後になるというふうに思いますが。

ただ、再構築に向けて私は、是非検討していきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

町長もよくランドマークと言うとって駕与丁はやっぱり粕屋町の顔だというような、大きなといいますか、駕与丁の重要性の発言をありますので是非進めていっていただきたいです。

当然橋をかけてほしいという町民の声もあります。逆に言えば正直な話、要らないよという人も多分いると思うんですけど、私がやっぱり何をここで言いたいかというと、いろんな人の手法がやっぱりあるので、どうしても橋をかけ直すっていうところの視点だけではなくて、駐車場を例えば近くに誘致することができれば、あそこに橋をかける必要がないかもしれませんし。いろんな手法を検討できるので、そこを踏まえて、もう一度新たに検討していただきたいなというような質問でございました。

二番目も四番目も、どちらかというところとそういった質問というか、やはり可能性が無限とは言いませんが、何個も選択肢があると思いますので。難しい情勢、特にコロナの影響で皆さんもそういった事業に時間を費やさざるを得ない状況ではありますけれども、そういった状況だから厳しい状況だからこそ、もうはなから諦めるというか、無理なんだということではなくて、やるんだと。町民のためにやるんだという思いで、いろんな手法を今後も検討していただきたいなというふうに思いまして、私の一般質問を閉じさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

（1番 末若憲治君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

それではここで休憩といたします。

再開を12時50分といたします。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午前0時50分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議席番号11番、本田芳枝議員。

（11番 本田芳枝君 登壇）

◎11番（本田芳枝君）

議席番号11番、本田芳枝でございます。ただ今より一般質問を行います。

今日は3問用意しております。最初は、福祉避難所について。それから道路側溝の管理について。ICT教育の学校現場での教育方針についてでございます。

まず最初に、福祉避難所についてでございます。

前回12月議会の一般質問において、男女共同参画の視点及びダイバーシティ、ユニバーサルデザインから、あらゆる立場の人が集団生活をするための避難所の設置運営について質問をいたしました。山野総務部長の答弁では、粕屋町避難所運営マニュアルを作成しており、その中に女性の視点を取り入れて運営していく必要があるとのことで、運営委員会の役員に役員会の会長、あるいは副会長に女性がなれるように決めているとありました。避難された人々のおよそ半分は女性であることから、それは自然の成り行きと思われまふ。行き届いた運営がなされると確信しております。

それでは、今回のテーマは、粕屋町の福祉避難所設置運営計画についてお尋ねいたします。1、町の福祉避難所設置運営計画は。2、現状はどうなのか。3、課題は何か。4、その取組みを具体的に進める方策は。という内容で質問していきます。

大前提となるその対象者については、どのように定義づけをされていますか。

その上で、1、福祉避難所設置運営計画についてまずお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

避難所の運営の中でも、特に配慮を要するという部分では、本当にこの福祉避難所が、今まさに各自治体が手がけなければいけない避難所というふうに位置づけられていると思ひます。

詳細につきましては、担当所管のほうからお答えいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

まず、福祉避難所を利用されます、避難行動要支援者につきまして定義づけをご説明させていただきます。

避難行動要支援者ということになりますと、まず、65歳以上の高齢者の世帯で介護保険の要介護1、2、要支援1、2の認定を受けておられる方。そのほか、要介護認定者で介護保険の要介護3から5の認定を受けている方。障害のある方。身体障害者手帳所持者、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、続きまして療育手帳所持者、精神障害者福祉手帳所持者が対象ということにとらえております。

福祉避難所の設置運営計画につきましては、粕屋町避難所運営マニュアルにおい

て、要配慮者への対応について定めております。

具体的な要配慮者への対応としましては、町は避難所開設中に配慮が必要な要配慮者支援のための会議を定期的を開催し、関係機関等の支援活動の状況や人的、物的支援の状況、要配慮者のニーズを把握し情報を共有すること。要配慮者への情報提供について、障がい者支援団体や通訳ボランティアなどと連携し、様々な方法を用いて、必要な情報を要配慮者に伝えること。要配慮者が支援してほしいことや知ってほしいことについて、要配慮者自らが発信できるよう配慮したり、家族や支援者との情報共有を行うこと。避難所では、要配慮者が避難生活をしやすいように、適宜、福祉避難スペースの確保、または個室を利用できるように配慮すること。それが困難な場合には、福祉避難所への移動や施設、病院などへの入所を検討することなどが定められており、要配慮者が安心して避難所で、避難生活を送ることができるよう、マニュアルの中で定めております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

対象者は何人いらして、実際に今要支援者として名簿に上げておられる方は何人いらっしゃいますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

令和3年2月21日現在で、対象者につきましては、1,472名です。

そのうち、申請を出していただいて、情報提供の同意をいただいている方が436名ということになっております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

対象者は1,472名で、実際の登録っていうか要支援者として名前を挙げておられる方が436名ということですが、これはかなり数字の上で差がございますね。

それはどういうふうに考えておられますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

対象に差がある主な要因としましては、やはり近所の方に情報を提供するっていうことで、プライバシーの問題とか、その辺に気兼ねしてある方と、ご自身でできると強く思われてるある方が多いことが、差がある原因じゃないかと考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

次の課題に行きますが、今のお話では、結局ご近所とかあるいはいろんな方に自分の名前、あるいはその自分の症状の状況を分かるようなのはちょっと抵抗があるというふうなことで、少ないんじゃないかというふうなお話でございますが。

周知っていうかね、それは徹底しているのかどうか、それはどうでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

周知につきましては、今現在ホームページのほうで先ほどご説明しました条件などの説明の周知を行っていることと、新たに対象になられた方につきましては、申請手続の際などに、窓口のほうでご説明をしております。

また、不定期ではありますが、申請されてない方に対して文書をお送りして、申請のほうをされませんかということで、御案内のほうはしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その場合、例えば介護福祉課との連携とか、そういったことはどういうふうにされているか。

今一切その話が出てこないんですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

介護福祉課との連携につきましては、先ほど言いましたように新規の申請時に、勧奨するっていうのが粕屋町地域防災計画の中に定められておりますので、そちらをもとに介護福祉課のほうで対応していただいている分と、去年の台風の避難の際もそうだったんですが、要支援者の方に連絡をとっていただく際など、緊急時には、

介護福祉課との連携を図って情報共有をしております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

要支援者の方たちの名簿といいますか、その更新とかも定期的にされているような、この全体計画の中では、私が今手元に持っているのは、粕屋町避難行動要支援者等避難支援計画全体計画というものですが、それには協働のまちづくり課と介護福祉課の連携が書いてあるんですけど。

具体的にどういうふうに、今のお話では、新たに例えば手帳取得された方とか、そういった方の情報を得て、協働のまちづくり課が行っているような話ですけど。

まず福祉避難所なので、介護福祉課の協力も大いに必要ではないかと思うんですけど、その辺は何か具体的にあまりこちらには聞こえないんですが。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

避難行動要支援者名簿につきましては、1年に1回必ず更新のほうをしております。

更新をする際に、そこでも介護福祉課との連携がございますけど、名簿の交付については、介護福祉課を通じて民生委員さんとかに交付のほうしていただいておりますんで。

必ず更新の際は、連携といいますか情報共有のほうを図っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

ということは6月に更新があるということで、先ほどの全体計画、粕屋町避難行動要支援者避難支援計画の更新の時期には、そのお1人の方を中心に、介護福祉課の方とか民生委員さんとか一緒に、そういう話し合いをされているんでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

直接対象者の方と、協働のまちづくり課、介護福祉課を交えて協議する機会というのは設けておりません。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私がなぜその質問をするかといいますと、実はちょっと話が長くなるんですけども、粕屋町手話サークルの会の方たちと昨年、今福岡県糟屋郡において3町と一緒に手話通訳士養成講座を開くような内容で、その内容がなかなか進まないということで、相談を受けまして、その方たちとお話をする機会がございました。

その方たちとご一緒に、町長のところにも要望に行った流れがございますが。そのときに、耳の悪い方との話をゆっくりする機会があって、その方ご自身が自分が要支援者なのか、それはどういう状況なのかを把握しておられなかったんですよ、お尋ねしても。だから、その辺が例えば名簿を上げておられても、それは何年か前のことでもうそのことは忘れておられるとか。あるいは、民生委員さんも変わられる。民生委員さんが変わられるときに例えばその要支援者の方にお話をなさるとか、そういう機会があるのか。その辺が非常に具体的でないんですね、今のお話を聞きますと。そういうふうになっているっていう状況なんです。

私、最近すごく思うのは、いつ災害が起きるかも分からない。で、自分で逃げることができる人は、自分でその目的地に行くことができるけれども、そうじゃない方への配慮というのはとても大切。それは町長が日ごろからおっしゃる、安心・安全のまち、粕屋町。そういうことをきちんとしてると、ほかの健常者の方にも安心感があって、粕屋町はとても住みやすいという流れになるのではないかと思うので、具体的にこういうことをきちんと詰めておいてほしいというふうに思って、その課題とか、その方策を今回挙げております。

粕屋町には、福祉避難所マニュアルっていうのがまだできてないような話だったと思うんですけど、できてますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

避難所運営マニュアルはございますけど、福祉避難所に特化したマニュアルっていうのは、今現在ございません。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

私が別の障がい児をお持ちの方にお話を聞きました。

その方は、なんかが、災害があったらどうしますかって聞いたら、ご自分の公民館は遠いので粕屋町のサンレイクとか、ドーム、役場の近くの方なんです、そちらのほうに行くように思っているけれども。そこで対応がどうなのか気になると、心配をしているというふうにおっしゃいました。それで先日課長とお話したときに、今の粕屋町の状況では、そういう避難所に福祉コーナー、福祉避難所のスペースをとって、これは一般の区の自主防災組織の方たちが運営される、区の公民館でも同じようだと思うんですけど、そこにスペースを作ると。

あえてすぐにはその福祉避難所っていうのは考えておられないような気が、お話を伺ったような気がするんですけど。そこら辺を明確にさせていただけますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

三つ目の質問とも重なる部分がございますが、現状につきましては粕屋町で福祉避難所、指定しておりますのが3か所ございます。

一つが、粕屋町福祉センター、そして残り二つにつきましては、三活会と協定を締結いたしまして、特別養護老人ホームみどりの里、緑の里ショートステイ絆を指定しております。施設面でも規模的にも、限りがどうしてもございますので、一時的には一般の避難所で避難していただいて、そちらに福祉スペースを確保していただいて、どうしても福祉スペースで避難が困難な方につきましては、福祉避難所のほうに、私たち職員が移設するなり何なりという形で、対応のほうを考えております。

その理由としましては、先ほど言いました施設面もございますし、職員数に限りがあるのと、専門的な保健師等はおりますが、介護に精通したスタッフとか、先ほどお話がありました手話が使える人材についてはどうしても限りがございますので、できる限りその際は、やはりその専門の施設であったりとか病院のほうに移送させていただくのが、一番その方のためになるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

その流れでいきますと、一般の避難所には必ず福祉、そういうスペースが必要で、多分私サンレイクとかドームでされる分には、そういうところは設置をされると思うんですけど、一般の公民館で避難所されるときマニュアルは、粕屋町の避難

所運営マニュアルにあると思うんですけど。

その中のレイアウトの中に福祉サービス、福祉コーナー、何て言いますか福祉スペースっていうのがないんですよ。だから、これを見られた方あるいはこれを見て学んでおられる方は、あらかじめ自分のところにそれを必要だとは思われないんじゃないかと思うので。その辺の徹底ですかね、別のところのページで、福祉スペースのレイアウトの分をほかのところから私見つけたんですけど、そういった内容のものが避難所の運営マニュアルにも必要ではないかというふうに思っています。

それともう一つ、福祉避難所に関しては確かに人材は足りないと思います。ところが、そういう場所はきちんと設定してあったり、マニュアルがあれば、福岡県のほうからそういう専門のスタッフを送ってくれるようなシステムができておるようでございます。だからやはり、最初から福祉避難所に設営するかどうか分からないけれども、2日後か3日後にそれが必要であれば、すると。

そのときのために、福祉避難所運営マニュアルっていうものが必要ではないかと私は思っています。それはどういうふうに考えられますか。

◎議長（鞭馬直澄君）

豊福協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（豊福健司君）

福祉避難所の運営マニュアルにつきましては、昨年令和2年、7月豪雨でも、要配慮者の被害が多数出てるっていう状況もございますんで、今後、こちらのほうでも検討してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

よろしく願いいたします。それで先ほどの手話サークルの方たちの要望の件になりますが、今回予算書を見ると、予算がついているんです。それで一応久山のほうで養成講座があるようなんですが、そこに例えば防災に興味のある方で手話を自分が学びたいわとか、あるいは職員の方でその研修に行ってくださいように、町長のほうから、あるいは、今、先ほど末若議員が引っ張っていける地域のリーダーを育成するっていう、具体的にどうしますかというような話があったけれども、呼びかけるとか、消防団の方にもそれを呼びかけるとか、何かそういうことがあると、手話だけではなくていろんな私自身もそうなんですけど、障害をお持ちの方とお話しすると膨らんでくるんです。

こういうことがあって、こういうことが必要なのかっていうのが自然に出てくる

わけです。だから、そういう研修として、一応大元は県ですよ、県が行うこの事業に粕屋町から是非、参加をしていただけるような流れをとってほしいと思うんですけれど、どうでしょうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

貴重なご意見ありがとうございます。

福祉面については、その参加しようという意識の喚起、これは非常に大事と思います。

根気強く町のホームページ、若しくは広報等も使いながら、呼びかけていきたいと思えますし、近隣にはそういった手話教室もごございます。それは案内も含めて、媒体を使いながら呼びかけていきたいと思っております。

参考にさせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それともう一つ、地域の防災計画とか、先ほどのいろんな計画を言いましたけど、ホームページに載っているっていうふうにおっしゃったんですが、実は今回いろいろ調べて見にくいんですよ。

なかなかここまでいかないという、これがこうなのでこれがこうなのかっていうのがすごくあって、一般の町民の皆さんに、もちろんこの避難行動要支援者制度とかいうのはとても大切ですけど、一番私避難を粕屋町で必要とするのは、粕屋町避難所運営マニュアル。これを各自主防災組織の方たちが、実際に手にとっていつも見ているという、そういう状況がないと、さあ実動のときにうまくいかないんじゃないかと思うんです。だからその辺の周知も、福祉避難所と共に徹底をしていただきたいと、今回私ホームページいろいろ見て思いました。

だから、是非皆さん、区の方がお手元に1冊はそれがあるという。様式もありますよね、様式マニュアル。それもすぐ使えるものがあるので、そういうものを訓練の際には、すぐに適用してできるような流れを周知。だから先ほどの行動支援、要支援者制度の制度、それからこのマニュアル。こういったものが、日常的にあるような状況を是非作っていただきたい。それは費用もかかりません。だけど、皆さんがそういうところで徹底をすることによって、防災の今、会合が持てませんよね。だから持てない時期だからこそ、ホームページのこういう場面にこういう内容があると、分かった方がお互いに話し合うとか、そういう機会があればいいなと思うの

で、周知の徹底をよろしくお願いいたします。

それで次に行きます。道路側溝の管理について。1月25日の臨時議会で「和解及び損害賠償の額を定めることについて」という議案が出されました。

内容は側溝の蓋が180度開いた状態で、起きた事故に対する町の損害賠償についてでした。私は昨年9月議会一般質問において、歩道の整備に関して質問しました。そのときに申し上げたことは、新たに歩道を新設するということは、町にとってかなりの負担がかかります。現在狭い道路では、歩行者は側溝の上を通らざるを得ない状況となっていますので、それならばきちんと側溝の補修をしたらどうかと提言し、側溝の補修についてを取り上げました。

1月の議案説明の今後の対応について、町に問うたんですけれども、前回9月で答えをいただいた内容と同じような内容なので、私それではもうちょっと具体的な対策、あるいは計画を立ててほしいと思って、今日この内容を出しました。

1、側溝整備に関して、町の今後の方針。あるいはその予算。そして、地域の方との協働が必要と思うが、その考えはあるか。この3点についてお願いいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

道路側溝も含めて、町内の様々な公共施設で不具合があれば、その情報をまず収集するが一番大事だろうと思います。

ファーストアクションはそれです。それからその対応。どうやったらその、その対策、改修も含めた対策ができるのかというふうに、次のステージに進むと思います。その情報収集につきましては、私就任以来、職員が住民目線で、自分事として町内を見てくれと。例えば通勤途中でも気になるようなことがあれば、例えば、自分は例を言いますと福祉課の職員だとしたら、いや、道路とか側溝ガードレール等がどうかなってれば、それは役場に着いてすぐ連絡をすとか。要するに、自分事として考えることがまず大事だろうと思います。

当然所管課のほうは、パトロール隊を今設置して、詳しいことは後ほど担当課が申し上げますが、そういった組織の在り方の見直しもしております。また、各種団体との協定、防災見守り協定というのを、今進めております。例を言いますと、例えば郵便局の配達員の方々が、郵便配達をされるときに、町内を見ていただいて、気がついたところがあれば連絡をしていただきます。例を言えばそういうことです。そういうそういった包括的な協定も含めてですね、様々な対応を考えてっております。詳細につきましては、担当のほうからご説明します。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

基本的に道路側溝というものにつきましては、道路に降った雨、雨水を排水するという目的で設置しております。

側溝を新設する場合には、道路の広さや流末の状況、それから横断する車両の有無等、こういったことを考慮して、側溝の大きさとか種類、こういうことを決定して設置しておりますが、設置後の環境の変化や車両の乗り入れ等が要因で、側溝が損傷する場合がございます。今回事故がありました案件については、本来グレーチングといいまして鉄の蓋がかかっているものですが、それが開くというようなことは、本来あり得ないような状況なんです。今回の事故の箇所につきましてはその部分を暗渠化、もう蓋じゃない状態にするというようなことで対応しております。

今後の整備の方針といたしましては、事故を起こさないためには、損傷箇所等を早期に発見し、確実な安全対策を行うことが、最も重要であると考えております。先ほど町長のほうからもありましたが、これまでも巡視員2名を配置し、道路側溝の蓋、こういったものが損傷がないかというようなことを、時には議員よく言われますが歩いたりして確認したり、日ごろから損傷箇所の早期発見に努めるというようなことで、その体制をとっておりました。今年度からは、町内を4区画に分割しまして、週に2回、それと四半期、3か月に1回は夜間に職員のほうが直接道路パトロールということで実施をしております。そういったことによって、損傷の早期発見の強化ということに取り組んでおります。

車のパトロールだけでは、損傷の把握は不十分とのご意見もございますので、今後は住民の皆さまからの情報収集、これにつきましては、先ほど同じように町長のほうからありましたが、収集、配達業務等をしておる業者、既に平成13年度から不法投棄等の監視というようなことで、業者のほうと協定等は結んでおりましたが、そういった郵便局などの配達業務で町内を回る事業者、こちらのほうから情報は収集ができるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

また、予算的には道路側溝のための予算というようなことの予算立てはしていませんが、道路維持修繕事業というようなことの工事費ということで、計上はさせてもらってきております。また、日ごろから住民の皆さまのご意見を聞くという意味で、電話や窓口で道路の損傷等に関する通報、こういった情報をいただいておりますが、正確な場所を把握したり、特定の状況を確認したり、そういったことの課題があるというふうなこともこちらでは認識しておりましたので、今回、協働のまちづくり課におきまして、粕屋町LINE公式アカウントというものの導入の取組みが現在なされております。この中で、その機能の一つといたしまして、通報システム

の導入が予定されておりますので、試行期間ということをして設けながらこちらの通報システムによって、損傷箇所の通報が住民の方からいただけるような体制づくりと、こういったことも取組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

もう予算の話がされたんですけど、私予算書を見て去年よりも500万減ってるんです。

それで増えるか、せめて現状維持というふうに思っていたので。どうしてかといいますと、実は私今、建設常任委員会のメンバーなんですけれど、結局都市計画マスタープランを深く勉強する機会に恵まれまして、アンケート調査があって、それで前回のときと今回と比べて両方とも、結局歩行者、自転車が安心して通行できる道路の整備ってというのが、町民の皆さんにとってすごく強い思いっていう結果を見て、これは何とかしないといけないし、即、それが予算書に生きるかどうか分からないんですけども、もうそちらでいろいろ考え方があろうと思うんですけど、そう思って見てたら、ちょっと減ってたので、ん？という気もあって、こういう質問してよかったなというふうに今思ってますが。

今の部長のお話で随分、以前とはちょっと違うところもあるかなというのと、それから、住民の皆さんが通報するっていう、そのLINE公式アカウント。福岡市なんかはそれを採用しておられるようですが、粕屋町は、投票率がとても低いんです。福岡市だって低いんですけど。それは町に対するその思いっていうのがあるかもしれないけど、諦めも半分ある。言っても同じみたいな。そういうところもあるかなあとと思うので、この通報とかをきちんと取り上げることによって、町は考えてくれてるんだっていうのが分かれば、いろんないい意見も中にはちょっとなかなか対応が難しいということもあるかもしれないけど、そういうのがスムーズに流れるような粕屋町であつたらいいなと思うので。今少しお話を聞きながら、前向きに考えられるかなあと。

みんなは、先ほどどなたか自分事として、この町の、あるいは危険な箇所は私自身が。実は反省なんですけど、このアンケートを見た後に自分が自転車あるいは降りて歩いて初めて気がつく、いろんな箇所があつたんですよ。だから車で通ってもその大きな分しか分からないと思うので、歩道の側溝ですね。それで私考えたんですけど、この間部長に見せていただいたんですけど、粕屋町に大きな地図があるんです、道路の地図が。でも、そこ番号がついてるんです。そこを全部調査する必要があるのかっていうとちょっと違うと思うんです。

一応みんなが危険だと思っている、あるいはどうかしてほしいと思う内容は、I型側溝。それからU型、蓋をかぶせてあるU型側溝、その蓋の破損、あるいは補修が必要。だからまず、それを重点的に見る。あるいはそういった側溝の具合をレベルを分ける、1から4ぐらい。非常に、早急にしないとイケないのは、すぐに予算化をする。そうじゃないのは、来年するとか。だから、そういう計画的にローリングしていくと、粕屋町全体がいつの間にか側溝は見事に変わっていく。そういうふうな流れを、是非とってもらいたいと思ったので、是非そういう意味で、計画を立ててくださいと。計画があれば自然に予算化ができるんです。そうすると、いつの間にか事業が成り立つということになると思うので、その辺をよろしく願いいたします。

どうでしょうか、いわゆる私は職員の皆さんのお仕事は、計画を立てるっていうのは非常に重要だと思うんです。その計画、何も無い中で少しずついろんなことをするんじゃないかと、計画に沿ってあるラインに沿ってするかしないか。なぜできなかったのか。じゃ、この辺をもう少しこの計画を、こういうふうにしてこうしようというそういう流れを仕事の中で。現在してあるでしょうけど、歩道の側溝の計画なんて非常に小さいですね。

だから、小さいところだからなおさら、こういうことを見直して仕事を進めていただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

私が今言ったことは、町長どう思われます。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

通常の損傷したような側溝については、先ほど言いましたように町内パトロール、これ従来の2人制じゃなくても、部を横断したような形で全員で定期的に見ております。

また、職員のほうも、それ以外の職員についても、気配り目配りをするようにしておりますが、改修計画、これございます。いや、側溝じゃないですよ。要するに道路、路線についての老朽化とか、それに併せて水路関係の改修計画、これは当然、老朽化したらやり直さなくちゃいけないし、また、昔やってたところは例えば、車が通るとカタカタカタカタ音がしたりしますね。そういったふうな改修計画を含めて、所管課のほうでやっております。

あと、その予算の関係も若干言われましたが、これは年によって差異はございます。全く軽く見てるわけじゃございません。

それはご理解をお願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員、35分たってますので休憩を入れたいと思いますが、よろしいですか。

それでは休憩いたします。

再開を1時35分といたします。

（休憩 午後1時26分）

（再開 午後1時35分）

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは再開します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

それでは最後の質問、ICT教育の学校現場での教育方針について、というところを今から質問いたします。

町・教育委員会の皆さんの尽力で、粕屋町の小・中学校におけるICT教育の環境整備は整いつつあります。新年度から学校現場で全学年が実際に授業に取り組む流れになると思われませんが、粕屋町のICT教育推進の中長期計画はありますか。そしてそれは、各年度発表の粕屋町教育行政の目標と主要施策にどのように結びつきますか。ということで、1から3。1、小学校、低・中・高学年での目標。それから2、中学校での目標。それから3、校務支援システムの目標。

それぞれについて、教育長にお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

本田議員におかれましては、学校教育課のほう、今の頑張り、本当によく見ていただいておりますし、またいろんなときに顔を出していただいて、今どういう状況かということに関心を持っていただいていること、深く感謝申し上げたいと思います。

GIGAスクール構想ということで、昨年、前倒しを国のほうがしまして、一気に粕屋町としても進むことができました。これにつきましては、町長の理解があつてすぐ予算化をしていただいて、タブレットだけではなくて校内の無線LAN、これも普通教室だけじゃなくて特別教室も。体育館にもこの無線LANのルーターをつけていただいて活用できるようになったということ。本当にこの1年のこのICTの技術のこの進歩、すごいものがあるなというふうに私も思っております。

そこで中期、長期の目標ということなんですが。ちょっとその前にGIGAスクール構想というのは、グローバル アンド イノベーション ゲートウェイ フォー オ

ールということで、多様な子どもたちを誰1人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育、ICT環境の実現ということなんですね。よくここで、議員の方々とも私質疑をやる中で、ICTとITの違いって何かっていうことを、失礼ながらちょっともう一度確認をさせていただきますと、ICTというのは、インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジーといいまして、ネットを介して人間が交流、つながること。いわゆるこれはメールとかSNSとか、ネット検索等々をICT、いわゆる情報通信技術とこれ言います。ITで何かというと、インフォメーション テクノロジー、これ技術になります。情報技術になりますので、パソコンとかソフトとかアプリケーションというもののことを言いますね。もう一つよく出てくるのが、Society5.0とか、以前議員もおっしゃってましたけど、IoTといいましてインターネットオブ シングス。いわゆる人を使う、自動的にネットでつながっていく。いわゆる、センサーとかチップとかを利用して、ネット上で物を動かしていくという技術になります。こういったものをすべて学校教育の中で取り入れながら、これから新しい社会を生きていく子どもたちを作っていくというのが、今回目的になっております。

そのための短期・中期、そういった目標を今から学校教育課長のほうから説明させていただきますが、あくまでも学校のICTというのは、それそのものが教育ではなくて、それはあくまでも子どもの学力向上とか、学校の教育目標の実現とか、また教員の効果的な校務支援の活用で、先生たちが子どもに向き合う時間を作っていくという働き方改革、これらに利用できますっていうツールなんです。

従って私何度も言ってるんですが、タブレットは、これを使うことが目的ではなくて、これは手段であると。鉛筆とかノートと同じような文具であるということなので、これの目標というのはなかなかちょっと難しゅうございましたが、確かに鉛筆とかノートっていう文具も、小学校1年生では鉛筆の持ち方とかノートの使い方とか、そういった目標がございますので、それと同じような目標。

それから中学生はどういう意義でこれを使わせるかということについては、学校教育課長のほうから述べたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長。

◎学校教育課長（早川良一君）

それでは本田議員さん、これ①から③まで順番にお答えしたほうがよろしいですかね。

（許可のない発言あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員、発言は挙手のうえお願いします。

(許可のない発言あり)

◎学校教育課長（早川良一君）

それでは、説明させていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

早川学校教育課長、答弁をお願いします。

◎学校教育課長（早川良一君）

タブレット端末利用を初めとした ICT 教育の推進に関する計画といたしましては、ICT 教育に特化したものではありませんが、令和 3 年度の、本田議員も書いてありますように、この粕屋町の教育行政の目標と主要施策への GIGA スクール関連の記載拡充を行うことを考えております。

授業での活用具合の目標として想定されますのは、まず小学校の低学年では、タブレット端末の初歩的な操作方法の習得や、タブレット端末のカメラ機能の利用、それとあと大型提示装置、電子黒板とかプロジェクターとかです。それを利用した写真や教材の共有することを考えております。そして中学年では、今度はキーボードでのタイピングの習得、あと、国語や社会、理科などはインターネットを利用した調べ学習、あと、大型提示装置を利用した児童の発表などを考えております。あと高学年では、タブレット端末等を用いた、プログラミング的思考の育成、タブレット端末のアプリケーション、グーグルとかそういうのを利用した共同学習などといった活用を進めていくことが考えられます。

次に中学校での目標ですが、小学校よりも発展的なプログラミングによる問題の解決、論理的な思考力を育成することを目指し、すべての子どもたちの可能性を引き出す新しい学びを実現することができるように取り組んでいきます。

そして校務支援システムですが、校務支援システムを使用することによって、ペーパーレス化。タブレット端末利用による教材の作成とか、資料の印刷等の負担の軽減や、タブレット端末や大型提示装置による情報伝達の効率化などが想定されます。

それによりまして、教員の校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間を増加させて、教育の質の向上や学校経営の改善や、教職員間の情報の伝達やコミュニケーションの促進につながり、校務の効率化、時間削減等は望めると思います。

以上でございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎ 11 番（本田芳枝君）

ありがとうございます。

実はこれに先立って、教育長のところに伺いました。それでお話をしたんですけど、だから今日は教育長に存分に思いを語っていただける時間になったらいいなあと思っていたので。ごめんなさい、学校教育課長がおっしゃって短くしてくださいとか言ったりしたんですけど。

いや、実は私はそう思うのは、去年の3月ぐらいに私この補正予算を反対してるんです。このインターネット関連の分なんですけど。それはなぜ反対したかといいますと、以前のことの同じ繰り返しになっちゃいけないと思って、結局、計画も何もない中で、その環境整備だけ、ものだけポンとこうある。あるいはそのインターネット LAN、あれを引くってということだけの内容のように聞こえて。それじゃ駄目でしょうみたいな気持ちで、ちょっと計画を是非作ってほしいと、それがまだないということで、反対の立場で討論したんですけど。

今回、実は教育長とお話をして、非常に驚きました。それは、教育長ご自身がとても楽しそうにお話しをなさるんです。私自分も、実はパソコンとかいろんなものを使いますが、もういつも先生に聞いて、なかなか苦労するんです。ところが子どもたちはとても早いんですけど、自分がそういうふうに苦労してるので、やっぱり私たちのような大人はなかなかなじめない。つまり学校の先生が、どの程度この能力を生かして、子どもたちに教えることができるかと、それがすごく心配だったんです。だから設備を整えるっていうことは、とても大事なことですけどもそれよりも、先生方はどのように子どもさんに接して、タブレットを利用して学習を進めていけるかっていうところの計画みたいなものがある程度ないと、宝の持ち腐れになるというふうに思っていたので、去年の今頃はそういう危機感がありましたから申し訳ないんですけど、そういう形で進みました。

ところが1年たって、それこそ教育長もおっしゃるように町長の並々ならぬ何ていうか、思いで、ほんとに予算も組んでいる。それから職員も派遣していただいて、本当に粕屋町の子どもたち、あるいは学校は、今恵まれている状況にあるなというふうに思っているんです。

私いろいろ勉強したら、どこいったかな、熊本市の教育委員会のほうがあるんですよ。それは去年のコロナの時期に、すごく全国的に有名になった。取り入れる段階とかそういう話をずっと書いてあるんですけど、それを見てすばらしいなあ。でもうちの町はまだまだやなあというふうに見ながら、去年の11月12月ぐらいまでは思っていました。ところが先生の、教育長のお話を聞くと、制限を設けない。だから、各子どもたちが先生とその場で、いろんなことをされてるみたいな。私が話

してもしょうがないんですけど。ただ、教育長にその辺、実はなぜそれを言うかという、私は保護者の方にどう思っておりますかって聞いたら、今、教育参観がないでしょ。だから、学校がどのようにしているか、できたらその発信の場として一般質問でそういう話を聞いてくださって言われたので、是非教育長に今の状況などをお話をさせていただきたいなど。あんまり時間がないんですけど。

いいでしょうかということで、ちょっと教育長のお考え、見解をお尋ねいたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

どうですか。西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

質問に答えるのが議会だと思うんですよ。

講演のような形、を今、何、何でも。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。質問が分からなかったらもうそれで結構ですけど。

本田議員に申し上げます。質問内容を明確に簡潔にしてください。回答できません。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

実はさっきもおっしゃったように、ICT環境は子どもたちが、鉛筆やノートと同じように、ツールとしてそれを使うということの大事さ。それがとても大事だということの本にも書いてあったし私もそう思うんです。

今、粕屋町でそれを実行されているような気がしているんですけど、私自身はまだそのことがよく分かりません。

それで教育長の思い、その辺のところをどういうふうに考えて実際にやっておられるのか。述べていただきたいと思います。これでいいですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

分かります。西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

まず、今回入れましたタブレット、これにつきましてはちょっと業者の商品名も絡んできますのでちょっとどうかと思うんですが、Windows っていうのはもう一般的な言葉になっておりますので、Windows の端末を入れたわけじゃなくて、Chrome っていう、グーグルの OS を使っております。

クラウドという考え方で、これは何かというと、パソコンと違まして、ある会社の文書とか表計算とかプレゼンのソフトとかというのは、インストールして使う

という考えではなくて、あるサーバーに全部それを置いて、皆さんがそれをネットを介してそこにアクセスをして使っていくと。それで何が起るかっていうと、自分の作品がそこに置けるんです、ファイルとして。そして、それをいつでも取り出してまた修正ができる。また、質問もクラスという単位で一つの部屋を作っておくと、人の意見もそこに入れてありますので、または教師がそこにデジタル地図帳のような何かを入れとくと、そこで地図帳を開くことができるという。そういった、これが例えば中学校でしたら、今度部活動のルームができる。例えばこれ、各行政区のそれぞれの子ども会のあれができるとか、そういったことができますので。それぞれのパソコンの中に、それぞれ自分のファイルを入れておくという話とは全く違う。

それから先生方が、あ那时的話で本田議員が心配されとったのは、若手と年配の先生方、いろいろ意識が違うんじゃないか。今更タブレットはちょっと苦手だっという先生がいらっしゃるんじゃないかということでしたけど。私もそれちょっと学校のほうに少し聞いてみましたら、こういう返事が返ってきました。今先生方は、ほぼ全員っちゅうかもうはつきり100%だろうと思いますけど、携帯電話を持ってあると思います。なので、携帯電話が常にその画面を指で動かしたりとか、ネットにつないだりとかってことでやってますので。それが結局タブレットという大きな形になったものだっていう。だから全く皆さんが今使ってるのと遜色はないんですよ。というところで、今学校で先生方が教育委員会が出向いてって、全部の先生方に使い方の基本を、各学校とも終わりました。次に、得意な先生方が集まって、こんな使い方がいいよと言って、みんなで本当に2時間か3時間かワーワー言いながら作って、最後はまた今度は会おうねっていうな形で帰ってあります。

それから ICT 支援を導入してますので、これは今度各学校に出向いて行って、こんなことをやりたいんだがって言われたら、いやこういうふうにやったらいいですよ。いや、このクラウド上にはこうってあるテキストを各アプリケーションに入れてますよ。いやここで表計算のソフト入れてますよ。ここはこういったものがある、プレゼンはここにあります。そういうところを全部教えてくれるんです。だからどんどん自分で、空き時間のたびにネットにつないで今やってもらってます。

昨年の暮れに全部タブレットとネットの工事がほとんど1月ぐらいに終わりましたので、今現在使ってます。それから小学校は今どどん今使ってるんです。4月からじゃないんです。今どういことが起こってるかという、小学校では、ログインの仕方、すなわち起動の仕方を6年生が1年生にも教えに行ったりとか、こういった活動が既にできております。それから、机をひっつけなくても隣同士でネッ

トでつないで、意見交換ができてる。だから密も避けられる状態があります。それから黒板書くの苦手な子は、黒板を写真撮って、後でノートに写すとかいうことも、空き時間を使ってやってるように聞いております。それから、調べ学習は当然、図書館とかPC教室に行かなくても教室の中で調べ学習ができてるから、パソコン室の取り合いが今あってない状態。それから、一番は職員会議がペーパーレスでもう今やれてると。職員用のルームを作ってるから、そこへ先生方がアクセスして、机の上でそこで意見交換をやってるということも聞いております。これらもすべて先生方が喜んでやってるということで聞いております。また、特別支援教育の子どもたちについてもそのタブレットを使うことで、録音機能もありますし、動画を撮る機能、後で見る聞く、英語も録音しとったボイスレコーダーのように使っって、後で聞く練習。そういったことができるので、かなり今までとは、授業スタイルが変わっております。

一番何が変わるかという、時間です。時間がものすごく短縮して、次の活動、次の活動。それから、修正するときに思い切って戻す、リセットがかけられる。これ紙だったら消したりとか次のページに行ったりとかってことになりますけど、思い切って画面に向かっていろんなことができるということ。そういった意味で4月から、またどういふふうな授業をやっていただくか、また職員の異動もありますので、もう一度4月は落ちついて、ログインからもう1回きちっと教えられないかなと思っておりますけど。子どもたちは早く使いたい、早く使いたいというふうにおそらく思ってくれてるんじゃないか、そういうように思っております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

今の状況の説明を聞いてとても頼もしく、そして嬉しく思っています。

去年申し訳なかったなと思いますが、私自身子どもたちが、せっかくこの与えられた粕屋町という場所で、友達同士で励んでいろんなことを学び合っってほしいなっってつくづく思っていましたので、将来が楽しみだなあと。

2018年のOECD加盟国による学力到達度調査で、日本の子どもは著しく読解力が低下したという結果が出ています。それを受けて政府が、本来は2023年までの5か年計画で進められる予定だったGIGAスクール構想、それがコロナの影響でもうこのチャンスに一気にやっってしまうということで進めた今の状況。私自身は中学校の学校図書室での調べ学習で、勉強する楽しさを自分が味わいました。今子どもたちが、今の教育長の話で、学ぶ楽しさ、友といる楽しさ、そういうものを、先生とい

うすばらしい大人の指導のもとにやっているっていうのが垣間見えてよかったなあ、粕屋町の子どもは幸せだなって今思っています。これがそこにとどまることなく、子どもたちがそれぞれの能力を発揮できる、そういう教育を今後多分して下さるだろうと思うので、よかったなと思います。

私も実は今日で4期目の一般質問が終わりました。どういうふうに質問しようかなあといろいろ考えたんですけど、こういうお答えをいただけるっていうのは本当に幸せです。それで、私自身も皆さんと共に、議会のみならずそれから町民の皆さんと粕屋町が町長がおっしゃるように、よりよい方向に、活性化ある、安心・安全のずーっと暮らしたくなるこの町を一緒に作っていったらいいなというふうに思っています。

今日は私の一般質問はこれで終わります。

以上です。

(11番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、休憩といたします。

再開を14時5分といたします。

(休憩 午後1時56分)

(再開 午後2時05分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは再開します。

議席番号5番、中野敏郎議員。

(5番 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議席番号5番、中野敏郎、一般質問、最後のとりとなりました。

予期してこの番号になったわけじゃなくて本当は8番を狙ってたんですが、その間、2人ぐらいに追い越されて。おかげで私もいつも1時間近くをやるんですが、本田議員と結構クロスして。ぱっと見せていただいた、これ30分だな。じゃあ、とりだからプラス5分っていうふうな形で思っております。西村教育長の先ほどの話とかも、前回聞いてありますので、その分で、いろんなどころではしよらしていただきたい。けどもしっかり聞くところは聞きたいなというふうなこと、思っております。

一番最初の問題からなんです。実はこれ、第1問です。令和3年度施政方針、すいません何か調子が悪くなりました、等についてということ。

昨年秋開催のまちづくりシンポジウム、そして第5次粕屋町総合計画後期基本計

画策定を受けての令和3年度施政方針についてということで。この施政の方針の中に、どのように過去のこの話し合いですかね、そんなことが含まれているかというふうなことを質問させていただきました。私たちこれ事前には見せていただけないので、どうなってるかというのは分かんない。だけど、これを質問したいがためにも、こういうふうなタイトルでさせていただきました。もちろん何か町長のほうも考えられてると思いますが、今までほかの議員のいろんなところでこの話も出てきておりましたので、特に中野バージョンとして何か考えられているところを強調されて、ちょっと回答、一番のほうをしていただきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

施政方針のお話の中で、皆さんに方針を述べたところにも重複しますが、私の公約とマスタープラン。後期基本計画等の接点というのはやっぱり今回非常に重要に考えて申し上げたつもりでございます。

細部にわたっては重複しますので、省略はいたしますけれども、やはり、先ほどの本田議員の中にも回答させていただきましたが、今やっぱり情報社会だろうと思います。その情報がお金にもなるし、人々の暮らしの豊かさにもなる。そしてまた幸福感の実現にもなるということで、その情報の収集と、それをどういうふうに具現化していくかというのが大きなテーマとして、私は、もう常々考えておるところでございます。

施政方針とは若干違いますけれども、実は、今日私初めて見ました。KBCテレビのdボタン、押してみたんです。そしたら、皆さんの町議会議員選挙の内容を、うちの協働のまちづくり課が、詳細にわたって情報を提供しておりました。そういったことで身近な問題を、行政のほうから住民の方々に差し上げる情報を伝達するっていうこと。これがまず第一ですが、今度はホームページ、町のホームページで、住民の方々のご意見をちょうだいすると。このキャッチボールも投げたり返していたりというようなことを行いながら、いいまちづくりをやっていききたいと。

その基本的な方針をちょっと今回述べさせていただきました。

ありがとうございました。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

情報社会、それからキャッチボール。なんか、私にとって使いやすい言葉だなあというふうなことを思って。褒めるところ、それからどうなるのかなあという2面

性っていうか、いろんな物事には2面性というのがございますが、よく見ていったらほんとその情報社会を褒めること、その全くの逆っていろんなことあるかと思えます。そういう面で褒める分と、それからちょっと考えていただきたいなというふうなことがあります。

一番目のはじめにというところで、もちろん持ってきてあると思いますが皆さん、アンプレシデンティッド。まあ難しい言葉、英語でうまく言いにくい言葉ですが、「前例のない」という言葉でこの言葉を紹介されております。そして、最後にまとめの言葉ですよ、最後を見られてください。4、終わりですね。ここに、ちょっとはしよりますが、こうした閉塞感2行目3行目です。「こうした閉塞感を打破するためには、前例や既成概念にとらわれず、迅速かつ柔軟な対応を行うことが大変重要であり、行政に対する信頼感の向上につながるものと確信します。」って書いてあるんです。素晴らしい言葉。もう1回読みますよ。前例やこういうふうな既成概念にとらわれないで迅速に、そして柔軟な対応をやったら、行政をすごく評価されるって書いてるんですよ。ですよ。

前例にとらわれない、そういうことっていうのが、この中のどれなのかっていうところを点でもいいし、面でもいいですし、そういうふうな形でお願いしたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

前例がないというのは、まず前例を申し上げますと、もうほとんどの自治体ですが、やはり国・県が示す行政施策に沿った形で自治体運営をしてあるというのが一番安心で、何ですかね、どんぐりの背比べっていう一つの悪い評価がありますけども、金太郎あめとかいうんでしょうかね。そういったことも悪評あるんですが、その前例というのが非常に安全であるけども、果たしてそれが住民の幸福感につながるかと、それぞれの住民のニーズに合ってるかというのは、若干私も疑問には思います。

ただ、実際、経営を任された私としてはやはり、経営状況の悪化を招いてはいけません。ですから、考える部分を若干そのセーブしながらも、できる限りのことを網羅していくということの一端として今回、不妊の治療関係、一般不妊治療辺りをこれは全く国の制度、県の制度でもございません。これを医師会と協力しながらやっっていこうということで、一步踏み出した。

その典型的な例だろうと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

確かに不妊治療のことは、これまでの議員の質問でもございました。

私これ読んだとき、実は昨日この質問全然考えてなかったんです。何回も読んでってもこの辺は腑に落ちないな、どうのこうのだなあと思って。じゃあ前例にどうのっていったら私今までも言ってきましたよね。例えば、今日、山脇議員のところ消防費の2千万とかいうふうな話も出ておりましたが、こんなのって、私から言えば前例にとらわれてる、すごい何かむなしなことだなというふうな考えを持って。もう、事前に言いましたよね、いろんなところで言いました。

そういうことであるとか、世の中でいろいろ起こってる最大の一つは、男女共同参画で、そんなことがあるんだったら、うちの町は前例を全く無視してクオータ制ぐらいしようやとか。そういうふうなことが出てもいいかな。ちょっと熱くなりました、すいません。と思ったりしたんですが、そういうふうなことが、やっぱ前例にとらわれないで、こうやっていく。もちろん不妊治療も世の中の大きな流れの中にあるんじゃないかなと思うんです。

是非、何かそういうふうな形で箱田色っていうものを、また最後にもう1回箱田町長にその辺りでの意見を問うところがございますので思うんですが、そういうところでのこのところの考えというものを、是非出していただきたいなと思います。

町長を褒めたい部分というのは、褒めたいって言ったら案外あれがあるかもしれませんが。前回私がここで質問したときに、結局貶すことですね。タウンミーティングをしたいんだけど、こういうご時世ですって言われましたよね、ね。次年度ぐらい、もっとできたら、やろうとかいうふうなことをおっしゃってました。やればいいじゃないですか。ITとかICTとかDXとか言ってるんだから、それ計画してやれなくてもいいけどやろうとする。そんな意欲を見たいんですが、その辺りどうでしょうか。タウンミーティングなんか、いろんな形でやれるでしょう。

難しい部分あるかもしれんけど、やろうとしなければやらないんですよ。議員も何もやらんでいいんですよ。もうそういうふうなことに関して、なんも持ってないから。だけん、議員にもけしかけてくださいって言いたいんですよ。

その辺どうですか。タウンミーティング。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

これは、オンラインでの会議、あるいはそのミーティングのことを指してあると思うんですけど。

私も今回、1回経験しました。福岡魁誠高校の高校生たちと、若干のミーティングをしたんですが、非常にいいですね。こうやって対面で会ってお話をするっていうのが従来からある既成概念だと思うんですけども、その既成概念にとらわれずに、画面上でのやりとりも非常にスムーズにできる。お互いがリテラシーといいますか、このICTを使ったルールを遵守すれば言いたい放題、両方双方が言っても全くこれはもう、そりゃ対対で会うよりも非常に悪い結果になりますけども。ある程度そのリテラシーを持ってルールを持ってリモートの会議等をやれば、非常にスムーズにいくし中身が濃いものが出るというふうに、私も今回初めて使って思いました。

今、中野議員がおっしゃるようにタウンミーティング、これ出前講座とかいろいろ言い方がありますが、そういったことを今年度は取り組んでいきたいと。

是非、そういったことに取り組んでいきたいと思っております。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

すいません。これになかったから、そういうところでかなと思いましたが、そういうふうな形で、ウェブ会議であるとかテレワーク、いろんなそういう言葉がクロスしております。

是非なんか、そうやって議会のほうにもというか、もう一つそれは教育長のほうにも、お願いしたいというふうなことを言いました。先ほどのちょっとこっちにも振りますが、本田議員の質問。ほとんど私が前回した部分と重なるような部分があって、今度求めている回答もほとんど一緒になるんですよ。

おなじ、町長と同じような質問するんですが、この間、経営発表会やりませんでしたよね。やりませんでしたよね。これもできるんじゃないか。今の答弁と同じような形で、とは思いますが。

教育長、どう思います。先陣を切って、トップの校長がそういうことをやったらとか、そういう思いはなかったか。その辺ちょっと聞かしてください。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

2月の末に例年でしたら計画しております、学校長による学校経営報告会。

これにつきましては、ちょっとコロナの関係で遠慮いただくと同時に、年度末の業務に、とにかくコロナの1年間、いろいろ頑張っていたという事で、最後まで学校に専念してくれという思いで、これは中止をいたしました。ただ、資料については作っていただいております。学校教育課としては一応預かっております

ので、それを何らかの形で、町長さんたち、または議員さん方までどこまで集めて説明できるか分かりませんが、場合によってはちょっと紙上という形で、お配りをどうかなということは考えております。

従って今、全部報告会の資料としては、一応報告義務を、ちょっと私、少し課せてる部分があったので出させてはいただいています。

だから手元にあります、してないだけの話です。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

回答とは違ったかと思いますが。

やろうと思えばやれるんじゃないか、是非やってもらいたかったという思いを私は伝えたかったということです。だけど、どうにかして苦勞して今、小学校や先生たちがいろいろ楽しみながらやっている。原点が何か楽しむちゅう、校長先生たちの活動を見ててあーすごいな、だんだんだんだんうまくなってきたな。そんな中で、今、子どもたちに指導する立場の人たちがどんどん勉強してきてるんだから、トップになる人ももっともっと何かいいものを出してくれるかな。ただコロナっていう形の中でできてないんだけど。それもう一步、踏み込んでもらいたかったなというふうなことを思っております。

質問の順番が全く別々になっておりますが、もうほとんどさっき回答いただいたんですよね。ですよね、なもんでからそういうところなんです、前回私お願いしてたんですよね。で、また今回ももちろんお願いしようと思って。先ほど教育長が、本田議員の要請でいろんなことを説明されましたが、僕はなかなかそれがイメージできなかったんですよ。どういう授業風景かなあと。どんな姿なんかな、ですよね。それは説明が下手とかうまいとかそういうことじゃなくてっていうか、やっぱり離れ過ぎてるからっていうか、そういうものを見ていないからですね。

是非、できるようになりましたら、公開授業なりいろんな形でオープンで、議員もその頃にはなんか、タブレット持ってるかもしれないし、分かりませんが。そういうふうなことを含めて何かできるようなことはあるかもしれないので、議員も頑張らなきゃいけないんだけど、議員としておるかどうかも分かりませんが、そういうふうなところを是非何かやってもらいたいと思っております。

もう一度何かその辺どうですか、教育長。

◎議長（鞭馬直澄君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私に来てくださいとか、来るなとかという話ではございませんので、どうぞ要望がありましたらおっしゃってください。

ただ昨年も夏にある議員のほうからちょっと、学校の様子見せてくれんかということだったんですけど、ちょうど盆前で増えていましたのでちょっとご遠慮くださいということはお願ひしております。どうぞそういった点は、声かけていただいてよろしいかと思いますが、ただ、年度内はちょっとご遠慮いただきたい。

よろしくお願ひします。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

そういうふうにおっしゃっていただきましたので、議員団を組めたら、年度内、また悩みますが、そういうふうなところで是非見せていただきたいなというふうなところは思いたいと思います。

大きな一問のほうっていうのはほんと、先ほど言いましたように本田議員と重なっている部分での回答とか、ほかの議員で回答とかありましたので、私は30分で終わらせるということにしておりますので、15分、残りは次のほうに入らせていただきたいと思います。

第2問ですが、4年前のこの会、この場所でも同じような発言をしております。何の話かといったらさっきこれも本田議員の話で、本田議員の側溝バージョンが側溝が歩道に変わったという、そういうバージョンでしょうか。あるいは危険か所というふうな、もう全く同じようなことで、回答も大部分いただいたなあというふうなことを思ってるんです。

このことに関して、私は、どうやったらこれが、実現できるかということと悩んでおりました。私もバイク持ってカブ号持って、あるいはスクーター持って、町内も渡っていく。そしたら、大体今までいろんな会で聞いていったときに、新しく団地ができるとか開発ができるとか、そういうところになると、きれいな歩道ができる、整備される。側溝ももちろんそういうふうなことで思っておりました。残念なことにぐるっと回っていったときに、酒殿の開発事業の中で、一番、開発事業の中の西側の地域、道路に面してるところの歩道が、ちょっと言えば、案浦議員の関係するところのほんの横ぐらの道路です。歩道がすごい広いところと、それからある部分はもう60cmぐらいかなっていう狭くなっているところがあるんです。何でこういうふうな開発が行われてここだけがこうなってしまうのだろうか。それに対して西側の北側のほうは、すごい歩道が広がっているんです。これは後々道路に

なるとか、そういうふうなことで仮設のほうとなってるんだけど、そういうふうな形で、せっかく新しいものができるときにいい歩道ができるはずなのに、やっぱりこれどうやって対策していったらいいんだろうなというふうなことを考えていたんです。

今度町長に振らせていただきます。私は毎朝7時25分に大川小学校に行って、これやりまして、交通見守りをやりまして、8時10分とか15分ぐらい、あるいは20分ぐらい家に帰ってくるんです。それから、議会がある日はこっちに来るし、そうじゃなかったらトラックに荷物を載せて、この11月12月1月2月とずっと大野城のほうに行って。うちの家を出て、原町の交差点を越えて、線路の下をくぐる。あの辺もうアパートができてここは信号4回も待ってる間いつも考えるんですよ、出るのが大変だなあ。いつも思うんですよ。くぐってから志賀神社があります。志賀神社があって、それを左に曲がっていきますと、志賀神社の一番最後のところ辺が、造成工事が行われていましたですね。ずーっと造成工事があって何ができるんだろうな、できるんだろうな、ずっと見ていたら、結局2か月3か月たってそこに宅地が何軒ですか、4軒か5軒ぐらいの宅地が造成されましたね。

私が見たいものの一つは何かと。こうやって造成されているところで、その横まで歩道がある。そこ辺がない。ここは歩道ができるかな、というふうなことをちょっと、期待していたんですが。これは、まあ話を進めていきましょう。そういうふうなことを思いながら毎日そこを通過して、ずーっとその動きを見よったんです。あるときは帰りながら。そしたらタイミングよくか悪くか、中学生がいっぱい帰っている。左側も通ってる、右側も。大体、僕の方向でいう帰りのほうですから、右側を大体歩道があるんですが一部分ない。で、左側はあんまりない。セブンイレブンです、その辺からこうして、だけど子どもたちはどっちも通るんですよ。その途中に、固有名詞で言わせてもらいますが、町長のご自宅から出るところの角です。あそこでちょっとひやり、どきっとするようなことが1回あった。もう前々もあったというか。ここは危ないもんなあということを毎日思いながら、建設の委員長として、思いなんかなあと思いながら。で、よくこの辺を観察していくと、町長のご自宅の西側に、今駐車場がいっぱいになってますもんね。この分の出入りも出るんだよなあ。じゃあどうかなあ、この辺って。

何か直接自分にかかわりがあり過ぎるとなかなか言いにくいんですけど、町長、発言できると思うんですが。あの辺りの危険性というのは感じておられますよね。

思い、ほかでも結構なんですけど、あそこから出るところのバス通りに出るところの危険性ちゅうか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。分かります。大丈夫ですか。

◎町長（箱田 彰君）

あれは、もちろん町道でございます。

西鉄バスの通行経路でございますが、扇橋、北は扇橋のほうから入って酒殿のほうまで通じる道路で、確かに特に扇橋から入って熊崎組合を經由して、仲原小学校のほうに通じる間が歩道がない部分が非常に多ございます。開発等があれば、どんどんその歩道の設置も促しながら、行って、何とか片側の歩道の確保とかはできつつありますが、一番その問題点といいますか、非常にその危険な地域が、今言いました北の扇橋から、中野議員が今言われましたセブンイレブンの近所のところです。

その辺については、部分的な歩道しかできてません。今後、いろいろその協議はしていく必要がありますが、何せその家が建ち込んでて困難な部分があるというのはご理解願いたいと思います。

ただ、ところどころ開発等があれば、積極的にお話をさしていただいて、歩道をわけていただくというようなこともしていきながら、数年、長年かかるとは思いますけども、その解消には努めていきたいと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

町長の言葉をとらえてあれなんです、開発がありながらと言われて、開発があったわけです。だけど、なかなかできない。

私も、町長のこんな身近な場所でこういうふうなことがなかなかできない。私も戸原をそうやってから見守りやって、今日も帰ってくるときに、さっきの本田議員の話じゃないですけど歩いているときに、歩道のない。だから側溝の上を歩いて行く。長靴で歩いて行く。そしたらその穴にぽこっと入る。小学生何十人も、何百人とは言いません、何十人もそこを通る。危険だよな、今日は傘さしてたとか、風も強いしとか、そういうふうなことを思う。そんな危険性から、前々から言いますように、公民館前に保護者の方が毎日2人立ってあります。それから、あそこから来る踏切には3人です、どうしても3人いるんですね。3人の親御さんが立ってあります。毎日ずっと何か漏れることもなく。私もずっと、そういうふうな姿を遠くから見ながら、公民館の前は私の立ち位置から見えるんです。これって私もいつまでもここにずっとおらなきゃいけないな。ここの道がもっときれいになるように、あるいは安全になるようになっていうか。じゃあこういうふうな道、今日、何も立場ないですけど、建設常任委員長のいつも見るところでも、こんなふうなところで開発も行われて歩道もできんかった、あーできんかった。町長のところでも、こんなこ

とをどうやって開発していったらいいかと。先ほど何か順位制とかどうのこうのありましたが、何かこんなところに、開発をするうまく歩道ができるようなやり方はないんだろうかって。

そういうお知恵をいただきたいというか。私もずっとあそこにおいて、そしたら、今日課長いないけど課長は、いやもうここバイパスを造ってどうのとか、そんな話にもなってくる。これはまたそこが置き去りかなあと。正月にたまたま歩いたら、あその危険区域のブロックがバーンとぶつかって逃げて行って危ないじゃないかと。もうブロックが壊れるぐらい、そういうふうな場所なんですよ。どこもこう幾つもあると思うんですね。だからこそ、さっきの話に戻りますが、何の解決方法が一番いいか分かりませんが、タウンミーティングなんかやったら、絶対その地域の危険か所とか伝えられますよね。

みんなで、そうだそうだとか、そういうふうなことも一つあるんじゃないかなと思うんです。まだほかにもアイデアあるんじゃないかなと思います。

担当の部長のほうどうですか、その辺でアイデアがないか。ない。

◎議長（鞭馬直澄君）

山本都市政策部長。

◎都市政策部長（山本 浩君）

歩道を現行の道路に新たに設けるといえるときに、一番問題になってくるのは、やはり用地の確保だと思っております。

それにはやはり個人の方の財産を分けていただかないけないというようなことが発生しますので、やはりそういったその点をどうやってクリアするかっていうのが一番の問題だと思います。先ほどから中野議員さんが言われております、伊賀のところ。私も昔、建設課の一職員として、あその部分の交差点の改良とか、実際携わったこともございますが。やはり最終的なところで、地権者の方等の話が折り合わないというようなことで、私が知る限りはあそこだけでも4回ぐらいは計画を、県道になりますので県と打合せしながら進めて、最終的に実らなかったということが何度も起きてきた状況がございます。

そういった点では、やはり地元の沿線の地権者の方々の同意、そういったものをまず取りまとめるということが、これの、こういった事業を進める上では必要かと思っております。あと何が大事かという、やはり、どういった企画までが必要なのかということはある程度はっきりと明示をして、その確保に臨むというような、時間はかかりますが、そういった位置づけ。そういった道路の位置づけをしている最たるものが、都市計画道路だろうと私のほうは思っております。そういった意味合いのものの町道版みたいなことで設定をすると、そういったことを取組むことで

整備が進むというようなことが可能性が出てくる一つの案じゃないかなと思います。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

地元でずっとあそこにおりますと、議員になった頃から先輩議員とあわせて、音頭をとられてから作ろうぜ、図面を作るとか、そういうふうなことありましたが。

なかなか地権の問題とかもありましたが、今は随分そういうところでは解決してきてるんじゃないかな。ただ、いろんな方からおっしゃる。あそこが県道だから、ある議員、議員じゃないですね、町民の方、ここ県道から町にもらったらとか。そういうふうな意見とかどういうあれか分かりませんが、そういう話もあったりとか。あるいは県議とかも、何か直接に話が来てそこ見に行きましたやら言うてね、県会議員の方も見に来られて。確かに交通の要衝の、また危険か所であるというか、毎回言いますように踏切でもいろんな交錯あるというような形で大変な場所ですので是非ともっていうか、私の大きな課題でっていうか、ずっと残ってる課題だとは思ってるんです。いつまでも、保護者の方々のっていうか、そういうふうなのに、おんぶしてっていうか。そういうこともおかしな話かな。もっと何か手はずができないかなというふうな思いを持ってね、この質問をさせていただきました。

30分経ちまして、あと5分いただきますというふうなことを言いました。

最後の、何か僕も何ていうか、尻切れトンボみたいな話になってるんですが、これが議員としての最後の質問になるかもしれないしっていう、分かりませんので。いつも私は、毎回風呂敷を持ってきました。これを広げたことは、広げるとすぐ反応される方がありますので、大風呂敷っていうふうな言い方されるんですが。そういうことは決して言ってませんが、これを是非、最後には何か紹介したいなというふうなことを思ったんですよね、ちょっと。

だけどこれ町長に質問したいんです。これ、何て書いてあるか分かりますかね。分かるよね。ありがとうございます。町長、分かってもらわんといかん。吾、唯、足るを知る、京都にある龍安寺の石庭の裏側と言ったら失礼ですが、そこに水戸光国が贈った寄進したと言われているつくばいですね。手を洗うというか、その形なんです。私、大学、短大に十何年行ってましたが、毎回授業のどれかでこれを持って行って話をしたんですよ。吾唯足るを知るという、こういう格言。これを私は学生に伝えようと思ったわけではありません、じゃないんですよ。人生の中で、一つ、こんなアイデアの商品、もの、作れたらいいな。自分の一生の中でこんな、アイデアじゃないですか。真ん中の口を利用して、すべての言葉を漢字を入れて、吾唯足るを知る。一生の中に一つ、今1億人の人がいらっしゃったらそれぞれがこんなア

アイデアで面白いものを作れば、もっと楽しくなるなど。そういうふうな世界で教えておりました。

町長、町長となられてっていうか、そういうふうな思いついていうか、町長になったのが目標じゃないですよ。何か楽しいこととか、あるいは何かこんなアイデアがあったらいいとか、こんなものができたらいいとか。

そういうものが、こんな紙の外側にある大きな夢というものがありましたら、一言でもいいです。大きな注文しましたけど、どうですか。

◎議長（鞭馬直澄君）

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

私は長年行政経験は、積ませていただきました。

その中で、この粕屋町の位置的關係、あるいはその地理的關係と交通の關係。そして、經濟の交流の關係等、総合的に考えたらやはり、阿恵官衙遺跡じゃないですけどやっぱり中心的位置だろうと思います。そういうふうな、先人からの歴史をひも解いていくと、この粕屋が、やはりこの糟屋地域で目標とされるような町になってほしいということで、今回、今回といいますか、3年ほど前に町長選挙に立候補させていただきましたが。

今も我々の町長会あたりでも、粕屋どんなことするのっていうなことも質問をされます。そういったときに、やはり先駆者としてリードできるような立場で、常にあり続けたいと思っております。様々な事務事業、施策の中で、やはり、誰も手がけてないようなこととか、あるいはその真に住民の方々が幸福感を味わえるような、本当に住民の方々が満足できるような施策を、常に考えていきたいと思っております。

吾足るを知るじゃないですが、そこに満足することなく今後とも、前向きな発展的な考え方で、町政を進めさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

◎議長（鞭馬直澄君）

中野議員。

◎5番（中野敏郎君）

町長の回答に対してっていうか。あーそういえば私一つ忘れていました。町長いろんところで発言をするっちゃうか、返すとか、そういうことをフェイスブックとかで、こないだありましたよね。社会福祉センターで、ずーっと注射するんだったら、ほかあそこ使ってるのに対して利用者が困る。そしたらちゃんとそういうふうなことを返してありました。そういうふうなことが、そういうふうなものの一歩かなあと思うんですよ。

ただ単についていうか糟屋の中心だからとかじゃなくて、やっぱり町長は町長のスタートっていうのは、飛び出せ公務員っていうか、そういうふうな何回も言われてた。そういうふうなことを是非やっていただいて、みんなの声を集めていただいて、タウンミーティングもやっていただいて、そういう形で声集めて、みんなの思いを何か遂げていただきたいなというふうなことを思って、終わりたいと思いますが。

実はもう一つこれあるんですが、これは何も話しません。すいませんこれ、私が持ってる一番高い本です。450ユーロしました。フランスで買ってきました。これは、またここの席で語れることを夢見てとっておきます。

すいません、この本も紹介しませんでした。終わります。

ありがとうございました。

(5番 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これにて、2日間に渡りました「一般質問」を終結いたします。

ここで、5分ほど休憩をいたします。

再開を14時45分といたします。

(休憩 午後2時40分)

(再開 午後2時45分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

本日、町長から議案第29号から議案第31号まで、追加議案が3件提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2、「議案等の上程」として議題にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって日程を追加し、追加日程第2、「議案等の上程」として、議題とすることに決定をいたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第2、「議案等の上程」を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日、町から追加で提出されました議案は3件であります。

提案理由の説明を求めます。

箱田町長。

(町長 箱田 彰君 登壇)

◎町長（箱田 彰君）

長時間に渡ります、一般質問ありがとうございました。

お疲れさまでございました。

それでは、追加で提案させていただきます。議案3件について、これから提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第29号は、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

このたび、追加で提案させていただく令和2年度の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金の上限額が増額されたことに合わせまして、ワクチン接種事業費を見直したことによるものでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金、第三次交付限度額の補助裏算定分が通知されたことによる、歳入予算の計上を行っております。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ9,335万4千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を224億8,234万3千円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を9,335万4千円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を5,719万7千円増額するものでございます。なお、ワクチン接種に係る補助金及び地方創生臨時交付金の歳入計上に伴い、これまでの財政調整基金の取崩し分を組替えるため、財政調整基金積立金を3,615万7千円計上いたしております。

次に、議案第30号は「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

議案第29号で提案させていただいた、令和2年度一般会計補正予算に続き、追加で提案させていただく令和3年度の補正予算は、令和3年4月11日に執行予定の福岡県知事選挙の経費を計上するものでございます。また、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金の上限額が増額されたことによる歳入予算の計上を行っております。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2,388万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を164億4,988万3千円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を888万3千円、県支出金を1,500万円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、県知事選挙執行事務費を、1,657万1千円増額するものでございます。なお、ワクチン接種に係る補助金の歳入計上に伴い、財政調整基金の取崩し分を組替えるため、財政調整基金積立金を731万2千円計上いたしております。

最後に、議案第31号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

本議案は、粕屋中央小学校第1期大規模改造工事を実施するもので、小学校校舎が平成3年に建築され、平成16年及び平成24年に増築されております。そのうち、平成3年及び平成16年に建築された建物について、老朽化が進んでいるため、改修工事を行うものでございます。

令和3年度から4年間かけて改修を計画しており、今回はその第1期目となります。粕屋中央小学校においては、老朽化により雨漏りが発生している箇所があるため、梅雨時期の対策として、令和3年度に入りまして、早期に着工する必要があることから、3月議会に上程を行うものでございます。この工事を実施するに当たり、令和3年2月26日に共同企業体8社による指名競争入札を行いましたところ、粕屋殖産株式会社・吉松建設株式会社 特定建設工事共同企業体、代表者、粕屋殖産株式会社、代表取締役、篠原隆盛が、工事請負金額4億1,239万円で落札いたしましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和3年10月31日となります。財源といたしましては、地方債を活用して実施いたします。

以上で、追加する議案の提案理由の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(町長 箱田 彰君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

追加日程第3、「議案等に対する質疑」に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

追加日程第4、「議案等の委員会付託」についてお諮りいたします。

本日、追加で上程されました議案第31号は、付託表のとおり、所管であります総務常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。また、追加議案第29号及び30号の補正予算関連は、開会日に既に設置されております、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日追加で上程されました議案3件は、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午後2時52分)

令和3年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

令和3年3月18日（木）

令和3年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

令和3年3月18日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決
- 第5. 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査

2. 出席議員（16名）

1番 末 若 憲 治	9番 福 永 善 之
2番 井 上 正 宏	10番 久 我 純 治
3番 案 浦 兼 敏	11番 本 田 芳 枝
4番 安 藤 和 寿	12番 八 尋 源 治
5番 中 野 敏 郎	13番 木 村 優 子
6番 太 田 健 策	14番 山 脇 秀 隆
7番 川 口 晃	15番 小 池 弘 基
8番 田 川 正 治	16番 鞭 馬 直 澄

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古 賀 博 文 ミキシング 山 田 成 悟

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	箱 田 彰	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	山 野 勝 寛
都市政策部長	山 本 浩	住 民 福 祉 部 長	中 小 原 浩 臣
総 務 課 長	堺 哲 弘	経 営 政 策 課 長	今 泉 真 次
税 務 課 長	吉 村 健 二	収 納 課 長	臼 井 賢 太 郎

協働のまちづくり課長	豊 福 健 司	学校教育課長	早 川 良 一
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター所長	中 原 一 雄
都市計画課長	田 代 久 嗣	地域振興課長	八 尋 哲 男
道路環境整備課係長	世 利 幸 範	上下水道課長	松 本 義 隆
総合窓口課長	渋 田 香 奈 子	子ども未来課長	神 近 秀 敏
介護福祉課長	石 川 弘 一	健康づくり課長	古 賀 み づ ほ
会 計 課 長	藤 川 真 美		

(開議 午前9時30分)

◎議長（鞭馬直澄君）

皆さま、改めまして、おはようございます。

先日、3月14日、サンレイクかすやで開催されました催しの来場者の中から、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認をされ、濃厚接触者のPCR検査が実施されましたことに関係いたしまして、感染症拡大防止のため、町立小学校の卒業式が23日に延期をされております。6年生の皆さんが無事に卒業を迎えられるように、町民の皆さまのご協力を切にお願いする次第でございます。

また、本日は、今任期中、最後の定例会ということでございまして、こういう状況の中ではございますが、町執行部の部課長さんはじめ、全員の方の出席をいただいております。

本日、町執行部の安松道路環境整備課長から、病気療養のため欠席届が提出されております。代わりまして、世利係長が出席されておりますことを申し添えておきます。

ただ今の出席議員数は、16名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、本日の会議を開きます。

◎議長（鞭馬直澄君）

議題に入ります前に、去る3月1日の一般質問におきまして、福永議員が、「役場内のハラスメントについて」と題して質問されましたが、不適当な発言があったとして、お手元に配付のとおり、福永議員本人より発言の一部を取り消したいとする発言取消申出書が提出されております。

また、3月2日の一般質問におきまして、久我議員が「街路樹や公園等の木に背番号を」と題して質問されましたが、不適当な発言があったとして、お手元に配付のとおり、久我議員本人より発言の一部を取り消したいとする発言取消申出書が提出されております。

初めに、福永議員の発言取り消しの申し出について、お諮りいたします。

粕屋町議会会議規則第64条の規定により、申し出のとおり、取り消しを許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

異議なしと認めます。

よって、福永議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、久我議員の発言取り消しの申し出について、お諮りをいたします。

粕屋町議会会議規則第64条の規定により、申し出のとおり、取り消しを許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。

よって、久我議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

なお、お二人の議員からの発言取消申出書の写しにつきましては、回収させていただきますので、議席の上にそのまま分かるように置かれておいてください。休憩中に回収いたします。

早速ですけれども、こういう状況ですので、30分ないし40分を目処に、休憩をとらせていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、議案第4号「粕屋町ふるさとづくり基金条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「粕屋町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」、以上、4件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案第4号から7号まで、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、一括して報告させていただきます。

議案第4号は、「粕屋町ふるさとづくり基金条例の一部を改正する条例について」でございます。

本町へのふるさと納税による寄附金の増加に伴い、返礼品などの経費についても多額の一般財源が必要となっていることから、基金として積み立てる額を見直し、所要の規定の整備を行うものです。

付託を受けました総務常任委員会での審査において、慎重に審査した結果、全員賛成、原案どおり可決すべきと決しましたことをご報告いたします。

続いて、議案第5号は、「粕屋町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について」でございます。

今回の改正は、すべての人が協力し合い、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することにより、女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築するため、第20条に規定されております相談窓口を、男女共同参画苦情処理制度として、新たに創設するものです。

当委員会の審査において、審査会の設置要綱、想定される苦情の相談件数、今回の改定における周知方法などについて質疑がありましたが、当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続いて、議案第6号は、「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

平成28年2月から設置していましたが、「粕屋町学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会」について、本委員会から、所期の目的は達成し、本委員会を廃止する意見が付されましたので、令和3年3月31日をもって廃止することに伴い、本条例を改正するものです。

主な内容として、令和2年11月5日、本委員会から最終報告を提出し、有害物等の調査に始まり、その対策に関する基本方針の検討にあたり、理工学的事項について専門的な立場として、町に対して意見を反映させ、対策等を講じさせました。現在行っているモニタリング調査においても、町は令和5年3月まで実施する予定と今後の方針についても継続的、弾力的に対応するとして、委員会の所期の目的は達成されたとの説明があり、慎重に審査いたしました結果、賛成多数にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第7号は、「粕屋町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」でございます。

地方自治法の一部改正により、町長等の損害賠償責任について、条例で定めることができることとされたことに伴い、必要な事項を整備するため、本条例を定めるものです。委員会での審査では、給与年額の免除の計算方法は、最終の判断は司法になるが、同じ職員の中で不満・不公平が生じないように、要項を作成してほしいなどの意見が出されました。

当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第5号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案第5号「粕屋町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例について」、賛成の立場で討論します。

今回の改定の内容は、男女共同参画推進条例の第20条に規定する相談窓口を、男女共同参画苦情処理制度として新たに創設されたものになっています。私の賛成の理由は、条例の実効性が担保できるものとなっている点を評価するものでございます。平成27年度にできた粕屋町男女共同参画推進条例には、当初、相談窓口を設置するものとする、についての具体的な取組みが弱く継続審査となり、次の議会で、

相談窓口の設置と報告書を毎年公表の2点を加えた修正案を、全員賛成で可決した経緯がございます。今回の改定は、その相談窓口の機能を強化するもので、苦情処理制度が加えられました。ただの相談では終わるのではなく、必要とあれば、第三者の有識者で構成される苦情処理委員に、苦情や救済を申し出ることができます。苦情処理委員は、調査し、町や事業主に対して意見表明や要請、勧告ができ、その内容を公表できるという制度になっております。

条文でいい内容をうたっても、それを裏づける施策がなければ絵に描いた餅にすぎません。人権侵害を受けた町民は、誰でも苦情救済の申し出ができ、調査内容を公表できる仕組みは、人権侵害を受けている人にとって画期的なものになるでしょう。

以上の点において、賛成討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第6号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第7号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第8号「粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第8号は、「粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

地方自治法の改正に伴い、本条例の引用条項にずれが生じたため、所要の規定の

整備が行われたものです。具体的には、第243条の2が第243条の2の2と繰り下がったためでございます。

付託を受けました建設常任委員会で審査いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決したことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第8号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第9号「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「粕屋町県国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」、以上、3件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 登壇)

◎10番（久我純治君）

議案第9号は、「粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」でございませう。議案の付託を受けました、厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

国保の財政運営の責任主体である県から示された、令和3年度の国民健康保険事業費納付金、及び標準保険料率を基に、国民健康保険被保険者に係る所得割率、均等割額及び平等割額の改正を行うものでございませう。この条例は、令和3年4月1日から施行され、この条例による改正後の粕屋町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。

県の本算定との差で年々の負担が大きいこと、一般会計からの繰入れの質問がありました。

付託を受けました厚生常任委員会におきまして慎重に審査しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第10号は、「粕屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」でございませう。付託を受けました厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている条項が改められていることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございませう。改正後は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）をいう。以下、同じに改める。この条例は、公布の日から施行する。

付託を受けました厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

議案第11号は、「粕屋町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございませう。付託を受けました厚生常任委員会での審査の経過と結果について、ご報告いたします。

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から令和2年度までを計画期間である令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるため、本条例を改正するものでございませう。この条例は令和3年4月1日から施行。経過措置として、改正後の粕屋町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

付託を受けました厚生常任委員会で慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(厚生常任委員会委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、一括番号順に行います。

質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第9号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

議案第9号、国民健康保険税の引上げに反対の討論を行います。

今年度の引上げについては、先ほど、厚生委員長からの報告あったように、福岡県からの示された標準保険料率。福岡県の健康保険連合が毎年示す、市町村に対する標準保険料率、これに合わせて保険税を引き上げるのか。それともう一つは、昨年度据置いた、粕屋町が保険料を据置いたということに生じた赤字を解消する前の保険税を上げるのか。このことが問われたというふうに思います。

これは昨年は消費税が上がり、そして県からの標準保険料率がこのまま上がっていくということになったら負担がどういうふうになっていくのかという意見も、国保運営委員会の中でも出ました。その結果、据置きをしようということになったんです。私も、そういう点で賛成をいたします。しかし、今回の値上げは、赤字を解消するか、または県からの標準保険料率に合わせて値上げするか。いずれにしても、もう据置きがない。引き上げることを前提にしたものであったというふうに思います。そういう立場から、私は反対をしたわけです。

なぜかということについて、昨年の据置きよりも、今年はおさら、コロナウイルス感染症の関係で、保険税の納入については、経済的負担が強いという状況になってきている。それは、失業や廃業、所得が減少したという状況にあることが、当然であります。そのために、全国的にも据置きを多くするという自治体もあり、この糟屋地区でも1市7町で引上げずに据置きをするということを提案して、いうことです。そういう点から見ても、粕屋町がこの保険税を据置くことは2年続くけど、当然行うべきであるということでもあります。

もともと国民健康保険税が、国が50%国庫負担出してたんです。それが24.7%まで引下げられる。ですから、この問題が一番の、国が社会保障費削減するこのことが、国保運営に影響してるというのは当然の問題として、解決せないかん問題としてあります。しかし、そうであっても、町としては一般財政を繰入れをして、今までも、私も議員になってから、2億、3億繰入れて、一般財政の赤字を解消するということが国保運営をしてきたということは、それぞれの町の提案としても今までもありました。ですから、そういう点で言えば、今この時期にこの昨年度に生まれた赤字を、計画的に解消していくことも含めて一般会計からの繰入れを行ってでも、国保加入者に対する負担は、抑えるべきだということでもあります。

そういう点で、このコロナウイルスの感染症の被害のもとで町として据置きをすることについて、私は国保運営委員会の中でも厚生常任委員会の中でも意見を述べてきました。それはもうどういう内容なのか。これは所得割と均等割と、それと世帯割、こういう制度になってるんです。久山は所得割と世帯割、ということなんです。ですから、本来、累進課税で、この税金が所得割にしていく。ほかの健康保険にはない、いわゆる均等割。こういうものをなくして、ほかの社会保険と同じようにすべき協会けんぽじゃないっていう立場で。

そういう点では、町としても、こういう方向も含めて今後考えていくことが求められると思います。ただ、残念なのは、来年からはこの一般会計の繰入れを、国は認めない。削減廃止せろという方向を打ち出すということなども言われてます。ですから、今から更にそういう負担が国の制度によって押しつけられることになりまので、町としてはこの国民健康保険税を、ただ国が示す、その運営の方向だけでなく、独自の地方自治の立場に立って、この運営を深く検討して方向性を示していくべきであるということもつけ加えまして、反対討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

山脇議員。

◎14番（山脇秀隆君）

原案に対して賛成します。

今回の値上げに関しましては、非常に大きな値上げ幅となっております。これは毎年、保険料が赤字になってるというのが原因であります。その原因が、平成元年度に据置いたってというのが、一番の大きな大きな原因につながったというふうに考えております。これはやっぱり政治の判断のミスであり、ここで負担金を多くしてしまったという原因を作ったのは、政治であります。なので、今回、早くこれを改善しなければ、また更なる値上げにつながっていくというふうに思います。

先ほど、税率に関してですが、平成元年度には、志免町・久山町・篠栗町はすべて値上げをしております。私たちは、それを据置いたわけです。

◎議長（鞭馬直澄君）

山脇議員。平成元年とおっしゃった。

◎14番（山脇秀隆君）

すみません、令和元年です。据置いたわけです。それが今回、ほかの町は据置けられたんです。ところがうちの場合は、早めに据置いたために、値上げせざるを得ない現状があって、これがもう毎年2億円ずつ、今度2億円に今回重なって赤字になって、更にまた来年度には、このまま据置いた場合は3億円になる想定なんです。これをまた取り返すのに、また更なる値上げをしていかなきゃいけない。これは、やっぱり早めに手を打っていかなきゃいけない。

今回の値上げに関しては、もう賛成せざるを得ない。そういうふうな思いで、賛成討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第10号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第11号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

それでは、ここで議場内換気のため、休憩といたします。

再開を10時15分といたします。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時15分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議案第12号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第12号は、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。
なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、
要点のみご報告いたします。

今回は、既定の歳入・歳出の総額に、歳入・歳出それぞれ1億4,658万2千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を223億8,898万9千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、町税を5,250万円、町債を8,150万円増額し、地方消費税交付金を6,600万円、国庫支出金を6,921万円、県支出金を7,162万4千円減額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、流域関連公共下水道事業補助金を4千万円、財政調整基金積立金を4億9,175万5千円増額し、児童手当給付事業費を7,500万円、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費を5,479万9千円減額するものでございます。

審査におきましては、今回令和2年度を通じてのコロナ禍での中での事業推進ができなかった事業の最終補正が数多くなされました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

本案は、委員長の報告のとおり全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第12号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第13号「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」、議案第14号「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」、議案第15号「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」、以上、特別会計3件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇）

◎5番（中野敏郎君）

議案第13号より15号までを一括して報告いたします。3議案いずれも、付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についての報告であり、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

まず、議案第13号は、「令和2年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入・歳出の総額に、歳入・歳出それぞれ7,310万9千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を36億5,571万6千円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を542万5千円、国庫支出金を334万8千円増額し、県支出金を3,676万1千円減額、収支均衡を図るため歳入欠陥補填収入を4,512万1千円減額するものでございます。一方、歳出といたしましては、保険給付金を7,050万円、保健事業費を224万9千円、総務費を36万円減額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会におきまして、慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第14号は、「令和2年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について」でございます。

今回は、既定の歳入・歳出の予算総額から歳入・歳出それぞれ432万円を減額し、歳入・歳出予算の総額を5億5,020万7千円とするものでございます。歳入といたしましては、繰入金を432万円減額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を251万円、総務費を181万円減額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、賛成多数にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第15号は、「令和2年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について」

でございます。

今回は、既定の歳入・歳出の総額から歳入・歳出それぞれ7,987万4千円を減額し、歳入・歳出予算の総額を25億1,968万2千円とするものでございます。歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を1,721万6千円、支払基金交付金を1,926万5千円、繰入金を3,297万円減額し、財産収入を16万6千円増額するものでございます。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を417万円、保険給付費を6,200万円、地域支援事業費を1,387万円減額し、諸支出金を16万6千円増額するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

以上です。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案3件につきましても、委員長の報告のとおり議員全員による審査でしたので、質疑を省略し、これより、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第14号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第15号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第16号「令和2年度粕屋町水道事業会計補正予算について」、議案第17号「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」、以上、事業会計2件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第16号と17号を一括してご報告いたします。2議案ともいずれも、付託を受けました予算特別委員会での審査の経過と結果での報告であり、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

まず、議案第16号は、「令和2年度粕屋町水道事業会計補正予算について」でございます。

今回の内容は、継続費における粕屋南配水池2号池築造事業について、水道施設整備費に係る歩掛表の改定のため、総額を7,450万円増額し、年割額を改めるものでございます。審査におきましては、現場管理費率が10%強も上がることについての根拠を問う声が強くなりました。

予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第17号は、「令和2年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について」でございます。

主な補正の内容は、一般会計繰入金の各項目の増減、消費税及び地方消費税の増額でございます。収益的収支につきましては、収入を4,376万9千円増額し12億9,873万9千円に、支出を1千万円増額し13億7,221万5千円に、資本的収支につきましては、収入を376万9千円減額し7億4,297万円とし、支出は、増減なく9億8,931万2千円とするものでございます。

予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案2件につきましても、委員長の報告のとおり全員による審査でしたので質疑を省略し、これより議案第16号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第17号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第18号「令和3年度粕屋町一般会計予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第18号は、「令和3年度粕屋町一般会計予算について」でございます。

付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

令和3年度の一般会計歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ164億2,600万円とするものでございます。これは、対前年度比8.6%、12億9,500万円の増額とな

っております。歳入の主なものを前年度と比較しますと、地方交付税を1億5千万円、寄附金を1億9千万円、諸収入を1億1,409万2千円、町債を11億5,490万円増額し、町税を1億9,340万円、地方消費税交付金を1億4千万円減額し、計上されております。一方、歳出の主なものを、目的別に前年度と比較いたしますと、総務費が9,424万3千円、民生費が1億4,286万2千円、衛生費が3億707万9千円、教育費が8億4,625万8千円増額され、農林水産業費が7,254万5千円、土木費が7,039万9千円減額計上されております。また、財政不足を補うため、財政調整基金から3億9,700万円の繰入れに加え、ふるさとづくり寄附金の寄附者の意向が反映され、ふるさとづくり基金から1億9,150万円の繰入れが計上されております。

審査におきまして、全体といたしまして今回は、後期総合計画に基づき、137の事務事業にスリム化された中での審査でございました。審査の中では、いよいよ動き出す九大農場跡地に関することが、都市計画課や社会教育課の中で活発に論議されておりました。併せて、企業立地・町の魅力づくりに向けた行政の在り方についても意見が出されておりました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

本案も、委員長の報告のとおり議員全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第18号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎11番（本田芳枝君）

議案第18号「令和3年度粕屋町一般会計予算について」、賛成の立場で討論します。

歳入・歳出予算総額は、164億2,600万円です。町長の施政方針では、今年度の予算編成を公約実現のための予算を可能な限り計上すると共に、粕屋町公共施設等個別計画に基づく各老朽化施設の改修工事や中央保育所建替え工事着手など、難題の解決に向けた必要な予算を確保する一方で、財政調整基金からの取崩しを前年度から減少させるなど、投資と財政規律を踏まえた予算とされています。この投資と財政規律を踏まえた予算というのがポイントで、これをどう解釈したらよいか。将来

に禍根を残さない財政運営になるのか、悩みました。が、分析をした結果、妥当なものと判断いたしました。

令和3年度の一般会計予算で、ひと際目につくのが、町債19億2,900万円という数字です。この町債額は、この20年間、平成14年度に続いて二番目の数字となっています。調査する時間が限られていますので、分析内容に間違いがあるかもしれませんが、この数字はあくまでも予算ベースの内容で、今後の動向では減少する可能性もあります。今私が言えることは、総務債という公債を発行することによって支えられた予算ではありますが、必要な予算を、必要なところに配分した内容だと考えます。最も大きいのは、教育債の9億2,500万円です。

具体的には、1として、教育施設関係の公共施設等適正管理推進事業債で4億6,710万円。大規模改修が主ですが、これは次世代のために必要な予算。2として、次に、公共用地先行取得事業債、3億5,300万円。阿恵官衙遺跡史跡地購入事業費です。これは国が8割、県が8%負担するものとなり、その金額は後で戻ってきます。以上、工夫を重ねられた予算内容ですが、最も目を引くのは、中央保育所建て替え工事設計委託料、2,540万円です。その内訳は、ふるさとづくり基金から1,500万円、施設整備事業債として950万円、この70%は交付税措置対象額となっています。この内訳の内容は、とても評価できます。

以上、私の賛成討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第19号「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」、議案第20号「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第21号「令和3年度粕屋町介護保険特別会計予算について」、議案第22号「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計について」、以上、特別会計4件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第19号より22号までを一括してご報告いたします。

4議案、いずれも付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についての報告であり、議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

まず、議案第19号は、「令和3年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について」でございます。

令和3年度の本特別会計予算の総額を、歳入・歳出それぞれ37億551万3千円とするものであります。歳入の主なものとしまして、国民健康保険税を7億6,736万1千円、県支出金を23億7,294万4千円、繰入金を2億6,096万5千円、諸収入を3億424万1千円計上し、一方、歳出の主なものとしましては、保険給付費が23億2,134万6千円、国民健康保険事業費納付金が11億67万3千円、保健事業費が3,530万9千円、前年度繰上充用金が2億円、計上されております。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、賛成多数にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第20号は、「令和3年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について」でございます。

令和3年度の本特別会計予算の総額を、歳入・歳出それぞれ5億4,817万3千円とするものであります。歳入の主なものとしまして、後期高齢者医療保険料を4億3,220万円、繰入金を1億1,497万3千円計上し、一方、歳出の主なものとしまして、後期高齢者医療広域連合納付金を5億3,065万9千円、計上するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会において慎重に審査しました結果、賛成多数にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第21号は、「令和3年度粕屋町介護保険特別会計予算について」でございます。

令和3年度の本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ25億1,924万5千円とするものでございます。歳入の主なものといたしまして、保険料を5億6,048万1千円、国庫支出金を5億2,281万6千円、支払基金交付金を6億4,788万6千円、県支出金を3億4,981万8千円、繰入金を4億3,816万円計上されております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を7,941万6千円、保険給付金を22億9,981万8千円、地域支援事業費を1億3,467万9千円計上するものでございます。

次に、介護サービス勘定は、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ1,563万7千円とするものでございます。歳入の主なものといたしまして、サービス収入を1,236万円計上されております。一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を1,414万2千円、サービス事業費を149万4千円計上するものでございます。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

最後に、議案第22号は、「令和3年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」でございます。

令和3年度の本特別会計歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ81万4千円とするものであります。歳入の主なものとしまして、諸収入80万4千円、一方、歳出の主なものとしまして、諸支出金58万3千円計上するものであります。

審査におきましては、この事業規模での継続が、今後どう必要かというふうな問いがございました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

以上です。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案4件につきましても、委員長の報告のとおり議員全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第20号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成多数であります。よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第21号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第22号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

ここで議場内換気のため、10分ほど休憩といたします。

再開を11時ちょうどといたします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時00分)

◎議長（鞭馬直澄君）

それでは、再開いたします。

議案第23号「令和3年度粕屋町水道事業会計予算について」、議案第24号「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」、以上、事業会計2件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第23号と24号を一括してご報告いたします。

2議案、いずれも付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果についてのご報告であり、議員全員によります審査でございますので、要点のみを報告いたします。

まず、議案第23号は、「令和3年度粕屋町水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が10億6,334万1千円、支出が9億2,698万5千円で、資本的収支につきましては、収入が5億9,710万円、支出が8億9,986万5千円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填するものであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

次に、議案第24号は、「令和3年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について」でございます。

収益的収支につきましては、収入が12億4,561万8千円、支出が13億466万1千円で、資本的収支につきましては、収入が7億5,770万1千円、支出が9億5,278万7千円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであります。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査いたしました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

これらの議案2件につきましても、委員長の報告のとおり議員全員による審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第23号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第24号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第25号「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

議案第25号は、「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」でございます。付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

都市政策部都市計画課所管で、平成17年度駕与丁区域よりスタートしてまいりました住居表示も今回12区域目となりました。今回、大宇内橋・戸原・阿恵の一部を、内橋東一丁目から内橋東二丁目、そして内橋東三丁目へと名称の変更を求める議案

として提出されたものです。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第25号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第26号「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合格約の一部変更に関する協議について」、議案第27号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合格約の変更について」、以上、2件を一括して議題といたします。

これらの案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案第26号及び議案27号について、付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、一括してご報告いたします。

議案第26号は、「糟屋郡篠栗町外一市五町財産組規約の一部を変更に関する協議について」でございます。

令和2年10月10日に実施された篠栗町の住居表示に伴い、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の事務所の位置が変更されたため、当該組合の規約を一部変更する必要が生じております。一部事務組規約の変更は、地方自治法第286条第2項の規定に基づく構成団体との協議によることとなりますが、この協議を行うにあたって、同法第290条の規定に基づく構成団体協議会の議決が必要となるため、本議案を上程されたものです。

当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続いて、議案第27号は、「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」でございます。

令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増やし、福岡県市町村職員退職手当組規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものです。

当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告を求めました折、私が、以上事業会計2件と申し上げましたが、事業会計は間違っておりましたので、この事業会計の文言を削除させていただきます。

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第26号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第27号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、議案第28号「須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野建設常任委員会委員長。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番(中野敏郎君)

議案第28号は、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合規約の変更について」でございます。付託を受けました建設常任委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が所管する施設周辺の環境問題について、地元地域からの改善要望に迅速かつ的確に対処し、本組合が責任を持って環境整備を実施することができるように規約の一部を改正するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものでございます。

具体的な内容といたしましては、環境整備に要する経費について、施設所在関係町が30%、施設非所在関係町が70%を負担するというものでございます。

建設常任委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(建設常任委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長(鞭馬直澄君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、議案第28号の討論に入ります。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(鞭馬直澄君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。
これより、議案第28号を採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長(鞭馬直澄君)

全員賛成であります。よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決いたし

ました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、今定例会中、追加で提出されました議案第29号「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇）

◎5番（中野敏郎君）

追加議案であります議案第29号は、「令和2年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員による審査でございましたので、要点のみご報告いたします。

この追加提案は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金の上限額が増額されたことによる、ワクチン接種事業費の見込みによるものでございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第3次交付限度額の補助裏算定分が通知されたことによる歳入予算の計上がなされたものでございます。今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ9,335万4千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を224億8,234万3千円とするものでございます。歳入といたしましては、国庫支出金を9,335万4千円増額するものでございます。一方、歳出といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を5,719万7千円増額するものでございます。

審査の中で、ワクチン接種のシミュレーションを行ったことが報告されましたが、ボランティア活動したいという町民の声もあるが、その受け入れ態勢を問う質問等もございました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

（予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇）

◎議長（鞭馬直澄君）

本案は、委員長の報告のとおり全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第29号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、同じく今定例会中、追加で提出されました議案第30号「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

中野予算特別委員会委員長。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 登壇)

◎5番（中野敏郎君）

追加議案であります議案第30号は、「令和3年度粕屋町一般会計補正予算について」でございます。

付託を受けました予算特別委員会の審査の経過と結果について、ご報告いたします。なお、審査の経過につきましては、議員全員によります審査でございますので、要点のみをご報告いたします。

この追加提案は、令和3年4月11日に執行予定の福岡県知事選挙の経費を計上するためのものがございます。また、新型コロナウイルス接種に係る補助金の上限額が増額されたことによる歳入予算の計上がなされたものです。

今回は、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入・歳出それぞれ2,388万3千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を164億6,988万3千円とするものがございます。歳入といたしましては、国庫支出金を888万3千円、県支出金を1,500万円増額するものがございます。一方、歳出といたしましては、県知事選挙執行事務費を1,657万1千円増額するものがございます。

審査の中では、県知事選挙に町議会議員選挙を合わせたことによる予算的なメリットはというお尋ねもございました。

付託を受けました予算特別委員会におきまして慎重に審査しました結果、全員賛

成にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(予算特別委員会委員長 中野敏郎君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

本案も、委員長の報告のとおり全員での審査でしたので、質疑を省略し、これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、同じく今定例会中、追加で提出されました議案第31号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

安藤総務常任委員会委員長。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 登壇)

◎4番（安藤和寿君）

議案第31号は、「工事請負契約の締結について」でございます。

付託を受けました総務常任委員会の審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

本議案は、粕屋中央小学校第1期大規模改造工事を実施するもので、小学校校舎は、平成3年に建築され、平成16年及び平成24年に増築されています。そのうち、平成3年及び平成16年に建築された建物について、老朽化が進んでいるため、改修工事を行うものです。令和3年度から4年間かけての改修を計画しており、今回はその第1期目となります。

粕屋中央小学校においては、老朽化により雨漏りが発生している箇所があるため、梅雨時期の対策として、令和3年度に入りまして早期に着工する必要があることから、この工事を実施するにあたり、令和3年2月26日に共同企業体8社による指名競争入札を行いましたところ、粕屋殖産株式会社・吉松建設株式会社特定建設工事共同企業体 代表者 粕屋殖産株式会社 代表取締役 篠原隆盛が、工事請負金額4億1,239万円で落札しましたので、この者と契約を締結するにあたり、条例の規定に基づき、議会の議決を求められたものです。なお、工事期間につきましては、契約効力発生の翌日から令和3年10月31日となります。財源といたしましては、地方債を活用して実施されるものです。

審査の中で、今回の工事实施に伴い、当該工事敷地内の焼却場と、現在、飼育を行っているウサギ小屋を撤去するとの説明があり、意見が出され、内容においては、学校教育課として生き物の命の大切さを教える中で、どう考えているのか。現在、西小学校では、ウサギを飼育しているのに、そのときの校長の判断で、撤去を行うのはおかしいのではないかなどの意見が出されましたが、改めて、飼育小屋の撤去を行うかどうか、再度検討することとなり、当委員会で慎重に審査いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

(総務常任委員会委員長 安藤和寿君 降壇)

◎議長（鞭馬直澄君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第31号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり

決することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、陳情第1号「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

これより、陳情第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

木村議員。

◎13番（木村優子君）

陳情に対して、反対の立場で討論をいたします。

まず、新子育て安心プランは、保育園園長を含むメンバーで構成された検討会から提出された報告書で、実態調査に基づき、保育実践の質の確保に向けた取組みの在り方に通底しております。この中では、提案・意見・募集やヒアリングなども行われているようです。討論ですので詳しくは述べられませんので、要点を絞り、反対する理由を3点述べます。

このプランの支援のポイントは三つあり、陳情者が指摘している、保育士の全面パート化につながるとの記載は、プランの中の二つ目、短時間勤務の保育士の活躍促進の保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進する施策例の一つから飛躍したものであると考えます。あくまで施策の1例を挙げたもので、保育士の全面パート化につながるという趣旨ではないことが1点。

2点目。常勤の保育士の離職率は約9%で、勤務者が40万人を超える中では必ずしも高くはなく、平均勤続は伸びています。実態調査によると、過去に保育士として就業したものの退職した理由が述べられており、職場の人間関係が3割を示された。給料が安い、仕事量が多い、労働時間が長い、妊娠・出産、健康上の理由（体力を含む）、結婚が続いています。一方、同調査によれば、過去に保育士として就業した者の約7割は、短時間勤務での復職意向を有しており、特に30代の女性では、8割に達しているとの結果もあり、短時間勤務制度の必要性が指摘をされております。

3点目。報告書によると、国は現在行っている3歳児の職員の配置や、チーム保育の推進のための保育士加配の加算等に加え、1歳児や4・5歳児の職員配置の改

善等について、財源の確保と併せて検討を進める必要性も述べてあること。また、国は、25年度以降、月額最大約8.5万円の処遇改善を行っていることもあるが、保育士に届いていない、事務処理が複雑などの意見も含め、処遇改善等も指摘しています。また、ICT化等の推進により業務省力化を進める重要性も書かれています。

陳情書にある配置基準は72年間変わらないままで、改善の検討もされていないとありますが、現在既に始まっております。プランは、保育士として長く働ける環境を作るための前向きな対応になっていること。また、過去に保育士として就業した方が、短時間勤務での復職意向を有していることを考えると、必ずしも質の低下につながるとは考えられないこと。配置基準改善及び処遇改善向上は、今まさに検討され始まっており、今回の粕屋町の予算では、子ども未来課の説明にも含まれていた保育業務のデジタル化など、この反映であることが考えられること、以上の点から反対といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎7番（川口 晃君）

私は、こういう団体が古くから活動してあることを初めて知りました。それで、少し感銘した感じで、賛成討論をいたします。

政府は、平成25年からの待機児童解消加速化プラン、5年間で約50万人の解消を目指したのができず、平成30年度から子育て安心プラン、3年間で約32万人を計画しましたが、解消できませんでした。それで、令和3年から令和6年度末までの計画として、4年間で約14万人の待機児童の解消を目指す、新子育てプラン・安心プランを作ったようです。

今度のプラン、大きなポイントはさっき木村さんが申しましたように、三つあるようですが、陳情者は、ポイント2の魅力向上を通じた保育士の確保の項の短時間勤務の保育士の活躍促進についてなどを陳情してあります。待機児童が存在する市町村において、各クラスで常勤保育士1名を必須の規制をなくし、それに代えて、2名の短時間保育士で可とすると説明されています。

陳情者は、2名の短時間保育士で可とする点に危惧を表明してあります。私も同感です。小学校や中学校の正規のクラス担任を配置するという規定を2名のパート、非正規の先生でクラスを運営すると言うのですから、責任の所在が曖昧になります。指導の仕方が違えばクラスが混乱します。本当にこれ、正気の沙汰ではありません。保育所でも1名の常勤保育士をきちんと置いて、非正規のパートの保育士を配置するのが通常の理にかなったやり方だろうと思います。

自治体においても、嘱託や臨時の職員を増やして、彼らの身分をきちんと認めなきゃならないという国際的批判を浴びて、今回の会計年度任用制度ができました。しかし、フルタイムとパートかの選択の中で、1日に15分勤務時間が短いということで、多くの会計年度職員が生まれました。これと同様に、保育所もこの計画では、パートの保育士が多数になっていくでしょう。女性の地位の向上はどうなっていくのでしょうか。短時間保育士2名配置での運営は、法律上は責任を持たないパート保育士での無責任なクラス運営になってしまいます。そう私は思うんです。

陳情者は、常識人の理にかなった発言をされているものと思います。

以上、賛成討論です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

小池副議長。

◎15番（小池弘基君）

反対の立場で討論をいたします。

陳情第1号「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活動促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情」とありますが、全面パート化につながるとは考えられません。保育士の経験者が結婚を機に退職された方、短期間での現場復帰のためには、短時間勤務が必要と思われまます。

また、保育所職員の処遇向上も必要です。本来は、常任委員会で十分な審査ができたらいと思いますが、現状では、議場での採決となり、継続審査といったものができません。私は、この陳情は十分な審議を行うべきだと思ひ、今回の陳情は否決すべきと考えますので、反対討論といたします。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

田川議員。

◎8番（田川正治君）

陳情第1号について、賛成討論を行います。

このたび、新型コロナウイルスの感染症が広がる中で、乳幼児を持つ母親や女性の人たちの働き方、この力によって、日本の保育も含め、日本経済、そういうものにも影響を大きく与えてるということがあると思ひます。そういう点で言えば、子どもの育ちをどのように守るのか。それは、保育所での役割が大きいと思ひます。それにふさわしい処遇がされてきたのか、環境があるのかということについては、今、国内でも、それぞれの保育現場で頑張っている、休みを取らなくて働く人たちが

の子どもを受け取るということでの仕事に、献身されているという状況であると思います。こういう中でのコロナウイルスの未知のこれからも共存していく、そういう社会の中で、保育現場はますます体制も含め、職場の環境を改善して、補強していくと、補充していくという職員の体制が求められると思います。

現在、保育士の人たちは、子どもを預ける親御さんから子どもを預かって、そして、コロナウイルスに感染しないようにということ。そして、もう一つは本人も、保育士自身もコロナにかからないで、そして子どもたちを受け入れる、そういうことで努力をされております。こういう中で、マスクを使ったり着用することでの苦勞、そして保育園の中でのおもちゃやいろんな遊び道具を消毒する作業、食事中や昼寝中の3密状態をなくしていくための努力、このようなことなど含め、保育士が保護者の人たちとの話も含め、接触も含め、いろんな感染防止を含めて取組まれているということでもあります。こういう中で、時間内での仕事だけでなく、時間外も含めて、一日切れ目ない、そういう保育を子どもたちに対して行っているという状況だと思います。

私は、こういう状況のもとで、保育士が正規の職員、そしてクラスを担当することこそ、まず、基本に据えて取組まなければならない。短期の雇用、そういう働く人たちだけでは、この一日の中での子どもを保育していくということをやっていくという点については、非常に危険性も含め、いろんな意思疎通が不十分になるというものがはらんでるというふうに思います。そういう点では、今回提出されております意見書にある二つの項目については、パート化につながると、保育士のです、いう点については、短時間勤務の保育士を採用していくということになれば、正規の職員でなくて、短期の人たちだけで切れ目、一日の中で何人もの人たちが、一人の子どもも対応していくと。そして、先生間同士の意思疎通もできないような切れ目ない状態じゃなくて、もう途切れてしまう。そういうような職場環境になっていくということだと思います。ということになれば、子どもたちに与える影響が大きいということです。

こういう点で、今、職員の配置の問題も含め、保育士を、今でもパートとか正規でない人たちも含めて、正規にしていくことも併せ、国の保育士の配置に対する基準、これをもっと子どもに対する保育士を増やすという方向に取組んでいく必要があると思います。

そういう点で、今回出されました保育士の処遇改善、そういう点を基本にしたこの意見書については、国がこの内容をいわゆる児童福祉法に基づくそういう子どもを預かる保育士、保育所を、どう確立していくかという点について、積極的に町議会なり、町からも国に対して申し入れていくと、意見提出するということこそ大事

だということに賛成討論を行います。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

末若議員。

◎1番（末若憲治君）

私は、反対の立場から討論させていただきます。

そもそも、お子さんの前で正規職員だとかパート職員という感情が僕は働いてるのかなというふうに思います。一人のパートだろうが非正規だろうが、正職だろうが、責任持ってお子さんを見ていただいているというふうに思います。だから、私がこの現状、陳情を受けた、拝見したときに感じたのは、何かこうパートの方が悪いような印象をちょっと受けてしまったものですから。そうではなくて、やっぱり子どもさんたちに対しては、しっかり責任を持って立場関係なく職務にあたられていると思います。

また、待機児童がある場合、パートタイマーでも2名で大丈夫だということですので、基本的にはやはり正職でやるっていう方向性に変わりはないと思います。ただ、これをそのまま正職じゃないと、クラスができないということになれば、保育園の運営そのものにも影響が出てくる可能性もありますので、決してパートタイマーが悪いというような形ではないと私自身思います。ですので、正職も非正規の方もバランスよく保育をしていくことが、必要じゃないかなというふうに考えます。

粕屋町においては、正直、正職の方が少ないように感じます。ですから、粕屋町にとっても正職の方が増えるのは非常にいいことだと思います。私もそう思いますが、今回のこの陳情に関しては、ちょっと不十分かなというふうに私は考えております。

以上です。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（鞭馬直澄君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより、陳情第1号を採決いたします。

本案を、原案どおり採択することに賛成の方は、賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（鞭馬直澄君）

賛成少数であります。よって、陳情第1号は、不採択となりました。

◎議長（鞭馬直澄君）

次に、日程第5「委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査」の件を議題いたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の特定事件（所管事務）調査とすることに決定をいたしました。

ここで、町長から発言の申し出がおりますので、これを認めます。

箱田町長。

◎町長（箱田 彰君）

去る2月26日に招集をいたしました今議会におきましては、補正予算案を初め、令和3年度当初予算案など数多くの議案のご審議を賜り、活発なご議論をちょうだいしながら、すべての議案等に可決承認をいただきました。ありがとうございました。

また、会期中に急きょ追加提案をさせていただきました、新型コロナウイルスワクチン接種事業費を中心とする令和2年度一般会計補正予算案や、福岡県知事選挙執行経費を主に計上いたしました、令和3年度一般会計補正予算案、また、粕屋中央小学校第1期大規模改造工事請負契約の締結案件につきましても、慎重なご審議を賜り、可決承認をいただきました。重ねて感謝申し上げます。

今後、すべての事業の実施を全力で図ってまいりたいと思っております。

本日の議会開会時の冒頭、議長のご挨拶で述べられ、また議員の皆さまにも御承知のとおり、去る3月14日日曜日に、サンレイクかすやで開催されました文化芸術応援プロジェクトにおきまして、マスク着用、検温、消毒など、衛生管理を徹底し

て行ったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の陽性者が開催後に確認されました。このことにより、町内各小学校の卒業式を延期せざるを得なくなり、保護者の皆さまを初め、各方面の関係者の皆さまに、多大なるご心配とご迷惑をおかけしました。深くおわび申し上げます。

粕屋保健所の指示、指導のもと、事後の対応は行いましたが、改めて姿が見えない新型コロナウイルスの脅威を痛感いたしました。福岡県の非常事態宣言が解除されたとはいえ、今もなお、感染の拡大は続いていると思われまます。この要因として、長期間続くウイルス感染に対する気持ちの緩みが大きな原因と言わざるを得ません。これまで以上に、3密の回避、不要不急の外出自粛、多人数の会食自粛、そしてマスクの着用と手指消毒の徹底を住民の皆さんに強く呼びかける必要があると痛切に感じます。この事案につきましては、その詳細や経過について後ほど予定されております議員全員協議会において、教育委員会のほうからご説明申し上げます。

さて、来る4月11日日曜日は、福岡県知事選挙と同時に執行される第17回粕屋町議会議員選挙の投票日でございます。議員の皆さまにおかれましては、この4年間の任期中、町政運営に誠実に、そして真剣に、様々な形でご助言ご指導を賜りました。本当にありがとうございました。今限りでご勇退をされる議員もいらっしゃると思います。また、再び挑戦の舞台に立たれる議員もおられるかと思いますが、議員の皆さまには、町の発展という共通の目的のために、私と共に、まさに車の両輪のようにご尽力をいただきました。改めて深く感謝を申し上げます。この4年間のご労苦に御礼を申し上げますと共に、皆さまのご健闘、そしてご健勝を心からご祈念申し上げ、3月定例議会閉会にあたっての御礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（鞭馬直澄君）

これをもちまして、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和3年第1回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（鞭馬直澄君）

ご異議なしと認めます。よって、令和3年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時51分）

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鞭 馬 直 澄

署名議員 末 若 憲 治

署名議員 山 脇 秀 隆